

○海洋汚染等及び海上災害の防止関係法規の適用について（通達）

平成5年5月28日  
海幕施第2574号

改正	平成8年1月11日	海幕施第	93号	〔第1次改正〕
	平成9年7月1日	海幕施第	3065号	〔第2次改正〕
	平成13年1月6日	海幕施第	16号	
	平成14年2月28日	海幕施第	1106号	
	平成20年3月26日	海幕施第	2273号	
	平成20年9月4日	海幕施第	6780号	
	平成23年1月19日	海幕施第	661号	〔第3次改正〕
	平成25年11月28日	海幕施第	10258号	〔第4次改正〕
	令和4年3月16日	海幕施第	62号	〔第5次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

海洋汚染等及び海上災害の防止関係法規の適用について（通達）

標記について、下記のとおり通達する。

なお、海洋汚染及び海上災害の防止関係法規の適用について（通達）（海幕総第3989号。58.9.27）は廃止する。

記

1 目的

この通達は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年 法律第136号。以下「法」という。）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「政令」という。）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号。以下「省令」という。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）及び船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）の規定を実施するため、艦船及び航空機並びに油保管施設等からの油及び廃棄物の排出、油濁防止管理者の要件、油濁防止規程、油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示及び油排出時の通報等に関する事項並びに海上自衛隊における法適用船舶の種類について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

- (1) 法、政令及び省令に規定する「総トン数」とは、別表「総トン数換算表」に示すものをいう。
- (2) 政令及び省令に規定する「最大搭載人員」とは、艦船国籍証書等に記載された搭載人員をいう。

- (3) 「タンカー」とは、海上自衛隊においては補給艦、油槽船、油船及び廃油船をいう。
- (4) 「油保管施設等」とは、艦船から陸揚げし、又は艦船に搭載する油で 500 キロリットル以上の油を保管する施設及び 150 トン以上のタンカーを係留することのできる施設をいう。
- (5) 「自衛艦隊司令官等」とは、自衛艦隊司令官、各地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官及び第 1 術科学学校長をいう。
- (6) 「港湾担当部隊の長」とは、次表左欄に掲げる地区について、それぞれの右欄に掲げるものをいう。

地 区		港湾担当部隊の長
総 監 部 所 在 地		警 備 隊 司 令
防 備 隊 所 在 地		防 備 隊 司 令
基 地 隊 所 在 地		基 地 隊 司 令
航 空 基 地 隊 所 在 地		航 空 基 地 隊 司 令
基 地 分 遣 隊 所 在 地		基 地 分 遣 隊 長
その他	江 田 島	第 1 術 科 学 学 校 長
	小 松 島	第 2 4 航 空 隊 司 令

- (7) 「港湾管理者」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 1 項に規定する港湾管理者をいう。
- (8) 「油保管施設等の管理者」とは、当該施設を所掌する供用事務担当官の指定する者をいう。
- (9) 「補給艦等の長」とは、補給艦については艦長を、油槽船、全長 36 メートル以上の自走の油船及び廃油船については所属する警備隊の司令をいう。
- (10) 「艦船等の長」とは、全長 50 メートル以上の艦船については艦船の長を、油槽船、全長 32 メートル以上の自走の油船及び廃油船については所属する警備隊の司令をいう。
- (11) その他この通達において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### 3 責務

- (1) 自衛艦隊司令官等は、この通達に基づき、油及び廃棄物の処理並びに排出油防除に関し必要な事項を定め、所要の向きに通知するものとする。
- (2) 艦船及び航空機の長並びに油保管施設等の管理者は、法（この法に基づく命令も含む。）及びこの通達の定めるところに従い、艦船及び航空機並びに油保管施設等からの油及び廃棄物の排出による海洋汚染等及び海上災害の防止に努める責務を有する。

### 4 油濁防止管理者

- (1) 油濁防止管理者の要件等

#### ア 油濁防止管理者を選任すべき艦船

法第 6 条第 1 項に規定する油濁防止管理者を選任すべき艦船は、補給艦、油槽船並びに全長 36 メートル以上の自走の油船及び廃油船（以下「補給艦等」という。）とす

る。

#### イ 油濁防止管理者の要件

油濁防止管理者は、省令第 10 条に規定する要件を満たすもの又は次の要件のすべてを満たすものでなければならない。

(ア) 機関長又はこれに準ずるもの。

(イ) 機関 1 級から 4 級まで又は運航 1 級から 4 級までのいずれかの海技資格を有するもの。

(ウ) 艦船に乗り組んで、油の取扱いに関する作業に 2 年以上従事した経験を有するもの。

#### (2) 油濁防止管理者養成講習への参加

補給艦等の長は、油濁防止管理者を国土交通省が実施する油濁防止管理者養成講習に参加させるよう努めなければならない。

### 5 油濁防止規程

(1) 法第 7 条に定める油濁防止規程を備え置く、または掲示すべき艦船は、全長 50 メートル以上の艦船並びに全長 32 メートル以上の自走の油船及び廃油船（以下「艦船等」という。）とする。

(2) 前号の油濁防止規程は、別紙第 1 及び別紙第 2 のとおりとし、省令第 11 条の 2 第 3 項及び第 4 項に係る部分については艦船等の長が定めるものとする。

(3) 艦船等の長は、油の不適正な排出を防止するため、油濁防止規程に基づき必要な細部事項を定めるものとする。

### 6 油濁防止緊急措置手引書

(1) 法第 7 条の 2 第 1 項に定める油濁防止緊急措置手引書を備え置くべき艦船は、油濁防止規程を備え置く艦船等とする。

(2) 前号の油濁緊急措置手引書は、別紙第 3、別紙第 4 及び別紙第 5 のとおりとし、艦船等の長が必要事項を追記し、使用するものとする。

(3) 法第 40 条の 2 第 1 項に定める油濁防止緊急措置手引書は、別冊第 1 のとおりとし、油保管施設等の長が必要事項を追記し、使用するものとする。

### 7 油記録簿

(1) 法 8 条第 1 項で定める油記録簿は、別紙様式第 1 及び別紙様式第 2 のとおりとする。

(2) 油記録簿の「当該作業の責任者の署名」は、機関長又はこれに準ずる幹部自衛官が行うものとする。

(3) 法 8 条第 1 項中、「当該船舶を管理する船舶所有者の事務所」とは、非自走の支援船が所属する部隊の事務所とする。

### 8 適用除外

油記録簿に関し、法第 9 条第 1 項に基づく適用除外は、タンカー以外で全長 25 メートル以下の艦船とする。

### 9 船舶発生廃棄物汚染防止規程

- (1) 法第 10 条の 3 第 1 項に定める船舶発生廃棄物汚染防止規程を備え置くべき艦船は、全長 25 メートル以上の艦船及び最大搭載人員 15 人以上の艦船（この項において「適用艦船」という。）とする。

ただし、搭載艇及びカッターにあつては、この限りではない。

- (2) 前号の船舶発生廃棄物汚染防止規程は、別冊第 2 のとおりとし、適用艦船の長（艦船の長が置かれていない支援船については、当該支援船が所属する部隊又は機関にあつて、支援船を運用することと定められている隊長又は課（科）の長）が必要事項を追記し、使用するものとする。

#### 10 船舶発生廃棄物記録簿

- (1) 法第 10 条の 4 に定める船舶発生廃棄物記録簿（以下「記録簿」という。）を備え置くべき艦船は、全長 50 メートル以上及び最大搭載人員 15 人以上の自衛艦とし、外国の港に向けて、国内の港を最終出港した時から、帰国し最初の廃棄物処理まで記録するものとする。
- (2) 国際航海に従事する艦船で、事故その他の理由による例外的な廃棄物の排出を行った場合には最大搭載人員 15 人以上で全長 50 メートル未満の艦船はその概要を「航泊日誌」に記載する。
- (3) 同項第 1 号の記録簿の様式及び記載要領は、別紙様式第 3 のとおりとする。

#### 11 船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示

- (1) 法第 10 条の 5 に規定する船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等（以下「プラカード」という。）を掲示すべき艦船は、全長 12 メートル以上の艦船（この項において「適用艦船」という。）とする。ただし、搭載艇にあつては、この限りではない。
- (2) 前号のプラカードは、別紙第 6 のとおりとする。
- (3) プラカードの掲示は、適用艦船の長（艦船の長が置かれていない支援船については、当該支援船が所属する部隊又は機関にあつて、支援船を運用することと定められている隊長又は課（科）の長）が掲示するものとする。
- (4) 省令第 12 条の 3 の 7 第 2 項に基づく、プラカードに付すべき訳文は、別紙第 7 のとおりとする。

#### 12 油排出時の通報等

法第 38 条に規定する油の排出があつた場合又は海難等により油の排出のおそれがある場合、当該艦船の長並びに油保管施設等の管理者は、直ちに法に基づく必要な措置（油濁防止緊急措置手引書による処置を含む。）を講ずるほか、環境保全関係事項の報告について（通達）（海幕総第 1377 号。51.4.1）により、報告又は通報するものとする。

- 2 別紙様式第1～別紙様式第3
- 3 別 表
- 4 別冊第1・別冊第2

## 油 濁 防 止 規 程

(補給艦等用)

## 1 目 的

この規程は、法第7条の規定に基づき、油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項、油の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他油の不適正な排出の防止に関する事項について定め、海洋の油による汚染を防止することを目的とする。

## 2 油濁防止管理者の選任及び解任

- (1) 補給艦等の長は、法に基づき油濁防止管理者を選任し、当該補給艦等の乗員に周知しなければならない。
- (2) 補給艦等の長は、油濁防止管理者が職務に不適任であると認める場合及び法に違反する行為を行った場合は、解任するものとする。

## 3 油濁防止管理者の職務

- (1) 油記録簿の記載及び保管に関する事項
- (2) 油の不適正な排出の防止及び油が排出された場合の除去作業に関する事項
- (3) 油の取扱い作業に関する事項
- (4) その他、補給艦等の長が定める事項

## 4 廃油処理施設の利用

- (1) 自隊廃油処理施設を利用すべき場合  
地方総監の定めるところによる。
- (2) 公営又は民間廃油処理施設を利用すべき場合  
港湾管理者の定めるところによる。

## 5 乗員が守るべき事項の周知及び教育

補給艦等の長は、油の不適正な排出の防止のため、次の各号に掲げる事項について乗員に対し周知及び教育を行わなければならない。

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係法令
- (2) 油濁防止規程及び油濁防止緊急措置手引書等
- (3) 油類取扱い作業の留意事項
- (4) その他必要と認める事項

## 6 油の不適正な排出の防止のためにとるべき措置等（各号は艦船等の長が定めること。）

- (1) 燃料油タンクへの水バラストの積込み及び当該燃料油タンクから水バラストの排出又は処分
- (2) 燃料油タンクの洗浄
- (3) 油性残留物の処分
- (4) ビルジの排出又は処分
- (5) 燃料油及びばら積みの潤滑油の補給

- (6) 貨物油の積込み、積替え及び取卸し
  - (7) 貨物艙への水バラストの積込み及び当該貨物艙からの水バラストの排出又は処分
  - (8) 貨物艙の洗浄
  - (9) スロップタンクからの水の排出
- 7 ビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、貨物艙原油洗浄設備その他油の不適正な排出の防止のための機器の取扱い、点検及び設備に関する事項（細部は艦船等の長が定めること。）

## 油 濁 防 止 規 程

(補給艦等以外の艦船等用)

## 1 目 的

この規程は、法第7条の規定に基づき、油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項、油の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他油の不適正な排出の防止に関する事項について定め、海洋の油による汚染を防止することを目的とする。

## 2 艦船等の長の職務

- (1) 油記録簿の記載及び保管に関する事項
- (2) 油の不適正な排出の防止及び油が排出された場合の除去作業に関する事項
- (3) 油の取扱い作業に関する事項
- (4) その他、必要な事項

## 3 廃油処理施設の利用

- (1) 自隊廃油処理施設を利用すべき場合  
地方総監の定めるところによる。
- (2) 公営又は民間廃油処理施設を利用すべき場合  
港湾管理者の定めるところによる。

## 4 乗員が守るべき事項の周知及び教育

艦船等の長は、油の不適正な排出の防止のため、次の各号に掲げる事項について乗員に対し周知及び教育を行わなければならない。

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係法令
- (2) 油濁防止規程及び油濁防止緊急措置手引書等
- (3) 油類取り扱い作業の留意事項
- (4) その他必要と認める事項

## 5 油の不適正な排出の防止のためにとるべき措置等（各号は艦船等の長が定めること。）

- (1) 燃料油タンクへの水バラストの積込み及び当該燃料油タンクから水バラストの排出又は処分
- (2) 燃料油タンクの洗浄
- (3) 油性残留物の処分
- (4) ビルジの排出又は処分
- (5) 燃料油及びばら積みの潤滑油の補給

## 7 ビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、貨物艙原油洗浄設備その他油の不適正な排出の防止のための機器の取扱い、点検及び設備に関する事項（細部は艦船等の長が定めること。）



## 油濁防止緊急措置手引書

(補給艦用)

所 属 \_\_\_\_\_

艦 船 名 \_\_\_\_\_

番 号 \_\_\_\_\_

信号符字 \_\_\_\_\_

定 係 港 \_\_\_\_\_

## 油濁防止緊急措置手引書取扱要領

- 1 「変更の記録」については、艦長が確認すること。
- 2 表1「初期通報様式」を使用して通報する場合は、次のとおり取り扱うこと。
  - (1) 様式中のアルファベットの参照文字は、国際海事機関（IMO）決議A. 851（20）「危険物、有害物質及び海洋汚染物質に係る事故の通報用ガイドラインを含む船舶の通報制度及び船舶の通報要件の一般原則」による。アルファベットのうち使用されていない文字があるが、これらの文字は、航路情報の送信塔等で要求される情報を特定するために使用されるものである。
  - (2) QQ（欠陥／不備／損傷の概要）とは、具体的には、船体の損傷にあつては、当該損傷箇所及びその損傷の程度をいう。
  - (3) RR（排出の概算量を含む汚染の概要）とは、具体的には、排出された油の種類、量及びひろがり状況等をいう。
- 3 表2「油防除部署配置表」については、艦で別に定めている部署を転記しておくこと。
- 4 付録I「沿岸国連絡先リスト」については、国際海事機関（IMO）において取りまとめた連絡先リストを記載しているが、本艦に関係する沿岸国が当該リストにない場合は、上級司令部または連絡官を通じて情報を入手し、記載すること。
- 5 付録II「港湾連絡先リスト」については、情報を直接連絡して入手するほか、上級司令部または連絡官を通じて情報を入手し、できる限り記載すること。
- 6 付録III「自艦関係者連絡先リスト」については、次のとおり取り扱うこと。
  - (1) 「2. その他の関係者の連絡先」については、指定海上防災機関のほか、入港予定地において代理店と契約している場合には当該連絡先、その他必要と考えられる連絡先を記載する。
  - (2) 夜間連絡先については、可能な範囲の記載で差し支えない。
- 7 付録IV「国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報」については、上級司令部を通じ、本艦に関係する沿岸国及び当該沿岸国の地方当局（港湾当局を含む。）の防除体制に関する情報を入手し、記載のこと。
- 8 付録V「排出油防除資材の在庫目録」については、本艦に備え付けていない資材がある場合は、当初数量欄に「－」で表示すること。

## 変更の記録

変更年月日	変 更 事 項	根 拠	艦長 印

## 序文

- 1 本手引書は、1978年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「MARPOL73/78条約」という。）附属書I第37規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）第7条の2の規定に従って作成されている。
- 2 本手引書の目的は、油汚染事故（船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合をいう。以下同じ。）に対処するための指針を与えることにある。
- 3 本手引書には、MARPOL73/78条約附属書I第37規則、国際海事機関（IMO）海洋環境保護委員会（MEPC）決議54(32)及び修正決議86(44)において作成された「油濁防止緊急措置手引書の作成のためのガイドライン」並びに海洋汚染等防止法及び関係省令により要求されているすべての情報及び行動の指示が記載されている。付録には、他の参考資料とともに本手引書の中で参照すべき連絡先の名称、電話番号、テレックス番号等が記載されている。
- 4 付録は、艦長により最新の状態に作成、整備及び維持されなければならない。

## 目 次

### 第1章 総則

### 第2章 通報手続

2. 1 通報を要するとき
2. 2 通報事項
2. 3 通報先

### 第3章 排出の制御

3. 1 船舶の運航に伴う排出
3. 2 事故に起因する排出
3. 3 汚染抑制／緩和活動
3. 4 瀬取り
3. 5 復原性と応力への配慮

### 第4章 国及び地方当局との調整

4. 1 排出油の防除のための国及び地方当局との調整
4. 2 沿岸国の防除体制

### 第5章 その他

5. 1 関係図面
5. 2 排出油防除資材
5. 3 広報
5. 4 記録の保管
5. 5 手引書の見直し
5. 6 教育及び訓練
5. 7 救助

## 付 録

- I 沿岸国連絡先リスト
- II 港湾連絡先リスト
- III 自艦関係者連絡先リスト
- IV 国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報
- V 排出油防除資材の在庫目録
- VI フローチャート
- VII 関係図面
- VIII 緊急時点検表

### 第1章 総 則

- 1.1 本手引書の目的は、油汚染事故に伴う油の排出を削減し、又は制御するために艦船内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、艦船の乗組員（艦長を含む。以下同じ。）に指針を与えることにある。
- 1.2 本手引書は、燃料油の補給等艦船の運航に伴う油の排出のみならず、海難等の事故に起因する大規模な油の排出に対処するための指針も示している。
- 1.3 汚染事故があった場合において、油の排出を削減してその影響を緩和するためには、関係機関への通報、艦内における排出の制御、外部機関との調整が重要であり、本手引書の指針に従いこれらを適正に実施する必要がある。
- 1.4 本手引書がその目的を達成するためには、本手引書が艦船の乗組員及び陸上の船舶において管理に携わる者により理解されていることが必要である。

### 第2章 通報手続

#### 2.1 通報を要するとき

MARPOL73/78 条約第8条及び議定書 I 並びに海洋汚染防止法及び関係省令の規定に従い、油汚染事故があった場合は、艦長（艦長以外の者が代わってその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）は、直ちに最寄りの沿岸国（日本国の沿岸にあっては、海上保安庁をいう。以下同じ。）に通報しなければならない。

##### 2.1.1 油の排出があった場合の通報：

次に掲げる油の不適正な排出について、直ちに最寄りの沿岸国に通報しなければならない。

- .1 船体又は設備の損傷等による油の排出
- .2 船舶の安全の確保又は海上での人命救助の目的でなされた油の排出
- .3 船舶の運航中における MARPOL73/78 条約に定められた油分の濃度、総量又は瞬間排出率を超える油の排出

##### 2.1.2 油の排出のおそれがある場合の通報：

次に掲げる事項を考慮して、船舶の衝突、乗揚げ、機関の損傷その他の海難により油の不適正な排出のおそれがあると判断される場合は、この旨を直ちに最寄りの沿岸国に通報しなければならない。

- .1 船体、機関又は設備の損傷、故障又は破損の程度

.2 船舶の位置及び陸岸又は他の航行上の危険との接近の度合い

.3 気象、潮汐、潮流及び海象

.4 船舶交通の幅員度

2.1.3 一般的に次に掲げる場合は、通報の対象となる油の不適正な排出のおそれがある場合である。

.1 船舶の衝突、乗揚げ、火災、爆発、構造的破壊、浸水、貨物移動等により船舶の安全に影響を与える損傷、故障又は破損が生じたとき。

.2 操舵装置、推進器、発電システム、主要な航海機器等の故障又は破損により航海の安全が損なわれたとき。

## 2.2 通報事項

2.2.1 通報事項は、表1に示す初期通報標準様式によること。また、補足通報又は追加通報についても可能な限り同様式によることとする。

2.2.2 通報は、次に掲げる手続により実施すること。

.1 第1報は、直ちに行うものとし、判明していない事項については逐次通報すること。

.2 補足通報は、最初の通報を必要に応じて補足するものであり、事態の進展に関する情報を提供すること。

.3 追加情報は、沿岸国からの追加情報の要請により行うこととし、できる限り要請に応ずること。

## 2.3 通報先

2.3.1 沿岸国連絡先：

.1 外国の沿岸において、沿岸国に通報する場合は、付録I「沿岸国連絡先リスト 1 外国の沿岸」による。なお、当該リストの連絡先が不在の場合又は何らかの理由により直接の手段による通報が極度に遅れた場合は、最寄りの沿岸国に通報することに加えて、艦長は、最寄りの沿岸無線局、船位通報局又は救助調整センター等に通報するように努めること。

.2 日本国の沿岸において、海上保安庁の事務所に通報する場合は、付録I「沿岸国連絡先リスト 2 日本国の沿岸」による。なお、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号、局番なしの「118番」で行うことができる。ただし、日本国の船舶電話、携帯電話等に限る。

.3 最新の沿岸国連絡先リストは、IMOのホームページでも入手することができる。

“[http://www.imo.org/ National Contact](http://www.imo.org/NationalContact) MEPC.6/Circ.XX(ANNEX 2 for SOPEP)

(IMOのホームページに沿岸国の連絡先が、掲載されていない場合には、艦長は当該国から入手の上、手引書に掲載すること。)

2.3.2 港湾連絡先：

油汚染事故が港で発生した場合は、艦長は、必要に応じて当該港湾当局等に事故の概要を通報することが望ましい。この場合の通報先は、付録II「港湾連絡先リスト」による。なお、当該リストを事前に準備できない場合は、艦長は、入港までに当該港の通報手続に関する情報の入手に努めること。

(寄港地の港湾連絡先リストを、本手引書に記載すること。)

2.3.3 自艦関係者：

油汚染事故が発生した場合は、艦長は、自衛隊関係部隊に事故の概要を通報すること。この場

合の通報先は、付録Ⅲ「自艦関係者連絡先リスト」によることとし、同リスト中、「2. その他の関係者リスト」には、指定海上防災機関を含めること。

表1 初期通報標準様式

A A (船名/呼出符号又は呼出名称/船籍港) (SHIP NAME/CALL SIGN/PORT OF REGISTRY)																																											
B B (事故の日時: DATE AND TIME OF EVENT) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DD</td> <td style="text-align: center;">HH</td> <td style="text-align: center;">MM</td> <td colspan="3">(使用時刻帯を明示すること。)</td> </tr> </table>								日	時	分				DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																										
日	時	分																																									
DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																																								
C C (位地/緯度・経度) 又は (POSITION/LAT, LONG) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px; text-align: center;">N</td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px; text-align: center;">S</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">度</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px; text-align: center;">d</td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px; text-align: center;">E</td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px; text-align: center;">W</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">度 分 d d d mm</p>					N	S	度	分					d				E	W	d	mm					D D (真方位/陸標からの距離) (BEARRING/DISTANCE FROM LANDMARK) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">度</td> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">海里</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d d d</td> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">N MILES</td> </tr> </table>							度					海里	d d d					N MILES
				N	S																																						
度	分																																										
d				E	W																																						
d	mm																																										
度					海里																																						
d d d					N MILES																																						
E E (針路: COURSE) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">度</td> <td style="text-align: center;">d d d</td> <td></td> </tr> </table>				度	d d d		F F (速力: SPEED, KNOTS) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">ノット Kn Kn 1/10</td> </tr> </table>				ノット Kn Kn 1/10																																
度	d d d																																										
ノット Kn Kn 1/10																																											
L L (計画針路: INTENDED TRACK)																																											
M M (無線局名及び聴取周波数: RADIO STATIONS AND FREQUENCY)																																											
N N (次回通報日時: DATE AND TIME NEXT REPORT) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 25px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DD</td> <td style="text-align: center;">HH</td> <td style="text-align: center;">MM</td> <td colspan="3">(使用時刻帯を明示すること。)</td> </tr> </table>								日	時	分				DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																										
日	時	分																																									
DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																																								
P P (艦内の貨物油/燃料油の種類及び量) (TYPE AND QUANTITY OF CARGO OIL/BUNKER OIL ON BOARD)																																											

Q Q (欠陥/不備/損傷の程度)

(BRIEF DETAILS OF DEFECTS/DEFICIENCIES/DAMAGE)

R R (排出の概算量 : (BRIEF DETAILS OF POLLUTION,INCLUDING ESTIMATE OF QUANTITY LOST))

S S (気象及び海象の概要 : BRIEF DETAILS OF WEATHER AND CONDITIONS)

風(WIND) 方向(DIRECTION)

うねり(SWELL) 方向(DIRECTION)



速度(VELOCITY)

(ビューフォート)

高さ(HEIGHT)

(m)

(Beaufort)

T T (船舶所有者/運航者/代理店の連絡先)

(CONTACTS DETAILS OF OWNER/OPERATOR/AGENT)

U U (船舶の大きさ及び用途 : SHIP SIZE AND TYPE)

長さ (m) / 幅 (m) / 吃水 (m)

LENGTH

BREADTH

DRAFT

トン数

(D T) / 用途

DISPLACEMENT TONNAGE

TYPE

X X (追加の情報 : ADDITIONAL INFORMATION)

事故の概要 (BRIEF DETAILS OF INCIDENT) :

外部からの援助の必要性 (NEED FOR OUTSIDE ASSISTANCE) :

油防除のために講じた措置又は講じようとする措置

(ACTIONS TAKEN OR TO BE TAKEN FOR OIL REMOVAL) :

乗員数及び負傷者の概要 (NUMBER OF CREW AND DETAILS OF ANY INJURIES) :

現地連絡先の詳細 (LOCAL CORRESPONDENT) :

自艦に備え付けている排出油防除資材の種類及び量

(TYPE AND QUANTITY OF MATERIALS FOR OIL REMOVAL ON BOARD) :

その他 (OTHERS) :

### 第3章 排出の制御

本章に規定する油の排出を制御するために直ちにとるべき措置のうち、関係するポンプ及びバルブの操作に当たっては、付録として添付している「管系統図」を参考にして、誤操作の防止に努めること。

#### 3. 1 艦船の運航に伴う排出

##### 3.1.1 一般

- 貨物油若しくは燃料油の移送（艦内における油の移動をいう。以下同じ。）作業、荷役作業又は補給作業中に漏油が発生した場合は、できる限り早い方法で当該作業を中止すること。
- 措置を講じる際は、ガス濃度等の検知を行い、必要に応じて呼吸具等を使用すること。
- 漏油の発生源及び原因を確定するとともに、油吸着材、ソーダスト（おがくず）、ウエス等の油清掃資材により、漏油の舷外への排出を最小限に抑えるための措置を直ちにとること。
- 漏油の原因が解明され、その原因が排除されるまで、移送作業、荷役作業又は補給作業は再開しないこと。
- 除去した油及び使用した油清掃資材は、清掃会社、油防除処理会社等に引き渡すなど適正に処分すること。

##### 3.1.2 基準を超えたビルジ等の排出

- 油水分離器の整備不良、老朽化等により油分の濃度が基準を超えたビルジ等の排出が認められた場合は、直ちに油水分離器用ポンプの電源を切り、舷外排出バルブを閉めること。
- ビルジ用濃度監視装置を設置している船舶であって、当該ビルジ用濃度監視装置の故障により油分の濃度が基準を超えたビルジ等の排出が認められた場合は、直ちに油水分離器用ポンプ及びビルジ用濃度監視装置の電源を切るとともに、舷外排出バルブを手動により閉めること。

##### 3.1.3 基準を超えた水バラスト等の排出

- 自動排出停止装置を備えていないバラスト用油排出監視制御装置の故障により油分の総量及び瞬間排出率が基準を超えた水バラスト等の排出が認められた場合は、直ちに舷外排出ポンプを停止するとともに、舷外排出バルブを手動により閉めること。
- 自動排出停止装置を備えているバラスト用油排出監視制御装置の故障により油分の総量及び瞬間排出率が基準を超えた水バラスト等の排出が認められた場合は、直ちに舷外排出ポンプを停止し、監視記録装置の電源を切った上で、舷外排出バルブを手動により閉めること。

##### 3.1.4 パイピングの漏洩

- スロップ移送装置から油の漏洩がある場合は、直ちに当該スロップ移送装置内の圧力を低下させ、ポンプを使用してスロップ移送装置内の油をタンクに移送すること。
- パイプラインから漏洩がある場合は、直ちに当該パイプライン内の油の圧力を低下させ、グラビティにより、又はポンプを使用してパイプライン内の油をタンクに移送すること。
- 貨物油タンクを貫通している分離バラストタンク又はクリーンバラストタンクの管系から油

の漏洩がある場合は、直ちに当該バラストラインの関係バルブを閉鎖するとともに、バラストの排出を禁止すること。

- 漲排水に使用するシーバルブに連結しているパイプライン内に油の漏洩がある場合は、シーバルブを開放してはならない。

### 3.1.5 タンクのオーバーフロー

- 貨物油タンク又は燃料油タンクからオーバーフローが生じた場合は、直ちに当該タンクに移送、積荷又は補給を行っているポンプを停止し、関連バルブを閉鎖すること。
- オーバーフローしたタンクの油を直ちに余積のあるタンクへ移送するか、又はオーバーフローした油を陸上タンクへ移し替えるためのポンプを手配すること。
- 上甲板に滞留した油を回収する場合であってタンクへの落とし込みバルブ等の開放により回収するときは、タンクの圧力によって漏油が拡散しないように予め必要な措置を講じておくこと。また、ポータブルポンプの使用も考慮すること。

### 3.1.6 船体からの漏洩

- 船体からの漏洩に対する措置に当たっては、船体の応力及び復原性について十分に配慮すること。
- 喫水線以上の部位からの漏洩の場合は、直ちにタンク内の貨物油又は燃料油の移送を行い、当該タンク内の液位を海面より十分に下げること。
- 海面以下の部位からの漏洩が予想される場合は、直ちに破口タンクの上甲板の開口部を閉鎖すること（例えば、ベントバルブ等の閉鎖）により当該タンク内の圧力を下げること。
- 漏洩しているタンクが特定できない場合は、付近の全てのタンクレベルを下げること。
- 艦内での油の移送が困難な場合は、瀬取り又は陸上タンクへの油の移替えを検討すること。
- 上記措置を講じて油の漏洩が続く場合は、ダイバー等による調査を行い原因を解明すること。

3.5 を参照のこと。

### 3.1.7 排出した油への対応

- 艦長は、油汚染事故が発生した場合は、乗組員に対し油防除部署配置を発令すること。（表2「油防除部署配置表」参照）
- 艦長は、油汚染事故が発生した場合は、第2章の規定に従い、直ちに最寄りの沿岸国、港湾当局及び関係者に通報すること。
- 必要に応じて油防除処理会社に作業を要請すること。
- 自艦、随伴艦又は陸上の備付基地に排出油防除資材を備え付けている場合であって、事故の状況等を考慮した上でその使用が可能であるときは、オイルフェンスを展張し、油の拡散を防止するとともに、できる限り油吸着材等により油を回収すること。
- 排出油防除資材のうち、油処理剤又は油ゲル化剤の使用に当たっては、技術上の基準に適合したものを周囲の状況を十分に考慮して使用すること。また、油処理剤又は油ゲル化剤を外国の沿岸で使用する場合は、当該沿岸国の承認を事前に受けること。

## 3.2 事故に起因する排出



### 3.2.1 艦長が優先してとるべき措置

- 人命の安全の確保を最優先し、次の事項を考慮すること。
  - ① 死傷者の有無の確認
  - ② 救助要請の要否の判断
  - ③ 総員離艦の決断
- 3.2.2 から 3.2.9 までの措置に当たっては、船体の応力及び損傷時の復原性について十分に配慮すること。3.5 を参照のこと。
- 目視検査及びタンク等の測深により損傷に関する詳細な情報を入手すること。ただし、測深孔や覗き孔の開口は、浮力が減少する結果となりうるので、その開口には十分な注意を払うこと。
- 周囲の状況から判断して、当該海域に留まることが事態を悪化させると予想される場合は、安全な場所へ自艦をシフトし、緊急修理、瀬取り等に備え、又は保護地域の海岸線を油濁の脅威に晒さぬように努めること。ただし、沿岸国の領域では、その指示に従うこと。
- 船底が損傷したとき、特にその損傷の程度が甚大であるときには、海面の高さまで海水が侵入する。この場合には、予防措置を行う余裕はほとんどない。また油タンクの側壁に損傷が生じた場合には、貨物油又は燃料油は、急速に海面の高さまで排出される。その後、排出の割合は、低下し、油と入れ替わる水量に左右される。損傷の程度が、1、2の区画に限定される場合には、必要に応じて船体安全確保のための積荷等のシフトも考慮すること。
- 油の排出を伴う事故の場合は、火災と爆発を防ぐため、できる限り次の措置を講じること。
  - ① 排出油の風上への艦位の移動
  - ② 空気取入口の閉鎖
  - ③ 有毒ガス・引火性ガスの居住区域及び機関区域への侵入の防止
  - ④ 引火源の排除
  - ⑤ 居住区域及び機関区域の定期的なガス検知
  - ⑥ 消火装置及び消火器の準備
  - ⑦ 喫煙その他の火気管理の徹底
- ガスの滞留するおそれのある場所での作業は、ガスフリー及びガス検知を行うなど有害ガスの人体への影響を十分配慮して行うこと。

### 3.2.2 座礁への対応

- 艦長は、乗組員に対し該当する部署を発令すること。
- 座礁の状態、船底の状態及び損傷箇所の確認を行い、離礁の可能性及びその適否を確認すること。
- 自力離礁が困難と判断される場合は、直ちにサルベージ会社に離礁の要請を行うこと。
- 座礁により浸水等が発生した場合は、浸水を最小限に食い止めるため、開口部の閉鎖等による防水処置を行うこと。

### 3.2.3 火災・爆発への対応

- 艦長は、乗組員に対し該当する部署を発令すること。

- 有効かつ適切な初期消火活動を行うとともに、救助艇の状態など人命救助のための離艦準備と離艦命令の時期を逸しないよう心掛けること。
- 火元付近にあるペイント缶、ウエス、ロープ類等の可燃性備品又は爆発性の物品を直ちに他の場所に移動すること。
- 風による火勢の増大の可能性がある場合は、停止するか、風下に向かって操艦するなど火災の拡大を防止すること。
- 出入口扉、舷窓、天窗、通風筒等の開口部を閉鎖し、通風装置を停止すること。また、必要に応じて周辺部分を冷却すること。
- 火煙が消火活動の妨げにならないよう操艦すること。
- 火災の場所に通じる電源は、非常時に使用される電源を除き、すべて遮断すること。

#### 3.2.4 衝突への対応

- 艦長は、乗組員に対し該当する部署を発令すること。
- 自艦の損傷箇所及び浸水の有無を調査し、その程度に応じて応急措置を行い、損害の拡大を防止すること。
- 損傷調査の結果、浸水がある場合は、その場所及び程度に応じて防水扉の閉鎖、木栓、防水マット、セメントボックス、隔壁の補強、排水ポンプの使用等適切な防排水措置をとること。
- 防排水処置を施しても浸水がひどく、沈没の危険性がある場合は、適当な場所へ任意座洲することを考慮すること。

#### 3.2.5 船体及び油格納設備の損傷への対応

- 喫水線以上の部位からの油の排出が予想される場合は、直ちにタンク内の貨物油又は燃料油の移送を行い、当該タンク内の液位を海面より十分に下げること。
- 海面以下の部位からの油の排出が予想される場合は、直ちに破口タンクの上甲板の開口部を閉鎖すること（例えば、バントバルブ等の閉鎖）により当該タンク内の圧力を下げること。
- 艦船内での油の移送が困難な場合は、瀬取り又は陸上タンクへの油の移替えを検討すること。
- 配管の損傷の場合には 3.1.4 と同様の対応をとること。

#### 3.2.6 極度の傾斜への対応

- 艦船の損傷箇所及び浸水の有無を調査し、その程度に応じて応急措置を行い、損害の拡大を防止すること。
- 損傷調査の結果、浸水がある場合は、その場所及び程度に応じて防水扉の閉鎖、木栓、防水マット、セメントボックス、隔壁の補強、排水ポンプの使用等適切な防排水措置をとること。
- 防排水処置を施しても浸水がひどく、沈没の危険性がある場合は、適当な場所へ任意座洲することを考慮すること。

#### 3.2.7 難破／水没／沈没への対応

- 沈没等の恐れがある場合には、人命の安全の確保を最優先するよう以下の措置をとること。

- ① 総員離艦の準備
- ② 救助の要請

また、時間に余裕がある場合には、3.2.9 に規定する退船時における油タンクバルブ及びエ

アベントの閉鎖等を行うこと。

### 3.2.8 可燃性または毒性蒸気の放出への対応

- 可燃性または毒性蒸気が放出された場合には、3.2.1 に規定する火災と爆発を防ぐための措置をとること。

### 3.2.9 油の排出への対応

- 艦長は、乗組員に対し油防除部署を発令すること。
- 艦長は、油汚染事故が発生した場合は、第2章の規定に従い、直ちに最寄りの沿岸国、港湾当局及び関係者に通報すること。
- 油の排出を軽減するため、直ちに次の措置を講じること。
  - ① 排出部分の閉鎖
  - ② 排出タンクの内部圧力の軽減
  - ③ 関係配管の閉鎖及び遮断
- バラスト調整等により、直ちに油の排出防止に最適なコンディションとすること。
- 引き続き油の排出を防止するため、直ちにタンク内の残油を他のタンクに移送すること。
- 自艦、随伴艦又は陸上の備付基地に排出油防除資材を備え付けている場合であって、事故の状況等を考慮した上でその使用が可能であるときは、オイルフェンスを展開し、油の拡散を防止するとともに、できる限り油吸着材等により油を回収すること。
- 排出油防除資材のうち、油処理剤又は油ゲル化剤の使用に当たっては、技術上の基準に適合したものを周囲の状況を十分に考慮して使用すること。また、油処理剤又は油ゲル化剤を外国の沿岸で使用する場合は、当該沿岸国の承認を事前に受けること。
- 離艦時には、燃料油タンク管系の吸引元バルブを閉鎖するほか、貨物油タンク又は燃料油タンクに連結しているエアパイプ、ベントパイプ等の開口部を確実に閉鎖すること。この場合において、バルブが備え付けられている開口部にあつては当該バルブを閉鎖し、バルブが備え付けられていない開口部にあつてはウエス等を使用して閉鎖すること。
- 離艦時には、緊急用曳索を備えている船舶にあつては、船首尾に当該緊急用曳索をセットし、索端部を海面付近まで垂下すること。

### 3. 3 汚染抑制／緩和活動

- 艦船及び人命の安全への対応に取り組んだ後、艦長は下記の事項を考慮の上、排出された油による汚染を緩和／抑制するための作業に着手することができる。
  - ① 状況の調査及び監視
  - ② 作業員／人員の安全
    - a) 保護用具の使用
    - b) 作業員／人員の健康及び安全への影響
  - ③ 油の包囲及びその他の対応処置（例えば、拡散、吸着）
  - ④ 油の隔離方法
  - ⑤ 作業員に対する油の洗浄
  - ⑥ 回収油及び清掃資材の処理

### 3. 4 瀬取り

- 引き続き油の排出を防止するため、必要に応じてタンク内の残油の瀬取りを行うこと。この場合において、次に掲げる事項に留意すること。
  - ① 瀬取りを行うに当たって沿岸国と調整する必要がある場合は、事前に調整を行うこと。
  - ② 相手船と接舷の方法及び接舷側を協議すること。
  - ③ 相手船と接舷に必要な気象、海象、地形等を詳細に連絡すること。
  - ④ 相手船とどちらのポンプを使用するか協議すること。
  - ⑤ 相手船と貨物油の種別、数量、温度及び比重並びに各タンクの積載量等について確認を行うこと。
  - ⑥ 使用するホースの必要な長さ、口径及び使用レギュレーターの確認を行うこと。
  - ⑦ 作業に際しては、スタンバイ、スロー、スタート、ストップ等必要最低限の用語の統一をすること。
  - ⑧ 使用する荷役ホースは、曲がりや引っ張りに注意し、十分余裕のあるものを使用すること。
  - ⑨ OCIMF（石油会社国際海事評議会）の瀬取りのガイドラインを参照すること。

### 3. 5 復原性と応力への配慮

- 排出の軽減対応又は離礁する場合の対応については、艦船の復原性と船体の応力に配慮し、事故対応に十分に注意すること。

油の艦内移送の際は、船舶の全体的な縦強度と復原性への影響を十分に評価して実行すること。損傷が大規模な場合には、自艦が艦内移送の復原性や応力への影響を評価するのは困難となることがある。その場合には、損傷時の復原性や縦強度の評価の情報入手のため、造修補給所等に連絡をとること。

#### 表 2 油防除部署

（艦で定める部署を転記する。）

## 第 4 章 国及び地方当局との調整

### 4.1 排出油の防除のための国及び地方当局との調整

- 4.1.1 油汚染事故の影響を緩和するために、排出油の防除に当たっては、排出油防除資材の種類及び量（艦船内に備え付けている場合に限る。）並びに第 3 章の規定に基づき排出油の防除について直ちにとった措置の内容を考慮して、国（海上保安機関をいう。以下同じ。）及び地方当局（沿岸国の場合に限るとともに、その港湾当局を含む。以下同じ。）と自艦との役割分担を明確にするとともに、連絡を密にしなければならない。

- 4.1.2 艦長は、排出油の防除に関する自艦の連絡責任者を国及び地方当局に通報しなければならない。

### 4.2 沿岸国の防除体制

排出油の防除のための国及び地方当局との調整に当たっては、付録Ⅳ「国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報」を参照すること。

## 第 5 章 その他

### 5.1 関係図面

次の関係図面が、本手引書に掲載されている。（付録Ⅶ参照。）

1. 船舶主要目表
2. 一般配置図
3. タンク容積図
4. 船体中央横断図面
5. ビルジ管、バラスト管及び燃料油管系統図
6. 貨物油管系統図
7. 水バラスト等排出管装置系統図

## 5.2 排出油防除資材

自艦が現在備え付けている排出油防除資材は、付録V「排出油防除資材の在庫目録」のとおりである。乗組員による資材の使用が実務的で安全に配慮することに注意を尽くすこと。

油防除訓練は、乗組員総員が清掃資材の使用に習熟するように実施すること。

化学防除剤は、関係沿岸国の当局の承認を得て、海洋での対応に使用すること。格納設備又は回収設備を使用する際にも、承認を得ること。

## 5.3 広報

取材を受ける際は、目前の緊急事態そのものの対応に忙殺されている乗組員に過度な追加負担とならないよう工夫すること。

## 5.4 記録の保管

5.4.1 艦長は、油汚染事故に際してとった排出油の防除の記録を3年間保管すること。

5.4.2 艦長は、教育及び訓練の記録を3年間保管すること。

## 5.5 手引書の見直し

5.5.1 本手引書の付録IからIIIまでの連絡先リストは、原則として常に最新のものに書き換えられている必要があることから、艦長は、これらのリスト中に変更すべき事項を知り得た場合は、この旨を上級部隊に報告すること。

5.5.2 艦長は、事故対応で本手引書を使用した際には、その有効性について評価し、修正すべき事項があれば、上級司令部に報告すること。

## 5.6 教育及び訓練

5.6.1 艦長は、油汚染事故に際して第3章の排出の制御に係る機器等の取扱いが確実に行われるために、乗組員に対し教育を適宜実施すること。

5.6.2 艦長は、油汚染事故に際して本手引書が機能するように、次のとおり訓練を実施すること。

定期的見直し：

- ． 1 訓練は、抜打ち又は事前周知のいずれかの方法で実施すること。
- ． 2 艦内通信訓練は、第3章の排出の制御に係る部署配置について毎月1回実施すること。
- ． 3 本手引書の全部を網羅した訓練は、自艦関係者を含めるものとし、少なくとも3年に1回実施すること。

## 5.7 救助

救助要請に際しては、次の要員を考慮すること。

- ． 1 近隣の陸地又は航行の障害
- ． 2 艦位と漂流
- ． 3 2に基づく事故に遭遇した場所と時間
- ． 4 修理に要する時間
- ． 5 最寄りで可能な支援及びその対応時間（例えば、曳船の支援では、現場到着と曳索をとるまでの時間）の判定。操縦性を損なうような事故が航行中に発生した際、艦船の長は、修理に要する時間は考慮せず、支援の対応時間から救助要請を決定する必要がある。修理によって、要請の良機を失するときには、支援要請を躊躇してはならない。

付録 I

(沿岸国連絡先リスト)

1 外国の沿岸

<b>沿岸国連絡先リスト（外国の沿岸）更新一覧表</b>			
<p>沿岸国連絡先リストは、IMO のホームページから定期的にダウンロードして最新の状態で維持すること。</p> <p>“<a href="http://www.imo.org/">http://www.imo.org/</a> → National Contacts →MEPC.6/Circ.XX(ANNEX 2 for SOPEP)”</p> <hr/> <p>更新したときは、必ずその通し番号、リストの日付及び Circ.No.並びに更新年月日を本表に記入すること。</p>			
通し番号	リストの日付 及び Circ.No.	本表の更新年月日	整理者印
第 号	年 月 日付 Circ.No.	年 月 日	

付録 I 沿岸国連絡先リスト（外国の沿岸）

国名及び連絡先	住 所	連 絡 方 法

2 日本国の沿岸

<b>沿岸国連絡先リスト（日本国の沿岸）更新一覧表</b>			
<p>海上保安庁のホームページなどを参照して、連絡先を最新の状態に維持し、その変更を記録すること。</p> <p style="text-align: center;">(<a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp">http://www.kaiho.mlit.go.jp</a>)</p>			
通し番号	更新年月日	変更事項	整理者印
第 号	年 月 日		

付録Ⅰ 沿岸国連絡先リスト（日本国の沿岸）

海上保安庁では、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として局番なしの

「118番」の運用を行っている。

その他、海上保安機関別の連絡先・連絡方法については下表のとおり。

連絡先	連絡方法			
	電話	国際テレックス		識別信号
		加入者 電話番号	加入者 略号	

各海岸局で使用する周波数			
遭難警報 (KHz)	遭難信号を行う場合		
DSC	無線電話 (KHz)	NBDP (KHz)	無線電話

付録Ⅱ

(港湾連絡先リスト)

付録Ⅱ 港湾連絡先リスト

港名及び連絡先	住 所	連絡方法

付録Ⅲ

(自艦関係者連絡先リスト)

付録Ⅲ 自艦関係者連絡先リスト

1. 自衛隊関係

連絡先	住 所	連絡方法	
		昼 間	夜 間

2. その他の関係者の連絡先

連絡先	住 所	連絡方法	
		昼 間	夜 間

付 録 IV

(国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報)

付録IV 国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報

国名：日本
<p>船舶から油の排出が生じた際の船長、船舶所有者及び国等の役割及び責任については、海洋汚染防止法（以下、「法」という。）に概ね次のように定めている。</p> <p>(船長に関するもの)</p> <p>1 船舶から大量の特定油の排出があったときは、当該船舶の船長及び排出の原因となる行為をした者が乗り込む船舶の船長は、排出された特定油のひろがり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去（以下、「排出の防除」という。）のための応急措置を講じなければならない。（法第39条第1項、罰則第55条第1項）</p> <p>(船舶所有者及び国等に関するもの)</p> <p>2 船舶から大量の特定油の排出があったときは、当該船舶の船舶所有者及び原因となる行為をした者の使用者は、直ちに排出の防除のための必要な措置を講じなければならない。（法第39条第2項）</p> <p>3 海上保安庁長官は、2に掲げる者が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、特定油の防除のために講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。（法第39条第3項、罰則第55条第1項）</p> <p>4 海上保安庁長官は、3による措置を命じられた者がその措置を講じていないと認められるとき、又は3による措置を命ずるいとまがないと認められるときは、海上災害センターに対し、必要と認める措置を講ずるべきことを指示することができる。この場合、措置に要した費用は、排出された特定油が積載されていた船舶の船舶所有者に負担させることができる。（法第42条の37、第42条の38第1項）</p> <p>(船長、船舶所有者及び国等に関するもの)</p> <p>5 海上保安庁長官は、特定油以外の油に海洋が汚染され、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合においては、当該汚染の原因となった特定油以外の油を排出したと認められる者に対し、特定油以外の油の防除その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。（法第40条、罰則第55条第1項）</p> <p>6 海上保安庁長官は、1、2、3又は5により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難と認められる場合において、排出された油の防除に必要な措置とを講じたときは、当該措置に要した費用を、排出された油が積載されていた船舶の船舶所有者に負担させることができる。（法第41条第1項）</p>

国名：



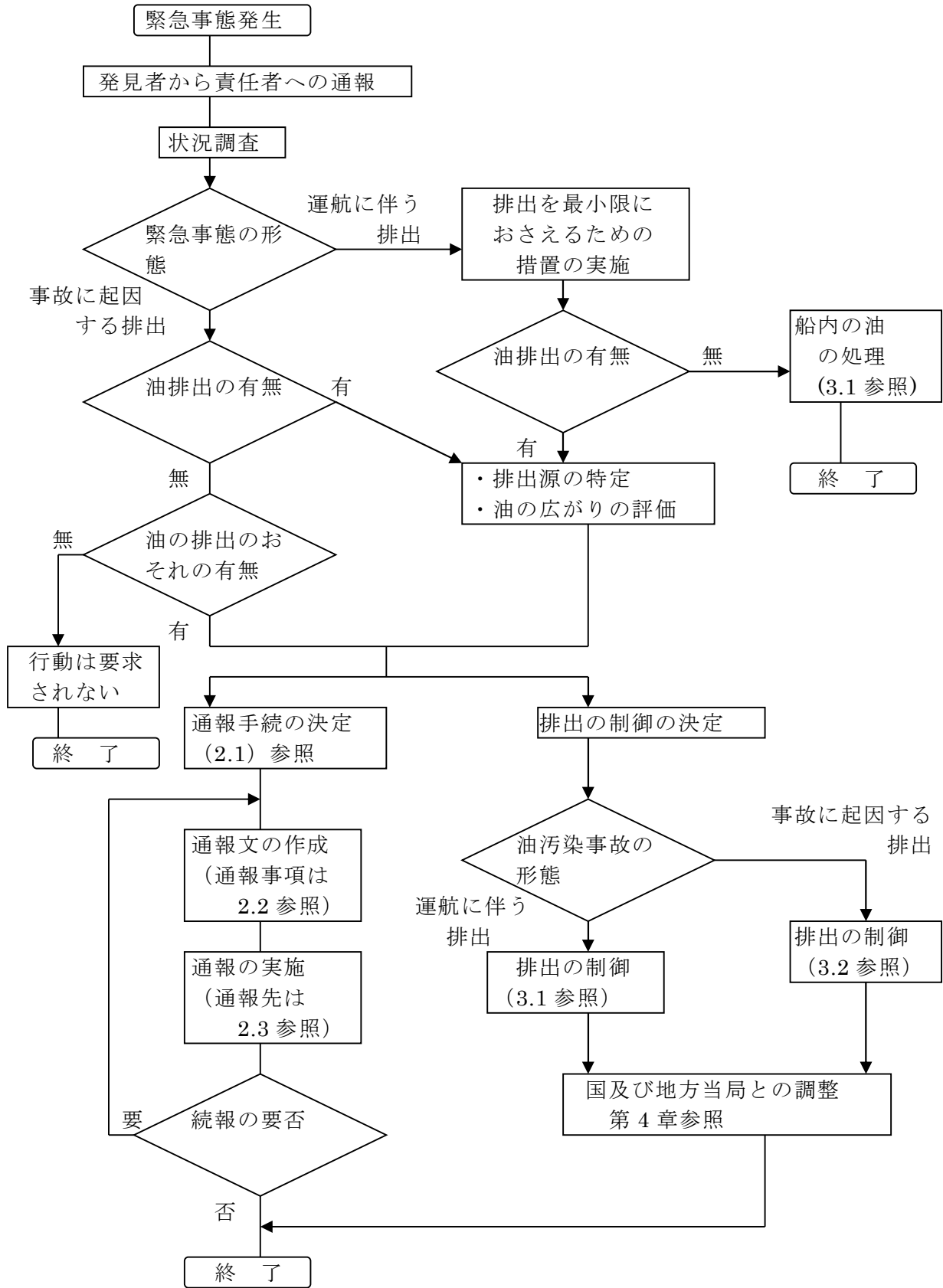
付 録 V

(排出油防除資材の在庫目録)

付録V 排出油防除資材の在庫目録

	品名及び形式	当初数量	使用後の数量			備 考
オイルフェンス		m	/	/	/	
油吸着材		k g	/	/	/	
			/	/	/	

付録VI  
 (フローチャート)  
 付録VI フローチャート



現実の油の排出又はその恐れ

事故の性質と評価

とるべき対応

- \* 乗組員に警戒態勢を取らせる。
- \* 漏洩源の確定と監視
- \* 人員の保護
- \* 漏洩の評価
- \* 蒸気の監視
- \* 離艦

報告
艦長及び・または指定の乗員により
通報を要するとき * 実際の全ての漏洩及びその恐れ
通報の方法 * 最寄りの沿岸無線局へ または船位通報局へ または救助調整センターへ 最速の方法で
* 現地当局へ可能な最速の方法で、 通報先
* 最寄りの沿岸国
* (在港中は) 港湾・ターミナル運営者
* 上級司令部
* 連絡先リストを参照
通報事項
* 初期通報
* 追加通報
* 漏洩油の性質
* 貨物／バラスト／燃料の内訳
* 気象と海象
* 油膜の動向
* 必要な支援
－ 救助
－ 瀬取り容量
－ 機械設備
－ 外部機関の対応チーム
－ 化学処理剤／脱脂剤

排出制御の対応

油漏洩と海洋環境への脅威を緩和するための措置

船舶の運航に関わる措置

- \* 針路変更／艦位変更／  
速力変更
- \* 船体の傾き／トリム変更
- \* 乗り上げ
- \* えい航開始
- \* 避難先の要件の評価
- \* 気象／潮／うねり予測
- \* 油膜監視
- \* 事象と通信の記録

船舶運用術に関わる措置

- \* 安全の評価と警戒
- \* 優先的対応策  
／予防策の助言
- \* 損傷時復原性と応力の配慮
- \* バラスト調整
- \* 船上で貨物の移送
- \* 貨物油・燃料油の緊急瀬取り
- \* 船上対応の準備
- － 漏洩密閉
- － 消火作業
- － (利用できるなら) 艦内の応急  
器具の取扱等

外部機関の対応を始動させるための手続き

- \* 現地支援のため沿岸国・港湾連絡先リストを参照
- \* 関係者連絡先リストを参照
- \* 必要な外部機関の防除資材
- \* 活動の継続的監視

付録VII

(関係図面)

付録VII 関係図面

- 1 船舶主要目表
- 2 一般配置図
- 3 タンク容積図
- 4 船体中央横断面図
- 5 ビルジ管、バラスト管及び燃料油管系統図
- 6 貨物油管系統図
- 7 水バラスト等排出管装置系統図

付録VIII

(緊急時点検表)

付録VIII 緊急時点検表

A. 運航に伴い排出した油に対応するための点検表：

本点検表は、荷役又は補油作業中に排出した油を処理するときの対応の手引きである。

考慮する対応	対応したか		責任者（例示）
<b>即応</b>			
緊急警報を鳴らし、当直士官に報告・通報	はい	いいえ	事故の発見者
緊急対応手続きの始動	はい	いいえ	当直士官
乗組員の非常待機	はい	いいえ	当直士官
<b>初期対応</b>			
全ての荷役・補油作業の中止	はい	いいえ	運用長
マニフォールド弁の閉鎖	はい	いいえ	機関長
居住区画の空気取入口の遮断	はい	いいえ	当直士官
漏洩源の確定	はい	いいえ	当直士官
全てのタンク弁とパイプ主弁の閉鎖	はい	いいえ	機関長
吸着剤、許可溶剤を使って清掃作業開始	はい	いいえ	運用長
通報手続き遵守	はい	いいえ	艦長
<b>二次対応</b>			
可燃性蒸気放出による火災発生への恐れの評価	はい	いいえ	機関長
問題タンクから空タンクへ油を移送し、 液位を下げる	はい	いいえ	機関長
損傷パイプから空タンクへ油を引く	はい	いいえ	機関長
イナートガスの圧力を零に下げる	はい	いいえ	機関長
漏洩がポンプ室シーバルブに発生した場合、 パイプラインの圧力を下げる	はい	いいえ	機関長
他のタンクまたは陸上または艇に油を移し			

替えるために、ポンプを用意する	はい	いいえ	機 関 長
漏洩油を空タンクへ移送するために			
携帯ポンプを用意する	はい	いいえ	機 関 長
<b>その後の対応</b>			
汚染抑制緩和活動を検討	はい	いいえ	当 直 士 官
ポンプで排出タンクに注水し、損害拡大を防止	はい	いいえ	機 関 長
水面下の漏洩の場合、ダイバーを手配し、調査	はい	いいえ	機 関 長
必要であれば陸上支援を要請し、			
応力と復原性を計算	はい	いいえ	機 関 長
応力低減のため貨物油・燃料油の移送	はい	いいえ	機 関 長
除去した油の処分前の格納場所の指定	はい	いいえ	運 用 長

**B. 事故に伴い排出した油に対応するための点検表：**

本点検表は、事故に伴い排出した油を処理するときの対応の手引きである。

考慮する対応 対応したか 責任者（例示）

**即応**

緊急警報を鳴らし、艦長に報告	はい	いいえ	事故の発見者
緊急対応手続きの始動	はい	いいえ	当 直 士 官
乗組員の非常待機	はい	いいえ	当 直 士 官

**初期対応**

居住区画の空気取入口の遮断	はい	いいえ	当 直 士 官
機関区画の重要でないの空気取入口の遮断	はい	いいえ	機 関 長
転覆・沈没等による船舶			
または人員の危険の評価	はい	いいえ	艦 長
全ての荷役・補油作業の中止	はい	いいえ	運 用 長
全てのタンク弁とパイプの主弁の閉鎖	はい	いいえ	機 関 長
油が実際に排出されたかの評価	はい	いいえ	当 直 士 官
油の排出の恐れがあるかを評価	はい	いいえ	艦 長
タンク密閉の評価	はい	いいえ	機 関 長
通報手続き遵守	はい	いいえ	艦 長
全艦内に警報	はい	いいえ	艦 長
乗揚げの場合、周囲に警報	はい	いいえ	艦 長
必要あれば外部の支援要請	はい	いいえ	艦 長
油の流出の停止または軽減	はい	いいえ	機 関 長
極度の傾斜に対応	はい	いいえ	機 関 長
デッキ上の漏洩油を格納	はい	いいえ	運 用 長
吸着剤、許可溶剤を使って清掃作業開始	はい	いいえ	運 用 長
<b>その後の対応</b>			
イナートガスの圧力を零に下げる	はい	いいえ	機 関 長
可燃性蒸気放出による火災発生の恐れの評価	はい	いいえ	機 関 長

必要に応じ、消火班・救助班の編成	はい	いいえ	艦	長
船体・貨物への損傷拡大の評価	はい	いいえ	艦	長
必要であれば陸上支援を要請し、				
応力と復原性を計算	はい	いいえ	機 関	長
応力低減のため貨物油・燃料油の移送	はい	いいえ	機 関	長
避難地への伴走または支援の要請	はい	いいえ	艦	長
艦を排出油の風上、または陸岸から				
なるべく離れる位置への移動	はい	いいえ	艦	長
艦及び排出油に対する潮・海流の影響の評価	はい	いいえ	航 海	長
気象情報の入手と本艦への影響の評価	はい	いいえ	艦	長
他のタンクまたは陸上または舳に油を移し				
替えるために、ポンプを用意する	はい	いいえ	機 関	長
排出が疑われるタンクの液位を下げる	はい	いいえ	機 関	長
除去した油の処分前の格納場所の指定	はい	いいえ	運 用	長

油濁防止緊急措置手引書  
(油槽船、油船及び廃油船用)

所 属 \_\_\_\_\_  
 艦 船 名 \_\_\_\_\_  
 番 号 \_\_\_\_\_  
 信 号 符 字 \_\_\_\_\_  
 定 係 港 \_\_\_\_\_

**油濁防止緊急措置手引書取扱要領**

- 1 「変更の記録」については、艦船等の長が確認すること。
- 2 表 1 「初期通報様式」を使用して通報する場合は、次のとおり取り扱うこと。
  - (1) 様式中のアルファベットの参照文字は、国際海事機関（IMO）決議 A. 851（20）「危険物、有害物質及び海洋汚染物質に係る事故の通報用ガイドラインを含む船舶の通報制度及び船舶の通報要件の一般原則」による。アルファベットのうち使用されていない文字があるが、これらの文字は、航路情報の送信塔等で要求される情報を特定するために使用されるものである。
  - (2) QQ（欠陥／不備／損傷の概要）とは、具体的には、船体の損傷にあつては、当該損傷箇所及びその損傷の程度をいう。
  - (3) RR（排出の概算量を含む汚染の概要）とは、具体的には、排出された油の種類、量及びひろがり状況等をいう。
- 3 表 2 「油防除部署配置表」については、部隊で別に定めている部署を転記しておくこと。
- 4 付録Ⅱ「自船関係者連絡先リスト」については、次のとおり取り扱うこと。
  - (1) 「2. その他の関係者の連絡先」については、指定海上防災機関のほか、入港予定地において代理店と契約している場合には当該連絡先、その他必要と考えられる連絡先を記載する。
  - (2) 夜間連絡先については、可能な範囲の記載で差し支えない。
- 5 付録Ⅴ「排出油防除資材の在庫目録」については、本艦に備え付けていない資材がある場合は、当初数量欄に「－」で表示すること。

変更の記録

変更年月日	変 更 事 項	根 拠	艦船等の長印

序 文

- 1 本手引書は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）第 7 条の 2 の規定に従って作成されている。
- 2 本手引書の目的は、油汚染事故（船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合をいう。以下同じ。）に対処するための指針を与えることにある。
- 3 本手引書には、海洋汚染防止法及び関係省令により要求されているすべての情報及び行動の指示が記載されている。付録には、他の参考資料とともに本手引書の中で参照すべき連絡先の名称、電話番号、テレックス番号等が記載されている。

4 付録は、艦船等の長により最新の状態に作成、整備及び維持されなければならない。

## 目 次

第1章	総則
第2章	通報手続
2. 1	通報を要するとき
2. 2	通報事項
2. 3	通報先
第3章	排出の制御
3. 1	船舶の運航に伴う排出
3. 2	事故に起因する排出
3. 3	汚染抑制／緩和活動
3. 4	瀬取り
3. 5	復原性と応力への配慮
第4章	国との調整
4. 1	排出油の防除のための国及び地方当局との調整
4. 2	国の防除体制
第5章	その他
5. 1	関係図面
5. 2	排出油防除資材
5. 3	広報
5. 4	手引書の見直し
5. 5	教育
5. 6	救助
付 録	
I	海上保安庁連絡先リスト
II	自船関係者連絡先リスト
III	国の防除の役割及び責任に関する情報
IV	排出油防除資材の在庫目録
V	フローチャート
VI	関係図面
VII	緊急時点検表

## 第1章 総 則

- 1.1 本手引書の目的は、油汚染事故に伴う油の排出を削減し、または制御するために船内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、乗組員（船長を含む。以下同じ。）に指針を与えることにある。
- 1.2 手引書は、燃料油の補給等艦船の運航に伴う油の排出のみならず、海難等の事故に起因する大規



模な油の排出に対処するための指針も示している。

- 1.3 汚染事故があった場合において、油の排出を削減してその影響を緩和するためには、関係機関への通報、船上での排出の制御、外部機関との調整が重要であり、本手引書の指針に従いこれらを適正に実施する必要がある。
- 1.4 手引書がその目的を達成するためには、本手引書が艦船の乗組員及び陸上において船舶の管理に携わる者により理解されていることが必要である。

## 第2章 通報手続

### 2.1 通報を要するとき

海洋汚染防止法及び関係省令の規定に従い、油汚染事故があった場合は、艦船等の長（艦船等の長以外の者が代わってその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）は、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

#### 2.1.1 油の排出があった場合の通報：

次に掲げる油の不適正な排出について、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

- 1 船体又は設備の損傷等による油の排出
- 2 船舶の安全の確保又は海上での人命救助の目的でなされた油の排出
- 3 船舶の運航中における海洋汚染防止法に定められた油分の濃度、総量又は瞬間排出率を超える油の排出

#### 2.1.2 油の排出のおそれがある場合の通報：

次に掲げる事項を考慮して、船舶の衝突、乗揚げ、機関の損傷その他の海難により油の不適正な排出のおそれがあると判断される場合は、この旨を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

- 1 船体、機関又は設備の損傷、故障又は破損の程度
- 2 船舶の位置及び陸岸又は他の航行上の危険との接近の度合い
- 3 気象、潮汐、潮流及び海象
- 4 船舶交通の幅員度

#### 2.1.3 一般的に次に掲げる場合は、通報の対象となる油の不適正な排出のおそれがある場合である。

- 1 船舶の衝突、乗揚げ、火災、爆発、構造的破壊、浸水、貨物移動等により船舶の安全に影響を与える損傷、故障又は破損が生じたとき。
- 2 操舵装置、推進器、発電システム、主要な航海機器等の故障又は破損により航海の安全が損なわれたとき。

### 2.2 通報事項

2.2.1 通報事項は、表1に示す初期通報標準様式によること。また、補足通報についても可能な限り同様式によることとする。

2.2.2 通報は、次に掲げる手続により実施すること。

- 1 第1報は、直ちに行うものとし、判明していない事項については逐次通報すること。
- 2 補足通報は、最初の通報を必要に応じて補足するものであり、事態の進展に関する情報を提供

すること。

## 2.3 通報先

### 2.3.1 海上保安庁の事務所：

海上保安庁の事務所に通報する場合は、付録Ⅰ「海上保安庁連絡先リスト」による。なお、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号、局番なしの「118番」で行うことができる。

### 2.3.2 自船関係者：

油汚染事故が発生した場合は、艦船等の長は、港湾当局、自衛隊関係部隊に事故の概要を通報すること。この場合の通報先は、付録Ⅱ「自船関係者連絡先リスト」によることとし、同リスト中、「2. その他の関係者リスト」には、指定海上防災機関を含めること。

表1 初期通報標準様式

A A (船名／呼出符号又は呼出名称／船籍港)																																					
B B (事故の日時) <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>日</td><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>DD</td><td>HH</td><td>MM</td><td colspan="3">(使用時刻帯を明示すること。)</td></tr></table>								日	時	分				DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																				
日	時	分																																			
DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																																		
C C (位地／緯度・経度) 又は <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>N</td><td>S</td></tr><tr><td>度</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>E</td><td>W</td></tr><tr><td>度</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					N	S	度	分									E	W	度	分					D D (真方位／陸標からの距離) <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>度</td><td>海里</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							度	海里				
				N	S																																
度	分																																				
				E	W																																
度	分																																				
度	海里																																				
E E (針路：COURSE) <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>度</td><td></td><td></td></tr></table>				度			F F (速力：SPEED, KNOTS) <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>ノット 1/10</td><td></td><td></td></tr></table>				ノット 1/10																										
度																																					
ノット 1/10																																					
L L (計画針路)																																					
M M (無線局名及び聴取周波数)																																					
N N (次回通報日時) <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td>日</td><td>時</td><td>分</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								日	時	分																											
日	時	分																																			

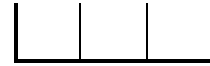
P P (艦内の貨物油／燃料油の種類及び量)

Q Q (欠陥／不備／損傷の程度)

R R (排出の概算量)

S S (気象及び海象の概要)

風 方向 うねり 方向



速度 (ビューフォート)

高さ (m)

T T (船舶所有者／運航者／代理店の連絡先)

海上自衛隊／(所属) 隊 / (最寄りの海自部隊)

U U (船舶の大きさ及び用途)

長さ (m) / 幅 (m) / 吃水 (m)

トン数 T (用途)

X X (追加の情報)

事故の概要：

外部からの援助の必要性：

油防除のために講じた措置又は講じようとする措置：

乗員数及び負傷者の概要：

現地連絡先の詳細：

自船に備え付けている排出油防除資材の種類及び量：

その他：

### 第3章 排出の制御

本章に規定する油の排出を制御するために直ちにとるべき措置のうち、関係するポンプ及びバルブの操作に当たっては、付録として添付している「管系統図」を参考にして、誤操作の防止に努めること。

#### 3.1 艦船の運航に伴う排出

##### 3.1.1 一般

- 貨物油若しくは燃料油の移送（船における油の移動をいう。以下同じ。）作業、荷役作業又は補給作業中に漏油が発生した場合は、できる限り早い方法で当該作業を中止すること。
- 措置を講じる際は、ガス濃度等の検知を行い、必要に応じて呼吸具等を使用すること。
- 漏油の発生源及び原因を確定するとともに、油吸着材、ソーダスト（おがくず）、ウエス等の油清掃資材により、漏油の舷外への排出を最小限に抑えるための措置を直ちにとること。
- 漏油の原因が解明され、その原因が排除されるまで、移送作業、荷役作業又は補給作業は再開しないこと。
- 除去した油及び使用した油清掃資材は、清掃会社、油防除処理会社等に引き渡すなど適正に処分すること。

##### 3.1.2 基準を超えたビルジ等の排出

- 油水分離器の整備不良、老朽化等により油分の濃度が基準を超えたビルジ等の排出が認められた場合は、直ちに油水分離器用ポンプの電源を切り、舷外排出バルブを閉めること。
- ビルジ用濃度監視装置を設置している船舶であって、当該ビルジ用濃度監視装置の故障により油分の濃度が基準を超えたビルジ等の排出が認められた場合は、直ちに油水分離器用ポンプ及びビルジ用濃度監視装置の電源を切るとともに、舷外排出バルブを手動により閉めること。

##### 3.1.3 パイピングの漏洩

- パイプラインから漏洩がある場合は、直ちに当該パイプライン内の油の圧力を低下させ、グラビティにより、又はポンプを使用してパイプライン内の油をタンクに移送すること。
- 漲排水に使用するシーバルブに連結しているパイプライン内に油の漏洩がある場合は、シーバルブを開放してはならない。

##### 3.1.4 タンクのオーバーフロー

- 貨物油タンク又は燃料油タンクからオーバーフローが生じた場合は、直ちに当該タンクに移送、積荷又は補給を行っているポンプを停止し、関連バルブを閉鎖すること。
- オーバーフローしたタンクの油を直ちに余積のあるタンクへ移送するか、またはオーバーフローした油を陸上タンクへ移し替えるためのポンプを手配すること。

##### 3.1.5 船体からの漏洩

- 船体からの漏洩に対する措置に当たっては、船体の応力及び復原性について十分に配慮すること。
- 喫水線以上の部位からの漏洩の場合は、可能であればタンク内の貨物油又は燃料油の移送を行い、当該タンク内の液位を海面より十分に下げること。
- 海面以下の部位からの漏洩が予想される場合は、直ちに破口タンクの上甲板の開口部を閉鎖すること（例えば、ベントバルブ等の閉鎖）により当該タンク内の圧力を下げること。

- 漏洩しているタンクが特定できない場合は、付近の全てのタンクレベルを下げること。
- 船内での油の移送が困難な場合は、瀬取り又は陸上タンクへの油の移替えを検討すること。
- 上記措置を講じても油の漏洩が続く場合は、ダイバー等による調査を行い原因を解明すること。

### 3.1.6 排出した油への対応

- 艦船等の長は、油汚染事故が発生した場合は、所属隊員に対し油防除部署配置を発令すること。

なお、母港から遠い海域で運航する場合、出航前に船長は、表2「油防除部署配置表」により、乗組員の各役割分担を確認しておくこと。

- 艦船等の長は、油汚染事故が発生した場合は、第2章の規定に従い、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所及び上級司令部に通報すること。

なお、母港から遠い海域において発生した場合、船長は自ら第2章の規定に従い通報すること。

- 上級司令部を通じ、必要に応じて油防除処理会社に作業を要請すること。
- 本船に排出油防除資材を備え付けている場合であって、事故の状況等を考慮した上でその使用が可能であるときは、オイルフェンスを展開し、油の拡散を防止するとともに、できる限り油吸着材等により油を回収すること。
- 排出油防除資材のうち、油処理剤又は油ゲル化剤の使用に当たっては、技術上の基準に適合したものを周囲の状況を十分に考慮して使用すること。
- 3.5を参照のこと。

### 3.1.7 3.2 事故に起因する排出

#### 3.2.1 艦船等の長が優先してとるべき措置

- 人命の安全の確保を最優先し、次の事項を考慮すること。
  - ① 死傷者の有無の確認
  - ② 救助要請の要否の判断
  - ③ 総員離艦の決断
- 3.2.2 から 3.2.9 までの措置に当たっては、船体の応力及び損傷時の復原性について十分に配慮すること。3.5を参照のこと。
- 目視検査及びタンク等の測深により損傷に関する詳細な情報を入手すること。ただし、測深孔や覗き孔の開口は、浮力が減少する結果となりうるので、その開口には十分な注意を払うこと。
- 周囲の状況から判断して、当該海域に留まることが事態を悪化させると予想される場合は、安全な場所へ自船をシフトし、緊急修理、瀬取り等に備え、又は保護地域の海岸線を油濁の脅威に晒さぬように努めること。
- 船底が損傷したとき、特にその損傷の程度が甚大であるときには、海面の高さまで海水が侵入する。この場合には、予防措置を行う余裕はほとんどない。また油タンクの側壁に損傷が生じた場合には、貨物油又は燃料油は、急速に海面の高さまで排出される。その後、排出の割合

は、低下し、油と入れ替わる水量に左右される。損傷の程度が、1、2の区画に限定される場合には、必要に応じて船体安全確保のための積荷等のシフトも考慮すること。

- 油の排出を伴う事故の場合は、火災と爆発を防ぐため、できる限り次の措置を講じること。
  - ① 排出油の風上への船位の移動
  - ② 空気取入口の閉鎖
  - ③ 有毒ガス・引火性ガスの居住区域及び機関区域への侵入の防止
  - ④ 引火源の排除
  - ⑤ 居住区域及び機関区域の定期的なガス検知
  - ⑥ 消火装置及び消火器の準備
  - ⑦ 喫煙その他の火気管理の徹底
- ガスの滞留するおそれのある場所での作業は、ガスフリー及びガス検知を行うなど有害ガスの人体への影響を十分配慮して行うこと。

### 3.2.2 座礁への対応

- 艦船等の長は、乗組員に対し該当する部署等を発令すること。
- 座礁の状態、船底の状態及び損傷箇所の確認を行い、離礁の可能性及びその適否を確認すること。
- 自力離礁が困難と判断される場合は、直ちに上級司令部を通じてサルベージ会社に離礁の要請を行うこと。
- 座礁により浸水等が発生した場合は、浸水を最小限に食い止めるため、開口部の閉鎖等による防水処置を行うこと。

### 3.2.3 火災・爆発への対応

- 艦船等の長は、乗組員に対し該当する部署等を発令すること。
- 有効かつ適切な初期消火活動を行うとともに、救助艇の状態など人命救助のための離艦準備と離艦命令の時期を逸しないよう心掛けること。
- 火元付近にあるペイント缶、ウエス、ロープ類等の可燃性備品又は爆発性の物品を直ちに他の場所に移動すること。
- 風による火勢の増大の可能性がある場合は、停止するか、風下に向かって操艦するなど火災の拡大を防止すること。
- 出入口扉、舷窓、天窓、通風筒等の開口部を閉鎖し、通風装置を停止すること。また、必要に応じて周辺部分を冷却すること。
- 火煙が消火活動の妨げにならないよう操艦すること。
- 火災の場所に通じる電源は、非常時に使用される電源を除き、すべて遮断すること。

### 3.2.4 衝突への対応

- 船長は、乗組員に対し該当する部署等を発令すること。
- 自船の損傷箇所及び浸水の有無を調査し、その程度に応じて応急措置を行い、損害の拡大を防止すること。
- 損傷調査の結果、浸水がある場合は、その場所及び程度に応じて防水扉の閉鎖、木栓、防水

マット、セメントボックス、隔壁の補強、排水ポンプの使用等適切な防排水措置をとること。

- 防排水処置を施しても浸水がひどく、沈没の危険性がある場合は、適当な場所へ任意座洲することを考慮すること。

### 3.2.5 船体及び油格納設備の損傷への対応

- 喫水線以上の部位からの油の排出が予想される場合は、可能であればタンク内の貨物油又は燃料油の移送を行い、当該タンク内の液位を海面より十分に下げること。
- 海面以下の部位からの油の排出が予想される場合は、直ちに破口タンクの上甲板の開口部を閉鎖すること（例えば、ベントバルブ等の閉鎖）により当該タンク内の圧力を下げること。
- 艦船内での油の移送が困難な場合は、瀬取り又は陸上タンクへの油の移替えを検討すること。
- 配管の損傷の場合には 3.1.3 と同様の対応をとること。

### 3.2.6 極度の傾斜への対応

- 艦船の損傷箇所及び浸水の有無を調査し、その程度に応じて応急措置を行い、損害の拡大を防止すること。
- 損傷調査の結果、浸水がある場合は、その場所及び程度に応じて防水扉の閉鎖、木栓、防水マット、セメントボックス、隔壁の補強、排水ポンプの使用等適切な防排水措置をとること。
- 防排水処置を施しても浸水がひどく、沈没の危険性がある場合は、適当な場所へ任意座洲することを考慮すること。

### 3.2.7 難破／水没／沈没への対応

- 沈没等の恐れがある場合には、人命の安全の確保を最優先するよう以下の措置をとること。
  - ① 総員退船の準備
  - ② 救助の要請また、時間に余裕がある場合には、3.2.9 に規定する退船時における油タンクバルブ及びエアベントの閉鎖等を行うこと。

### 3.2.8 可燃性または毒性蒸気の放出への対応

- 可燃性または毒性蒸気が放出された場合には、3.2.1 に規定する火災と爆発を防ぐための措置をとること。

### 3.2.9 油の排出への対応

- 艦船等の長は、乗組員に対し油防除部署を発令すること。
- 艦船等の長は、油汚染事故が発生した場合は、第2章の規定に従い、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所及び自隊関係者に報告・通報すること。

なお、母港から遠い海域で発生した場合は、船長は第2章の規定に従い、直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報し、上級司令部に報告すること。
- 油の排出を軽減するため、直ちに次の措置を講じること。
  - ① 排出部分の閉鎖
  - ② 排出タンクの内部圧力の軽減
  - ③ 関係配管の閉鎖及び遮断
- バラスト調整等により、直ちに油の排出防止に最適なコンディションとすること。

- 引き続き油の排出を防止するため、直ちにタンク内の残油を他のタンクに移送すること。
- 本船に排出油防除資材を備え付けている場合であって、事故の状況等を考慮した上でその使用が可能であるときは、オイルフェンスを展開し、油の拡散を防止するとともに、できる限り油吸着材等により油を回収すること。
- 排出油防除資材のうち、油処理剤又は油ゲル化剤の使用に当たっては、技術上の基準に適合したものを周囲の状況を十分に考慮して使用すること。
- 退船時には、燃料油タンク管系の吸引元バルブを閉鎖するほか、貨物油タンク又は燃料油タンクに連結しているエアパイプ、ベントパイプ等の開口部を確実に閉鎖すること。この場合において、バルブが備え付けられている開口部にあつては当該バルブを閉鎖し、バルブが備え付けられていない開口部にあつてはウエス等を使用して閉鎖すること。
- 退船時には、緊急用曳索を備えている船舶にあつては、船首尾に当該緊急用曳索をセットし、索端部を海面付近まで垂下すること。

### 3. 3 汚染抑制／緩和活動

- 艦船及び人命の安全への対応に取り組んだ後、艦船の長は下記の事項を考慮の上、排出された油による汚染を緩和／抑制するための作業に着手することができる。
  - ① 状況の調査及び監視
  - ② 作業員／人員の安全
    - a) 保護用具の使用
    - b) 作業員／人員の健康及び安全への影響
  - ③ 油の包囲及びその他の対応処置（例えば、拡散、吸着）
  - ④ 油の隔離方法
  - ⑤ 作業員に対する油の洗浄
  - ⑥ 回収油及び清掃資材の処理

### 3. 4 瀬取り

- 引き続き油の排出を防止するため、必要に応じてタンク内の残油の瀬取りを行うこと。この場合において、次に掲げる事項に留意すること。
  - ① 相手船と接舷の方法及び接舷側を協議すること。
  - ② 相手船と接舷に必要な気象、海象、地形等を詳細に連絡すること。
  - ③ 相手船とどちらのポンプを使用するか協議すること。
  - ④ 相手船と貨物油の種別、数量、温度及び比重並びに各タンクの積載量等について確認を行うこと。
  - ⑤ 使用するホースの必要な長さ、口径及び使用レギュレーターの確認を行うこと。
  - ⑥ 作業に際しては、スタンバイ、スロー、スタート、ストップ等必要最低限の用語の統一をすること。
  - ⑦ 使用する荷役ホースは、曲がりや引っ張りに注意し、十分余裕のあるものを使用すること。

### 3. 5 復原性と応力への配慮

- 排出の軽減対応又は離礁する場合の対応については、艦船の復原性と船体の応力に配慮し、



事故対応に十分に注意すること。

油の艦内移送の際は、船舶の全体的な縦強度と復原性への影響を十分に評価して実行すること。損傷が大規模な場合には、自船が艦内移送の復原性や応力への影響を評価するのは困難となることがある。その場合には、損傷時の復原性や縦強度の評価の情報入手のため、上級司令部または造修補給所等に連絡をとること。

表2 油防除部署

総指揮：船長		
班名	職名 または 階級・氏名	役割分担の内容
油防除班		油防除班の指揮及び連絡 上級司令部に対する報告 排出油の回収
機関班		機関班の指揮並びに船橋との連絡及び記録 ポンプ操作 船内の油の回収

#### 第4章 国との調整

##### 4.1 排出油の防除のための国及び地方当局との調整

4.1.1 油汚染事故の影響を緩和するために、排出油の防除に当たっては、排出油防除資材の種類及び量（艦船内に備え付けている場合に限る。）並びに第3章の規定に基づき排出油の防除について直ちにとった措置の内容を考慮して、国（海上保安機関をいう。以下同じ。）と自船との役割分担を明確にするとともに、連絡を密にしなければならない。

4.1.2 艦船等の長は、排出油の防除に関する自船の連絡責任者を国に通報しなければならない。

##### 4.2 沿岸国の防除体制

排出油の防除のための国及び地方当局との調整に当たっては、付録Ⅲ「国の防除の役割及び責任に関する情報」を参照すること。

#### 第5章 その他

##### 5.1 関係図面

次の関係図面が、本手引書に掲載されている。（付録Ⅵ参照。）

1. 船舶主要目表
2. 一般配置図
3. タンク容積図
4. 船体中央横断面図
5. ビルジ管、バラスト管及び燃料油管系統図
6. 貨物油管系統図
7. 水バラスト等排出管装置系統図

##### 5.2 排出油防除資材

自船が現在備え付けている排出油防除資材は、付録Ⅳ「排出油防除資材の在庫目録」のとおりである。

### 5.3 広報

取材を受ける際は、目前の緊急事態そのものの対応に忙殺されている乗組員に過度な追加負担とならないよう工夫すること。

### 5.4 手引書の見直し

本手引書の付録ⅠからⅡまでの連絡先リストは、原則として常に最新のものに書き換えられている必要があることから、艦船等の長は、これらのリスト中に変更すべき事項を知り得た場合は、この旨を上級部隊に報告すること。

### 5.5 教育

艦船等の長は、油汚染事故に際して第3章の排出の制御に係る機器等の取扱いが確実に行われるために、乗組員に対し教育を適宜実施すること。

### 5.6 救助

救助要請に際しては、次の要員を考慮すること。

- ． 1 近隣の陸地又は航行の障害
- ． 2 艦位と漂流
- ． 3 2に基づく事故に遭遇した場所と時間
- ． 4 修理に要する時間
- ． 5 最寄りで可能な支援及びその対応時間（例えば、曳船の支援では、現場到着と曳索をとるまでの時間）の判定。操縦性を損なうような事故が航行中に発生した際、艦船等の長は、修理に要する時間は考慮せず、支援の対応時間から救助要請を決定する必要がある。修理によって、要請の良機を失うときには、支援要請を躊躇してはならない。

#### 付録Ⅰ

(海上保安庁連絡先リスト)

海上保安庁連絡先リスト更新一覧表			
海上保安庁のホームページなどを参照して、連絡先を最新の状態に維持し、その変更を記録すること。			
( <a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp">http://www.kaiho.mlit.go.jp</a> )			
通し番号	更新年月日	変更事項	整理者印
第 号	年 月 日		

#### 付録Ⅰ 海上保安庁沿岸国連絡先リスト

海上保安庁では、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として局番なしの

**「118番」**の運用を行っている。

その他、海上保安機関別の連絡先・連絡方法については下表のとおり。

連絡先	連絡方法			
	電話	国際テレックス		識別信号
		加入者 電話番号	加入者 略号	

各海岸局で使用する周波数			
遭難警報 (KHz)	遭難信号を行う場合		
DSC	無線電話 (KHz)	NBDP (KHz)	無線電話
			CH /

付録Ⅱ

(自船関係者連絡先リスト)

付録Ⅱ 自船関係者連絡先リスト

1. 自衛隊関係

連絡先	住所	連絡方法	
		昼間	夜間

2. その他の関係者の連絡先

連絡先	住所	連絡方法	
		昼間	夜間

## 付 録 III

(国の防除の役割及び責任に関する情報)

### 付録III 国の防除の役割及び責任に関する情報

船舶から油の排出が生じた際の船長、船舶所有者及び国等の役割及び責任については、海洋汚染防止法（以下、「法」という。）に概ね次のように定めている。

(船長に関するもの)

- 1 船舶から大量の特定油の排出があったときは、当該船舶の船長及び排出の原因となる行為をした者が乗り込む船舶の船長は、排出された特定油のひろがり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去（以下、「排出の防除」という。）のための応急措置を講じなければならない。（法第39条第1項、罰則第55条第1項）

(船舶所有者及び国等に関するもの)

- 2 船舶から大量の特定油の排出があったときは、当該船舶の船舶所有者及び原因となる行為をした者の使用者は、直ちに排出の防除のための必要な措置を講じなければならない。（法第39条第2項）
- 3 海上保安庁長官は、2に掲げる者が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、特定油の防除のために講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。（法第39条第3項、罰則第55条第1項）

- 4 海上保安庁長官は、3による措置を命じられた者がその措置を講じていないと認められるとき、又は3による措置を命ずるいとまがないと認められるときは、海上災害センターに対し、必要と認める措置を講ずるべきことを指示することができる。この場合、措置に要した費用は、排出された特定油が積載されていた船舶の船舶所有者に負担させることができる。（法第42条の37、第42条の38第1項）

(船長、船舶所有者及び国等に関するもの)

- 5 海上保安庁長官は、特定油以外の油に海洋が汚染され、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合においては、当該汚染の原因となった特定油以外の油を排出したと認められる者に対し、特定油以外の油の防除その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。（法第40条、罰則第55条第1項）
- 6 海上保安庁長官は、1、2、3又は5により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難と認められる場合において、排出された油の防除に必要な措置とを講じたときは、当該措置に要した費用を、排出された油が積載されていた船舶の船舶所有者に負担させることができる。（法第41条第1項）

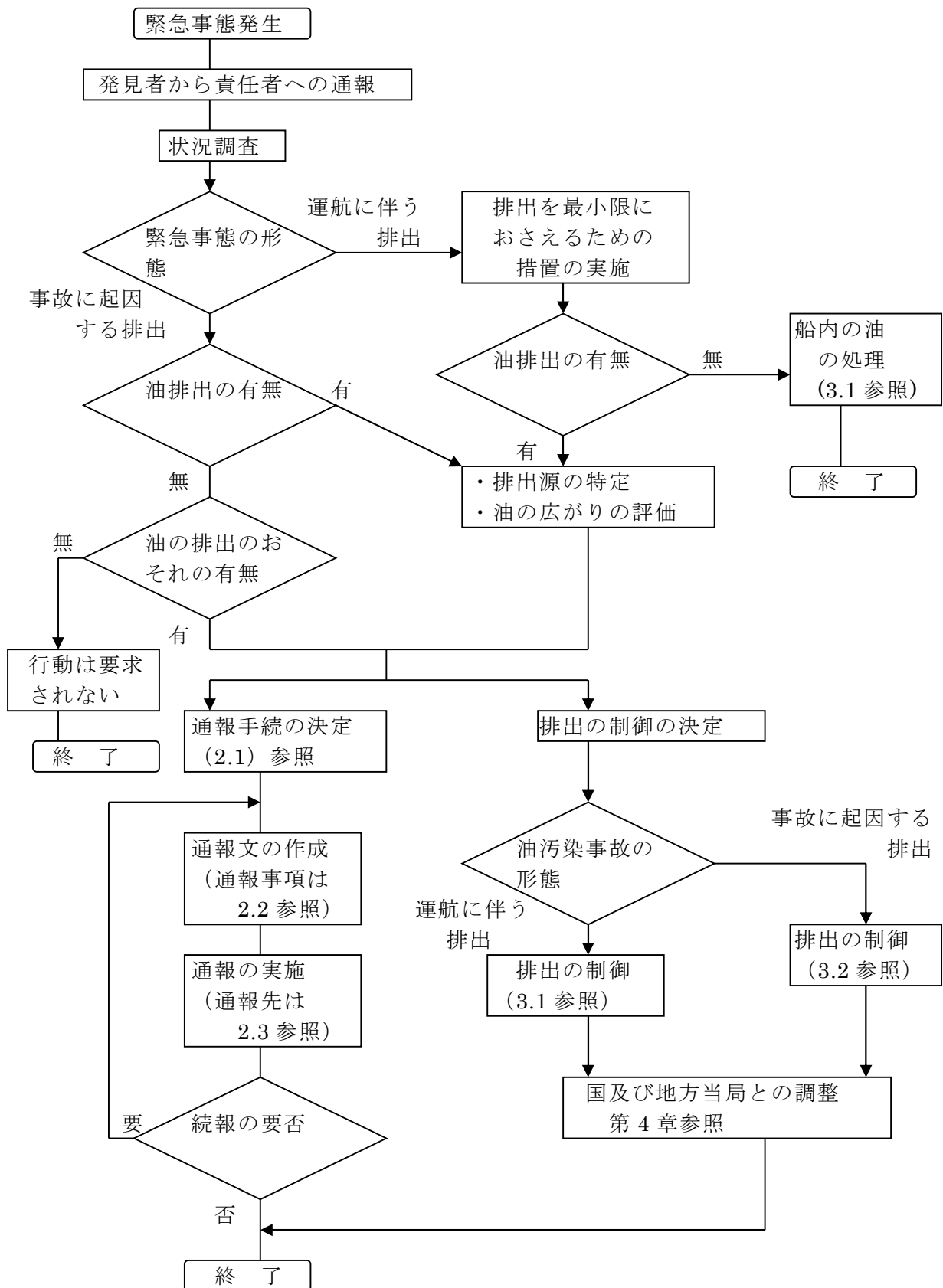
付 録 IV

(排出油防除資材の在庫目録)

付録IV 排出油防除資材の在庫目録

	品名及び形式	当初数量	使用後の数量			備 考
オイルフェンス		m	/	/	/	
油吸着材		k g	/	/	/	
			/	/	/	

付録V  
(フローチャート)  
付録V フローチャート



現実の油の排出又はその恐れ

事故の性質と評価

とるべき対応

- \* 乗組員に警戒態勢を取らせる。
- \* 漏洩源の確定と監視
- \* 人員の保護
- \* 漏洩の評価
- \* 蒸気の監視
- \* 退船

報告

船長及び・または指定の乗員により

通報を要するとき

- \* 実際の全ての漏洩及びその恐れ

通報の方法

- \* 最寄りの沿岸無線局へ  
または船位通報局へ  
または救助調整センターへ  
最速の方法で

- \* 現地当局へ可能な最速の方法で、  
通報先

- \* 最寄りの沿岸国

- \* (在港中は) 港湾・ターミナル運営者

- \* 上級司令部

- \* 連絡先リストを参照

通報事項

- \* 初期通報

- \* 追加通報

- \* 漏洩油の性質

- \* 貨物／バラスト／燃料の内訳

- \* 気象と海象

- \* 油膜の動向

- \* 必要な支援

－ 救助

－ 瀬取り容量

－ 機械設備

－ 外部機関の対応チーム

－ 化学処理剤／脱脂剤

排出制御の対応

油漏洩と海洋環境への脅威を緩和するための措置

船舶の運航に関わる措置

- \* 針路変更／艦位変更／  
速力変更
- \* 船体の傾き／トリム変更
- \* 乗り上げ
- \* えい航開始
- \* 避難先の要件の評価
- \* 気象／潮／うねり予測
- \* 油膜監視
- \* 事象と通信の記録

船舶運用術に関わる措置

- \* 安全の評価と警戒
- \* 優先的対応策  
／予防策の助言
- \* 損傷時復原性と応力の配慮
- \* バラスト調整
- \* 船上で貨物の移送
- \* 貨物油・燃料油の緊急瀬取り
- \* 船上対応の準備
  - － 漏洩密閉
  - － 消火作業
  - － (利用できるなら) 船内の応急器具の取扱等

外部機関の対応を始動させるための手続き

- \* 現地支援のため沿岸国・港湾連絡先リストを参照
- \* 関係者連絡先リストを参照
- \* 必要な外部機関の防除資材
- \* 活動の継続的監視

付録VI

(関係図面)

付録VI 関係図面

- 1 船舶主要目表
- 2 一般配置図
- 3 タンク容積図
- 4 船体中央横断面図
- 5 ビルジ管、バラスト管及び燃料油管系統図
- 6 貨物油管系統図
- 7 水バラスト等排出管装置系統図

付録VII

(緊急時点検表)

付録VII 緊急時点検表

**A. 運航に伴い排出した油に対応するための点検表：**

本点検表は、荷役又は補油作業中に排出した油を処理するときの対応の手引きである。

考慮する対応	対応したか		責任者（例示）
<b>即応</b>			
緊急警報を鳴らし、当直士官に報告・通報	はい	いいえ	事故の発見者
緊急対応手続きの始動	はい	いいえ	船 長
<b>初期対応</b>			
全ての荷役・補油作業の中止	はい	いいえ	船 長
マニフォールド弁の閉鎖	はい	いいえ	機 関 長
居住区画の空気取入口の遮断	はい	いいえ	船 長
機関区画の重要でないの空気取入口の遮断	はい	いいえ	機 関 長
漏洩源の確定	はい	いいえ	船 長
全てのタンク弁とパイプ主弁の閉鎖	はい	いいえ	機 関 長
吸着剤、許可溶剤を使って清掃作業開始	はい	いいえ	船 長
通報手続き遵守	はい	いいえ	船 長
<b>二次対応</b>			
可燃性蒸気放出による火災発生の恐れの評価	はい	いいえ	機 関 長
問題タンクから空タンクへ油を移送し、 液位を下げる	はい	いいえ	機 関 長
排出が疑われるタンクの液位を下げる	はい	いいえ	機 関 長
損傷パイプから空タンクへ油を引く	はい	いいえ	機 関 長
イナートガスの圧力を零に下げる	はい	いいえ	機 関 長
漏洩がポンプ室シーバルブに発生した場合、 パイプラインの圧力を下げる	はい	いいえ	機 関 長



他のタンクまたは陸上または舢艀に油を移し

替えるために、ポンプを用意する

はい いいえ 機 関 長

漏洩油を空タンクへ移送するために

携帯ポンプを用意する

はい いいえ 機 関 長

**その後の対応**

汚染抑制緩和活動を検討

はい いいえ 船 長

ポンプで排出タンクに注水し、損害拡大を防止

はい いいえ 機 関 長

水面下の漏洩の場合、ダイバーを手配し、調査

はい いいえ 機 関 長

必要であれば陸上支援を要請し、

応力と復原性を計算

はい いいえ 機 関 長

応力低減のため貨物油・燃料油の移送

はい いいえ 機 関 長

除去した油の処分前の格納場所の指定

はい いいえ 船 長

**B. 事故に伴い排出した油に対応するための点検表：**

本点検表は、事故に伴い排出した油を処理するときの対応の手引きである。

考慮する対応

対応したか

責任者（例示）

**即応**

緊急警報を鳴らし、船長に報告

はい いいえ

事故の発見者

緊急対応手続きの始動

はい いいえ

船 長

乗組員の非常待機

はい いいえ

船 長

**初期対応**

居住区画の空気取入口の遮断

はい いいえ

船 長

機関区画の重要でないの空気取入口の遮断

はい いいえ

機 関 長

転覆・沈没等による船舶

または人員の危険の評価

はい いいえ

船 長

全ての荷役・補油作業の中止

はい いいえ

船 長

全てのタンク弁とパイプの主弁の閉鎖

はい いいえ

機 関 長

油が実際に排出されたかの評価

はい いいえ

船 長

油の排出の恐れがあるかを評価

はい いいえ

船 長

タンク密閉の評価

はい いいえ

機 関 長

通報手続き遵守

はい いいえ

船 長

全船内に警報

はい いいえ

船 長

乗揚げの場合、周囲に警報

はい いいえ

船 長

必要あれば外部の支援要請

はい いいえ

船 長

油の流出の停止または軽減

はい いいえ

機 関 長

極度の傾斜に対応

はい いいえ

機 関 長

デッキ上の漏洩油を格納

はい いいえ

船 長

吸着剤、許可溶剤を使って清掃作業開始

はい いいえ

船 長

**その後の対応**

イナートガスの圧力を零に下げる	はい	いいえ	機 関	長
可燃性蒸気放出による火災発生の恐れの評価	はい	いいえ	機 関	長
必要に応じ、消火班・救助班の編成	はい	いいえ	船	長
船体・貨物への損傷拡大の評価	はい	いいえ	船	長
必要であれば陸上支援を要請し、				
応力と復原性を計算	はい	いいえ	機 関	長
応力低減のため貨物油・燃料油の移送	はい	いいえ	機 関	長
避難地への伴走または支援の要請	はい	いいえ	船	長
船を排出油の風上、または陸岸から				
なるべく離れる位置への移動	はい	いいえ	船	長
船及び排出油に対する潮・海流の影響の評価	はい	いいえ	航 海	長
気象情報の入手と本艦への影響の評価	はい	いいえ	船	長
他のタンクまたは陸上または舳に油を移し				
替えるために、ポンプを用意する	はい	いいえ	機 関	長
排出が疑われるタンクの液位を下げる	はい	いいえ	機 関	長
除去した油の処分前の格納場所の指定	はい	いいえ	運 用	長

## 油濁防止緊急措置手引書

(すべての艦船用)

所 属 \_\_\_\_\_  
 艦 船 名 \_\_\_\_\_  
 番 号 \_\_\_\_\_  
 信 号 符 字 \_\_\_\_\_  
 定 係 港 \_\_\_\_\_

## 油濁防止緊急措置手引書取扱要領

- 1 「変更の記録」については、艦船の長が確認すること。
- 2 表1「初期通報様式」を使用して通報する場合は、次のとおり取り扱うこと。
  - (1) 様式中のアルファベットの参照文字は、国際海事機関（IMO）決議A. 851（20）「危険物、有害物質及び海洋汚染物質に係る事故の通報用ガイドラインを含む船舶の通報制度及び船舶の通報要件の一般原則」による。アルファベットのうち使用されていない文字があるが、これらの文字は、航路情報の送信塔等で要求される情報を特定するために使用されるものである。
  - (2) QQ（欠陥／不備／損傷の概要）とは、具体的には、船体の損傷にあつては、当該損傷箇所及びその損傷の程度をいう。
  - (3) RR（排出の概算量を含む汚染の概要）とは、具体的には、排出された油の種類、量及びひろがり状況等をいう。
- 3 表2「油防除部署配置表」については、艦で別に定めている部署を転記しておくこと。
- 4 付録I「沿岸国連絡先リスト」については、国際海事機関（IMO）において取りまとめた連絡先リストを記載しているが、本艦に関係する沿岸国が当該リストにない場合は、上級司令部または連絡官を通じて情報を入手し、記載すること。
- 5 付録II「港湾連絡先リスト」については、情報を直接連絡して入手するほか、上級司令部または連絡官を通じて情報を入手し、できる限り記載すること。
- 6 付録III「自艦関係者連絡先リスト」については、次のとおり取り扱うこと。
  - (1) 「2. その他の関係者の連絡先」については、指定海上防災機関のほか、入港予定地において代理店と契約している場合には当該連絡先、その他必要と考えられる連絡先を記載する。
  - (2) 夜間連絡先については、可能な範囲の記載で差し支えない。
- 7 付録IV「国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報」については、上級司令部を通じ、本艦に関係する沿岸国及び当該沿岸国の地方当局（港湾当局を含む。）の防除体制に関する情報を入手し、記載のこと。
- 8 付録V「排出油防除資材の在庫目録」については、本艦に備え付けていない資材がある場合は、当初数量欄に「－」で表示すること。

## 変更の記録

変更年月日	変 更 事 項	根 拠	艦船の長 印

## 序 文

- 1 本手引書は、1978年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「MARPOL73/78条約」という。）附属書I第37規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）第7条の2の規定に従って作成されている。
- 2 本手引書の目的は、油汚染事故（船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合をいう。以下同じ。）に対処するための指針を与えることにある。
- 3 本手引書には、MARPOL73/78条約附属書I第37規則、国際海事機関（IMO）海洋環境保護委員会（MEPC）決議54(32)及び修正決議86(44)において作成された「油濁防止緊急措置手引書の作成のためのガイドライン」並びに海洋汚染防止法及び関係省令により要求されているすべての情報及び行動の指示が記載されている。付録には、他の参考資料とともに本手引書の中で参照すべき連絡先の名称、電話番号、テレックス番号等が記載されている。
- 4 付録は、艦船の長により最新の状態に作成、整備及び維持されなければならない。

## 目 次

- 第1章 総則
- 第2章 通報手続
  - 2. 1 通報を要するとき
  - 2. 2 通報事項
  - 2. 3 通報先
- 第3章 排出の制御
  - 3. 1 船舶の運航に伴う排出
  - 3. 2 事故に起因する排出
  - 3. 3 汚染抑制／緩和活動
  - 3. 4 瀬取り
  - 3. 5 復原性と応力への配慮
- 第4章 国及び地方当局との調整
  - 4. 1 排出油の防除のための国及び地方当局との調整
  - 4. 2 沿岸国の防除体制
- 第5章 その他
  - 5. 1 関係図面
  - 5. 2 排出油防除資材
  - 5. 3 広報
  - 5. 4 記録の保管
  - 5. 5 手引書の見直し
  - 5. 6 教育及び訓練
  - 5. 7 救助

## 付 録

- I 沿岸国連絡先リスト
- II 港湾連絡先リスト
- III 自艦関係者連絡先リスト
- IV 国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報
- V 排出油防除資材の在庫目録
- VI フローチャート
- VII 関係図面
- VIII 緊急時点検表

### 第1章 総 則

- 1.1 本手引書の目的は、油汚染事故に伴う油の排出を削減し、又は制御するために艦船内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、艦船の乗組員（艦船の長を含む。以下同じ。）に指針を与えることにある。
- 1.2 本手引書は、燃料油の補給等艦船の運航に伴う油の排出のみならず、海難等の事故に起因する大規模な油の排出に対処するための指針も示している。
- 1.3 汚染事故があった場合において、油の排出を削減してその影響を緩和するためには、関係機関への通報、艦内における排出の制御、外部機関との調整が重要であり、本手引書の指針に従いこれらを適正に実施する必要がある。
- 1.4 本手引書がその目的を達成するためには、本手引書が艦船の乗組員及び陸上において船舶の管理に携わる者により理解されていることが必要である。

### 第2章 通報手続

#### 2.1 通報を要するとき

MARPOL73/78 条約第8条及び議定書 I 並びに海洋汚染防止法及び関係省令の規定に従い、油汚染事故があった場合は、艦船の長（艦船の長以外の者が代わってその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）は、直ちに最寄りの沿岸国（日本国の沿岸にあつては、海上保安庁をいう。以下同じ。）に通報しなければならない。

##### 2.1.1 油の排出があった場合の通報：

次に掲げる油の不適正な排出について、直ちに最寄りの沿岸国に通報しなければならない。

- .1 船体又は設備の損傷等による油の排出
- .2 船舶の安全の確保又は海上での人命救助の目的でなされた油の排出
- .3 船舶の運航中における MARPOL73/78 条約に定められた油分の濃度を超える油の排出

##### 2.1.2 油の排出のおそれがある場合の通報：

次に掲げる事項を考慮して、船舶の衝突、乗揚げ、機関の損傷その他の海難により油の不適正な排出のおそれがあると判断される場合は、この旨を直ちに最寄りの沿岸国に通報しなければならない。

- .1 船体、機関又は設備の損傷、故障又は破損の程度
- .2 船舶の位置及び陸岸又は他の航行上の危険との接近の度合い

.3 気象、潮汐、潮流及び海象

.4 船舶交通の幅輳度

2.1.3 一般的に次に掲げる場合は、通報の対象となる油の不適正な排出のおそれがある場合である。

.1 船舶の衝突、乗揚げ、火災、爆発、構造的破壊、浸水、貨物移動等により船舶の安全に影響を与える損傷、故障又は破損が生じたとき。

.2 操舵装置、推進器、発電システム、主要な航海機器等の故障又は破損により航海の安全が損なわれたとき。

2.2 通報事項

2.2.1 通報事項は、表 1 に示す初期通報標準様式によること。また、補足通報又は追加通報についても可能な限り同様式によることとする。

2.2.2 通報は、次に掲げる手続により実施すること。

.1 第 1 報は、直ちに行うものとし、判明していない事項については逐次通報すること。

.2 補足通報は、最初の通報を必要に応じて補足するものであり、事態の進展に関する情報を提供すること。

.3 追加情報は、沿岸国からの追加情報の要請により行うこととし、できる限り要請に応ずること。

2.3 通報先

2.3.1 沿岸国連絡先：

.1 外国の沿岸において、沿岸国に通報する場合は、付録 I 「沿岸国連絡先リスト 1 外国の沿岸」による。なお、当該リストの連絡先が不在の場合又は何らかの理由により直接の手段による通報が極度に遅れた場合は、最寄りの沿岸国に通報することに加えて、艦船の長は、最寄りの沿岸無線局、船位通報局又は救助調整センター等に通報するように努めること。

.2 日本国の沿岸において、海上保安庁の事務所に通報する場合は、付録 I 「沿岸国連絡先リスト 2 日本国の沿岸」による。なお、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号、局番なしの「118番」で行うことができる。ただし、日本国の船舶電話、携帯電話等に限る。

.3 最新の沿岸国連絡先リストは、IMO のホームページでも入手することができる。

“<http://www.imo.org/> Natonal Contact MEPC.6/Circ.XX(ANNEX 2 for SOPEP)

(IMO のホームページに沿岸国の連絡先が、掲載されていない場合には、艦船の長は当該国から入手の上、手引書に掲載すること。)

2.3.2 港湾連絡先：

油汚染事故が港で発生した場合は、艦船の長は、必要に応じて当該港湾当局等に事故の概要を通報することが望ましい。この場合の通報先は、付録 II 「港湾連絡先リスト」による。なお、当該リストを事前に準備できない場合は、艦船の長は、入港までに当該港の通報手続に関する情報の入手に努めること。

(寄港地の港湾連絡先リストを、本手引書に記載すること。)

2.3.3 自艦関係者：

油汚染事故が発生した場合は、艦船の長は、自衛隊関係部隊に事故の概要を通報すること。この場合の通報先は、付録 III 「自艦関係者連絡先リスト」によることとし、同リスト中、「2. その

他の関係者リスト」には、指定海上防災機関を含めること。

表1 初期通報標準様式

A A (船名／呼出符号又は呼出名称／船籍港) (SHIP NAME／CALL SIGN／PORT OF REGISTRY)																																																																																																						
B B (事故の日時：DATE AND TIME OF EVENT) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DD</td> <td style="text-align: center;">HH</td> <td style="text-align: center;">MM</td> <td colspan="3">(使用時刻帯を明示すること。)</td> </tr> </table>								日	時	分				DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																																																																																					
日	時	分																																																																																																				
DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																																																																																																			
C C (位地／緯度・経度) 又は (POSITION／LAT, LONG)	D D (真方位／陸標からの距離) (BEARRIMG／DISTANCE FROM LANDMARK)																																																																																																					
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="10"></td> <td style="text-align: center;">N</td> <td style="text-align: center;">S</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">度 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td colspan="8"></td> <td style="text-align: center;">E</td> <td style="text-align: center;">W</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d</td> <td colspan="8" style="text-align: center;">mm</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">度 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">d d d mm</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>																							N	S	度 分																									d									E	W	d	mm										度 分			d d d mm			<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">度</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">海里</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">d d d</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">N MILES</td> </tr> </table>									度				海里				d d d				N MILES			
										N	S																																																																																											
度 分																																																																																																						
d									E	W																																																																																												
d	mm																																																																																																					
度 分																																																																																																						
d d d mm																																																																																																						
度				海里																																																																																																		
d d d				N MILES																																																																																																		
E E (針路：COURSE) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">度 d d d</td> </tr> </table>				度 d d d			F F (速力：SPEED, KNOTS) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">ノット Kn Kn 1/10</td> </tr> </table>				ノット Kn Kn 1/10																																																																																											
度 d d d																																																																																																						
ノット Kn Kn 1/10																																																																																																						
L L (計画針路：INTENDED TRACK)																																																																																																						
M M (無線局名及び聴取周波数：RADIO STATIONS AND FREQUENCY)																																																																																																						
N N (次回通報日時：DATE AND TIME NEXT REPORT) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">DD</td> <td style="text-align: center;">HH</td> <td style="text-align: center;">MM</td> <td colspan="3">(使用時刻帯を明示すること。)</td> </tr> </table>								日	時	分				DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																																																																																					
日	時	分																																																																																																				
DD	HH	MM	(使用時刻帯を明示すること。)																																																																																																			
P P (艦内の貨物油／燃料油の種類及び量) (TYPE AND QUANTITY OF CARGO OIL／BUNKER OIL ON BOARD)																																																																																																						

Q Q (欠陥/不備/損傷の程度)

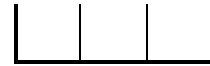
(BRIEF DETAILS OF DEFECTS/DEFICIENCIES/DAMAGE)

R R (排出の概算量 : (BRIEF DETAILS OF POLLUTION,INCLUDING ESTIMATE OF QUANTITY LOST))

S S (気象及び海象の概要 : BRIEF DETAILS OF WEATHER AND CONDITIONS)

風(WIND) 方向(DIRECTION)

うねり(SWELL) 方向(DIRECTION)



速度(VELOCITY)

(ビューフート)

高さ(HEIGHT)

(m)

(Beaufort)

T T (船舶所有者/運航者/代理店の連絡先)

(CONTACTS DETAILS OF OWNER/OPERATOR/AGENT)

U U (船舶の大きさ及び用途 : SHIP SIZE AND TYPE)

長さ (m) / 幅 (m) / 吃水 (m)

LENGTH

BREADTH

DRAFT

トン数

(D T) / 用途

DISPLACEMENT TONNAGE

TYPE

X X (追加の情報 : ADDITIONAL INFORMATION)

事故の概要 (BRIEF DETAILS OF INCIDENT) :

外部からの援助の必要性 (NEED FOR OUTSIDE ASSISTANCE) :

油防除のために講じた措置又は講じようとする措置

(ACTIONS TAKEN OR TO BE TAKEN FOR OIL REMOVAL) :

乗員数及び負傷者の概要 (NUMBER OF CREW AND DETAILS OF ANY INJURIES) :

現地連絡先の詳細 (LOCAL CORRESPONDENT) :

自艦に備え付けている排出油防除資材の種類及び量

(TYPE AND QUANTITY OF MATERIALS FOR OIL REMOVAL ON BOARD) :



その他 (OTHERS) :

### 第3章 排出の制御

本章に規定する油の排出を制御するために直ちにとるべき措置のうち、関係するポンプ及びバルブの操作に当たっては、付録として添付している「管系統図」を参考にして、誤操作の防止に努めること。

#### 3.1 艦船の運航に伴う排出

##### 3.1.1 一般

- 燃料油の移送（艦内における油の移動をいう。以下同じ。）作業、補給作業中に漏油が発生した場合は、できる限り早い方法で当該作業を中止すること。
- 措置を講じる際は、ガス濃度等の検知を行い、必要に応じて呼吸具等を使用すること。
- 漏油の発生源及び原因を確定するとともに、油吸着材、ソーダスト（おがくず）、ウエス等の油清掃資材により、漏油の舷外への排出を最小限に抑えるための措置を直ちにとること。
- 漏油の原因が解明され、その原因が排除されるまで、移送作業または補給作業は再開しないこと。
- 除去した油及び使用した油清掃資材は、清掃会社、油防除処理会社等に引き渡すなど適正に処分すること。

##### 3.1.2 基準を超えたビルジ等の排出

- 油水分離器の整備不良、老朽化等により油分の濃度が基準を超えたビルジ等の排出が認められた場合は、直ちに油水分離器用ポンプの電源を切り、舷外排出バルブを閉めること。
- ビルジ用濃度監視装置を設置している船舶であって、当該ビルジ用濃度監視装置の故障により油分の濃度が基準を超えたビルジ等の排出が認められた場合は、直ちに油水分離器用ポンプ及びビルジ用濃度監視装置の電源を切るとともに、舷外排出バルブを手動により閉めること。

##### 3.1.3 基準を超えた水バラスト等の排出

- 潜水艦における燃料搭載中、油分濃度低減装置の故障により油分の濃度が基準を超えた水バラスト等の排出が認められた場合は、直ちに同装置のポンプの電源を切り、同装置の排出バルブを閉めること。

##### 3.1.4 パイピングの漏洩

- パイプラインから漏洩がある場合は、直ちに当該パイプライン内の油の圧力を低下させ、グラビティにより、又はポンプを使用してパイプライン内の油をタンクに移送すること。

##### 3.1.5 タンクのオーバーフロー

- 燃料油タンクからオーバーフローが生じた場合は、直ちに当該タンクに移送、積荷又は補給を行っているポンプを停止し、関連バルブを閉鎖すること。
- オーバーフローしたタンクの油を直ちに余積のあるタンクへ移送するか、又はオーバーフローした油を陸上タンクへ移し替えるためのポンプを手配すること。

##### 3.1.6 船体からの漏洩

- 船体からの漏洩に対する措置に当たっては、船体の応力及び復原性について十分に配慮する

こと。

- 喫水線以上の部位からの漏洩の場合は、直ちにタンク内の燃料油の移送を行い、当該タンク内の液位を海面より十分に下げること。
- 艦内での油の移送が困難な場合は、瀬取り又は陸上タンクへの油の移替えを検討すること。
- 上記措置を講じても油の漏洩が続く場合は、ダイバー等による調査を行い原因を解明すること。

### 3.1.7 排出した油への対応

- 艦船の長は、油汚染事故が発生した場合は、乗組員に対し油防除部署配置を発令すること。  
(表2「油防除部署配置表」参照)
- 艦船の長は、油汚染事故が発生した場合は、第2章の規定に従い、直ちに最寄りの沿岸国、港湾当局及び関係者に通報すること。
- 必要に応じて油防除処理会社に作業を要請すること。
- 自艦、随伴艦又は陸上の備付基地に排出油防除資材を備え付けている場合であって、事故の状況等を考慮した上でその使用が可能であるときは、オイルフェンスを展張し、油の拡散を防止するとともに、できる限り油吸着材等により油を回収すること。
- 排出油防除資材のうち、油処理剤又は油ゲル化剤の使用に当たっては、技術上の基準に適合したものを周囲の状況を十分に考慮して使用すること。また、油処理剤又は油ゲル化剤を外国の沿岸で使用する場合は、当該沿岸国の承認を事前に受けること。
- 3.5を参照のこと。

## 3.2 事故に起因する排出

### 3.2.1 艦船の長が優先してとるべき措置

- 人命の安全の確保を最優先し、次の事項を考慮すること。
  - ① 死傷者の有無の確認
  - ② 救助要請の要否の判断
  - ③ 総員離艦の決断
- 3.2.2 から 3.2.9 までの措置に当たっては、船体の応力及び損傷時の復原性について十分に配慮すること。3.5を参照のこと。
- 目視検査及びタンク等の測深により損傷に関する詳細な情報を入手すること。
- 周囲の状況から判断して、当該海域に留まることが事態を悪化させると予想される場合は、安全な場所へ自艦をシフトし、緊急修理、瀬取り等に備え、又は保護地域の海岸線を油濁の脅威に晒さぬように努めること。ただし、沿岸国の領域では、その指示に従うこと。
- 船底が損傷したとき、特にその損傷の程度が甚大であるときには、海面の高さまで海水が侵入する。この場合には、予防措置を行う余裕はほとんどない。また油タンクの側壁に損傷が生じた場合には、貨物油又は燃料油は、急速に海面の高さまで排出される。その後、排出の割合は、低下し、油と入れ替わる水量に左右される。損傷の程度が、1、2の区画に限定される場合には、必要に応じて船体安全確保のための積荷等のシフトも考慮すること。
- 油の排出を伴う事故の場合は、火災と爆発を防ぐため、できる限り次の措置を講じること。

- ① 排出油の風上への艦位の移動
- ② 空気取入口の閉鎖
- ③ 有毒ガス・引火性ガスの居住区域及び機関区域への侵入の防止
- ④ 引火源の排除
- ⑤ 居住区域及び機関区域の定期的なガス検知
- ⑥ 消火装置及び消火器の準備
- ⑦ 喫煙その他の火気管理の徹底

□ ガスの滞留するおそれのある場所での作業は、ガスフリー及びガス検知を行うなど有害ガスの人体への影響を十分配慮して行うこと。

### 3.2.2 座礁への対応

- 艦船の長は、乗組員に対し該当する部署を発令すること。
- 座礁の状態、船底の状態及び損傷箇所の確認を行い、離礁の可能性及びその適否を確認すること。
- 自力離礁が困難と判断される場合は、直ちにサルベージ会社に離礁の要請を行うこと。
- 座礁により浸水等が発生した場合は、浸水を最小限に食い止めるため、開口部の閉鎖等による防水処置を行うこと。

### 3.2.3 火災・爆発への対応

- 艦船の長は、乗組員に対し該当する部署を発令すること。
- 有効かつ適切な初期消火活動を行うとともに、救助艇の状態など人命救助のための離艦準備と離艦命令の時期を逸しないよう心掛けること。
- 火元付近にあるペイント缶、ウエス、ロープ類等の可燃性備品又は爆発性の物品を直ちに他の場所に移動すること。
- 風による火勢の増大の可能性がある場合は、停止するか、風下に向かって操艦するなど火災の拡大を防止すること。
- 出入口扉、舷窓、天窓、通風筒等の開口部を閉鎖し、通風装置を停止すること。また、必要に応じて周辺部分を冷却すること。
- 火煙が消火活動の妨げにならないよう操艦すること。
- 火災の場所に通じる電源は、非常時に使用される電源を除き、すべて遮断すること。

### 3.2.4 衝突への対応

- 艦船の長は、乗組員に対し該当する部署を発令すること。
- 自艦の損傷箇所及び浸水の有無を調査し、その程度に応じて応急措置を行い、損害の拡大を防止すること。
- 損傷調査の結果、浸水がある場合は、その場所及び程度に応じて防水扉の閉鎖、木栓、防水マット、セメントボックス、隔壁の補強、排水ポンプの使用等適切な防排水措置をとること。
- 防排水処置を施しても浸水がひどく、沈没の危険性がある場合は、適当な場所へ任意座洲することを考慮すること。

### 3.2.5 船体及び油格納設備の損傷への対応

- 喫水線以上の部位からの油の排出が予想される場合は、直ちにタンク内の燃料油の移送を行い、当該タンク内の液位を海面より十分に下げること。
- 艦船内での油の移送が困難な場合は、瀬取り又は陸上タンクへの油の移替えを検討すること。
- 配管の損傷の場合には 3.1.4 と同様の対応をとること。

### 3.2.6 極度の傾斜への対応

- 艦船の損傷箇所及び浸水の有無を調査し、その程度に応じて応急措置を行い、損害の拡大を防止すること。
- 損傷調査の結果、浸水がある場合は、その場所及び程度に応じて防水扉の閉鎖、木栓、防水マット、セメントボックス、隔壁の補強、排水ポンプの使用等適切な防排水措置をとること。
- 防排水処置を施しても浸水がひどく、沈没の危険性がある場合は、適当な場所へ任意座洲することを考慮すること。

### 3.2.7 難破／水没／沈没への対応

- 沈没等の恐れがある場合には、人命の安全の確保を最優先するよう以下の措置をとること。
    - ① 総員離艦の準備
    - ② 救助の要請
- また、時間に余裕がある場合には、3.2.9 に規定する退船時における油タンクバルブ及びエアバントの閉鎖等の措置をとること。

### 3.2.8 可燃性または毒性蒸気の放出への対応

- 可燃性または毒性蒸気が放出された場合には、3.2.1 に規定する火災と爆発を防ぐための措置をとること。

### 3.2.9 油の排出への対応

- 艦船の長は、乗組員に対し油防除部署を発令すること。
- 艦船の長は、油汚染事故が発生した場合は、第2章の規定に従い、直ちに最寄りの沿岸国、港湾当局及び関係者に通報すること。
- 油の排出を軽減するため、直ちに次の措置を講じること。
  - ① 排出部分の閉鎖
  - ② 関係配管の閉鎖及び遮断
- バラスト調整等により、直ちに油の排出防止に最適なコンディションとすること。
- 引き続き油の排出を防止するため、直ちにタンク内の残油を他のタンクに移送すること。
- 自艦、随伴艦又は陸上の備付基地に排出油防除資材を備え付けている場合であって、事故の状況等を考慮した上でその使用が可能であるときは、オイルフェンスを展開し、油の拡散を防止するとともに、できる限り油吸着材等により油を回収すること。
- 排出油防除資材のうち、油処理剤又は油ゲル化剤の使用に当たっては、技術上の基準に適合したものを周囲の状況を十分に考慮して使用すること。また、油処理剤又は油ゲル化剤を外国の沿岸で使用する場合は、当該沿岸国の承認を事前に受けること。
- 離艦時には、燃料油タンク管系の吸引元バルブを閉鎖するほか、燃料油タンクに連結しているエアパイプの開口部をウエス等を使用して確実に閉鎖すること。

### 3. 3 汚染抑制／緩和活動

□ 艦船及び人命の安全への対応に取り組んだ後、艦船の長は下記の事項を考慮の上、排出された油による汚染を緩和／抑制するための作業に着手することができる。

- ① 状況の調査及び監視
- ② 作業員／人員の安全
  - a) 保護用具の使用
  - b) 作業員／人員の健康及び安全への影響
- ③ 油の包囲及びその他の対応処置（例えば、拡散、吸着）
- ④ 油の隔離方法
- ⑤ 作業員に対する油の洗浄
- ⑥ 回収油及び清掃資材の処理

### 3. 4 瀬取り

□ 引き続き油の排出を防止するため、必要に応じてタンク内の残油の瀬取りを行うこと。この場合において、瀬取りを行うに当たって沿岸国と調整する必要がある場合は、事前に調整を行うこと。

### 3. 5 復原性と応力への配慮

□ 排出の軽減対応又は離礁する場合の対応については、艦船の復原性と船体の応力に配慮し、事故対応に十分に注意すること。

油の艦内移送の際は、船舶の全体的な縦強度と復原性への影響を十分に評価して実行すること。損傷が大規模な場合には、自艦が艦内移送の復原性や応力への影響を評価するのは困難となることがある。その場合には、損傷時の復原性や縦強度の評価の情報入手のため、造修補給所等に連絡をとること。

表 2 油防除部署

(艦で定める部署を転記する。)

## 第 4 章 国及び地方当局との調整

### 4.1 排出油の防除のための国及び地方当局との調整

4.1.1 油汚染事故の影響を緩和するために、排出油の防除に当たっては、排出油防除資材の種類及び量（艦船内に備え付けている場合に限る。）並びに第 3 章の規定に基づき排出油の防除について直ちにとった措置の内容を考慮して、国（海上保安機関をいう。以下同じ。）及び地方当局（沿岸国の場合に限るとともに、その港湾当局を含む。以下同じ。）と自艦との役割分担を明確にするとともに、連絡を密にしなければならない。

4.1.2 艦船の長は、排出油の防除に関する自艦の連絡責任者を国及び地方当局に通報しなければならない。

### 4.2 沿岸国の防除体制

排出油の防除のための国及び地方当局との調整に当たっては、付録IV「国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報」を参照すること。

## 第 5 章 その他

## 5.1 関係図面

次の関係図面が、本手引書に掲載されている。(付録Ⅶ参照。)

1. 船舶主要目表
2. 一般配置図
3. 船体中央横断図面
4. ビルジ管、バラスト管及び燃料油管系統図

## 5.2 排出油防除資材

自艦が現在備え付けている排出油防除資材は、付録Ⅴ「排出油防除資材の在庫目録」のとおりである。

乗組員による資材の使用が実務的で安全に配慮することに注意を尽くすこと。

油防除訓練は、乗組員総員が清掃資材の使用に習熟するように実施すること。

化学防除剤は、関係沿岸国の当局の承認を得て、海洋での対応に使用すること。格納設備又は回収設備を使用する際にも、承認を得ること。

## 5.3 広報

取材を受ける際は、目前の緊急事態そのものの対応に忙殺されている乗組員に過度な追加負担とならないよう工夫すること。

## 5. 4 記録の保管

5. 4. 1 艦船の長は、油汚染事故に際してとった排出油の防除の記録を3年間保管すること。

5. 4. 2 艦船の長は、教育及び訓練の記録を3年間保管すること。

## 5. 5 手引書の見直し

5.5.1 本手引書の付録ⅠからⅢまでの連絡先リストは、原則として常に最新のものに書き換えられている必要があることから、艦船の長は、これらのリスト中に変更すべき事項を知り得た場合は、この旨を上級部隊に報告すること。

5.5.2 艦船の長は、事故対応で本手引書を使用した際には、その有効性について評価し、修正すべき事項があれば、上級司令部に報告すること。

## 5. 6 教育及び訓練

5. 6. 1 艦船の長は、油汚染事故に際して第3章の排出の制御に係る機器等の取扱いが確実に行われるために、乗組員に対し教育を適宜実施すること。

5. 6. 2 艦船の長は、油汚染事故に際して本手引書が機能するように、次のとおり訓練を実施すること。

・ 1 訓練は、抜打ち又は事前周知のいずれかの方法で実施すること。

・ 2 艦内通信訓練は、第3章の排出の制御に係る部署配置について毎月1回実施すること。

・ 3 本手引書の全部を網羅した訓練は、自艦関係者を含めるものとし、少なくとも3年に1回実施すること。

## 5. 7 救助

救助要請に際しては、次の要員を考慮すること。

- ． 1 近隣の陸地又は航行の障害
- ． 2 艦位と漂流
- ． 3 2に基づく事故に遭遇した場所と時間
- ． 4 修理に要する時間
- ． 5 最寄りで可能な支援及びその対応時間（例えば、曳船の支援では、現場到着と曳索をとるまでの時間）の判定。操縦性を損なうような事故が航行中に発生した際、艦船の長は、修理に要する時間は考慮せず、支援の対応時間から救助要請を決定する必要がある。修理によって、要請の良機を失するときには、支援要請を躊躇してはならない。

付録 I

(沿岸国連絡先リスト)

1 外国の沿岸

<b>沿岸国連絡先リスト（外国の沿岸）更新一覧表</b>			
<p>沿岸国連絡先リストは、IMO のホームページから定期的にダウンロードして最新の状態で維持すること。</p> <p>“<a href="http://www.imo.org/">http://www.imo.org/</a> → National Contacts →MEPC.6/Circ.XX(ANNEX 2 for SOPEP)”</p> <hr/> <p>更新したときは、必ずその通し番号、リストの日付及び Circ.No.並びに更新年月日を本表に記入すること。</p>			
通し番号	リストの日付 及び Circ.No.	本表の更新年月日	整理者印
第 号	年 月 日付 Circ.No.	年 月 日	

付録 I 沿岸国連絡先リスト（外国の沿岸）

国名及び連絡先	住 所	連 絡 方 法

2 日本国の沿岸

<b>沿岸国連絡先リスト（日本国の沿岸）更新一覧表</b>			
<p>海上保安庁のホームページなどを参照して、連絡先を最新の状態に維持し、その変更を記録すること。</p> <p style="text-align: center;">(<a href="http://www.kaiho.mlit.go.jp">http://www.kaiho.mlit.go.jp</a>)</p>			
通し番号	更新年月日	変更事項	整理者印
第 号	年 月 日		

付録Ⅰ 沿岸国連絡先リスト（日本国の沿岸）

海上保安庁では、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として局番なしの

「118番」の運用を行っている。

その他、海上保安機関別の連絡先・連絡方法については下表のとおり。

連絡先	連絡方法			
	電話	国際テレックス		識別信号
		加入者 電話番号	加入者 略号	

各海岸局で使用する周波数			
遭難警報 (KHz)	遭難信号を行う場合		
DSC	無線電話 (KHz)	NBDP (KHz)	無線電話
			CH /

付録Ⅱ

(港湾連絡先リスト)

付録Ⅱ 港湾連絡先リスト

港名及び連絡先	住所	連絡方法

付録Ⅲ

(自艦関係者連絡先リスト)

付録Ⅲ 自艦関係者連絡先リスト

1. 自衛隊関係

連絡先	住所	連絡方法	
		昼間	夜間

2. その他の関係者の連絡先

連絡先	住所	連絡方法	
		昼間	夜間



付 録 IV

(国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報)

付録IV 国及び地方当局の防除の役割及び責任に関する情報

国名：日本

船舶から油の排出が生じた際の船長、船舶所有者及び国等の役割及び責任については、海洋汚染防止法（以下、「法」という。）に概ね次のように定めている。

(船長に関するもの)

- 1 船舶から大量の特定油の排出があったときは、当該船舶の船長及び排出の原因となる行為をした者が乗り込む船舶の船長は、排出された特定油のひろがり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去（以下、「排出の防除」という。）のための応急措置を講じなければならない。（法第39条第1項、罰則第55条第1項）

(船舶所有者及び国等に関するもの)

- 2 船舶から大量の特定油の排出があったときは、当該船舶の船舶所有者及び原因となる行為をした者の使用者は、直ちに排出の防除のための必要な措置を講じなければならない。（法第39条第2項）

- 3 海上保安庁長官は、2に掲げる者が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、特定油の防除のために講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。（法第39条第3項、罰則第55条第1項）

- 4 海上保安庁長官は、3による措置を命じられた者がその措置を講じていないと認められるとき、又は3による措置を命ずるいとまがないと認められるときは、海上災害センターに対し、必要と認める措置を講ずるべきことを指示することができる。この場合、措置に要した費用は、排出された特定油が積載されていた船舶の船舶所有者に負担させることができる。（法第42条の37、第42条の38第1項）

(船長、船舶所有者及び国等に関するもの)

- 5 海上保安庁長官は、特定油以外の油に海洋が汚染され、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合においては、当該汚染の原因となった特定油以外の油を排出したと認められる者に対し、特定油以外の油の防除その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。（法第40条、罰則第55条第1項）

- 6 海上保安庁長官は、1、2、3又は5により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難と認められる場合において、排出された油の防除に必要な措置とを講じたときは、当該措置に要した費用を、排出された油が積載されていた船舶の船舶所有者に負担させることができる。（法第41条第1項）

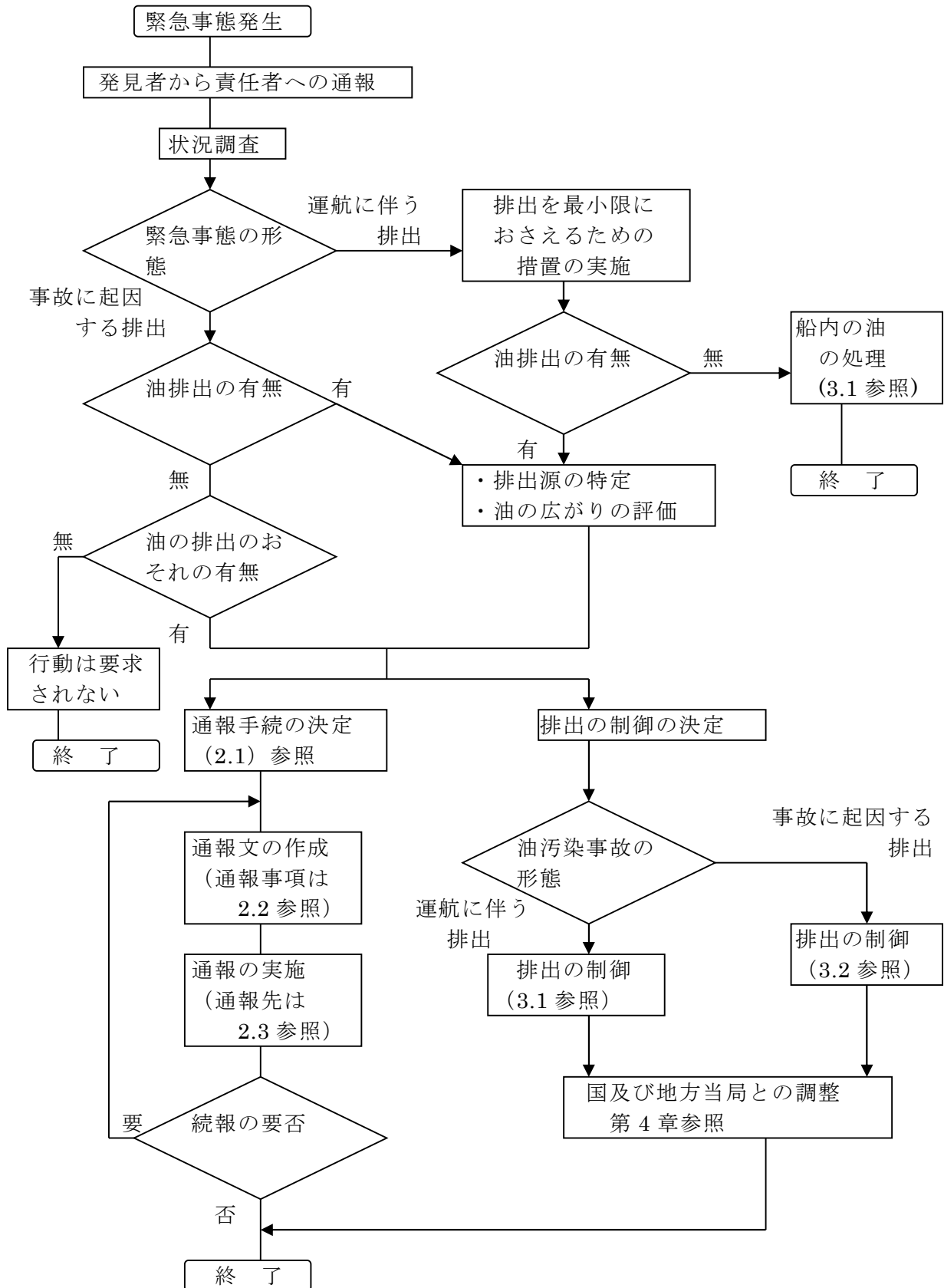
付 録 V

(排出油防除資材の在庫目録)

付録V 排出油防除資材の在庫目録

	品名及び形式	当初数量	使用後の数量			備 考
オイルフェンス		m	/	/	/	
油吸着材		k g	/	/	/	
			/	/	/	

付録VI  
(フローチャート)  
付録VI フローチャート



現実の油の排出又はその恐れ

事故の性質と評価

とるべき対応

- \* 乗組員に警戒態勢を取らせる。
- \* 漏洩源の確定と監視
- \* 人員の保護
- \* 漏洩の評価
- \* 蒸気の監視
- \* 離艦

報告

船長及び・または指定の乗員により

通報を要するとき

- \* 実際の全ての漏洩及びその恐れ

通報の方法

- \* 最寄りの沿岸無線局へ  
または船位通報局へ  
または救助調整センターへ  
最速の方法で

- \* 現地当局へ可能な最速の方法で、  
通報先

- \* 最寄りの沿岸国

- \* (在港中は) 港湾・ターミナル運営者

- \* 上級司令部

- \* 連絡先リストを参照

通報事項

- \* 初期通報

- \* 追加通報

- \* 漏洩油の性質

- \* 貨物／バラスト／燃料の内訳

- \* 気象と海象

- \* 油膜の動向

- \* 必要な支援

－ 救助

－ 瀬取り容量

－ 機械設備

－ 外部機関の対応チーム

－ 化学処理剤／脱脂剤

排出制御の対応

油漏洩と海洋環境への脅威を緩和するための措置

船舶の運航に関わる措置

- \* 針路変更／艦位変更／  
速力変更

- \* 船体の傾き／トリム変更

- \* 乗り上げ

- \* えい航開始

- \* 避難先の要件の評価

- \* 気象／潮／うねり予測

- \* 油膜監視

- \* 事象と通信の記録

船舶運用術に関わる措置

- \* 安全の評価と警戒

- \* 優先的対応策

／ 予防策の助言

- \* 損傷時復原性と応力の配慮

- \* バラスト調整

- \* 船上で貨物の移送

- \* 貨物油・燃料油の緊急瀬取り

- \* 船上対応の準備

－ 漏洩密閉

－ 消火作業

－ (利用できるなら) 艦内の応急

器具の取扱等

外部機関の対応を始動させるための手続き

- \* 現地支援のため沿岸国・港湾連絡先リストを参照

- \* 関係者連絡先リストを参照

- \* 必要な外部機関の防除資材

- \* 活動の継続的監視

付録VII

(関係図面)

付録VII 関係図面

- 1 船舶主要目表
- 2 一般配置図
- 3 タンク容積図
- 4 船体中央横断面図
- 5 ビルジ管、バラスト管及び燃料油管系統図
- 6 貨物油管系統図
- 7 水バラスト等排出管装置系統図

付録VIII

(緊急時点検表)

付録VIII 緊急時点検表

**A. 運航に伴い排出した油に対応するための点検表：**

本点検表は、荷役又は補油作業中に排出した油を処理するときの対応の手引きである。

考慮する対応	対応したか		責任者（例示）
<b>即応</b>			
緊急警報を鳴らし、当直士官に報告・通報	はい	いいえ	事故の発見者
緊急対応手続きの始動	はい	いいえ	当直士官
乗組員の非常待機	はい	いいえ	当直士官
<b>初期対応</b>			
全ての荷役・補油作業の中止	はい	いいえ	運用長
居住区画の空気取入口の遮断	はい	いいえ	当直士官
機関区画の重要でないの空気取入口の遮断	はい	いいえ	機関長
漏洩源の確定	はい	いいえ	当直士官
全てのタンク弁とパイプ主弁の閉鎖	はい	いいえ	機関長
吸着剤、許可溶剤を使って清掃作業開始	はい	いいえ	運用長
通報手続き遵守	はい	いいえ	艦長
<b>二次対応</b>			
可燃性蒸気放出による火災発生の恐れの評価	はい	いいえ	機関長
問題タンクから空タンクへ油を移送し、 液位を下げる	はい	いいえ	機関長
排出が疑われるタンクの液位を下げる	はい	いいえ	機関長
損傷パイプから空タンクへ油を引く	はい	いいえ	機関長
漏洩がポンプ室シーバルブに発生した場合、 パイプラインの圧力を下げる	はい	いいえ	機関長
他のタンクまたは陸上または艇に油を移し			



応力低減のため貨物油・燃料油の移送	はい	いいえ	機 関	長
避難地への伴走または支援の要請	はい	いいえ	船	長
艦を排出油の風上、または陸岸から なるべく離れる位置への移動	はい	いいえ	船	長
艦及び排出油に対する潮・海流の影響の評価	はい	いいえ	航 海	長
気象情報の入手と本艦への影響の評価	はい	いいえ	船	長
他のタンクまたは陸上または艇に油を移し 替えるために、ポンプを用意する	はい	いいえ	機 関	長
排出が疑われるタンクの液位を下げる	はい	いいえ	機 関	長
除去した油の処分前の格納場所の指定	はい	いいえ	運 用	長

## 船舶からの廃棄物排出基準

海域排出が可能な廃棄物区分	排出海域	排出方法
日常生活廃棄物		
食物くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般海域のうち、領海の基線から 3 海里以遠</li> <li>特別海域のうち、領海の基線から 1 2 海里以遠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省令で定める技術上の基準に適合した粉碎装置で処理して排出すること (最大直径 2.5mm 以下)</li> <li>航行中に排出すること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般海域のうち、領海の基線から 1 2 海里以遠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航行中に排出すること</li> </ul>
上記以外のすべての廃棄物の排出、上記廃棄物の上記以外の海域での排出又は上記以外の排出方法による排出は一切禁止		

※ 一般海域：特別海域を除く海域

特別海域：バルチック海、北海、南極、ガルフ海、地中海、拡大カリブ海

## Requirements for Discharging Garbage into the Sea under the Japanese Law

Garbage Types Allowed to be discharged	Sea Area for Discharge	States of Garbage and Ship for Discharge
Domestic Wastes		
Food Wastes	<ul style="list-style-type: none"> <li>sea area 3 nautical miles or more from the base line of the territorial waters</li> <li>special area 12 nautical miles or more from the base line of the territorial waters</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>In the state ground to <math>\phi 25\text{mm}</math> or less.</li> <li>The Ship is en route.</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>sea area 12 nautical miles or more from the base line of the territorial waters</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Ship is en route.</li> </ul>
Discharge of any garbage other than the above, discharge of any garbage into the area other than the above, and discharge in any state of garbage and the ship other than the above are prohibited.		



総トン数換算表

全長	総トン数
14メートル未満	20トン未満
14メートル以上	20トン以上
18メートル未満	50トン未満
18メートル以上	50トン以上
25メートル未満	100トン未満
25メートル以上	100トン以上
32メートル未満	150トン未満
32メートル以上	150トン以上
36メートル未満	200トン未満
36メートル以上	200トン以上
40メートル未満	250トン未満
40メートル以上	250トン以上
44メートル未満	300トン未満
44メートル以上	300トン以上
55メートル未満	500トン未満
55メートル以上	500トン以上
65メートル未満	800トン未満
65メートル以上	800トン以上
75メートル未満	1,000トン未満
75メートル以上	1,000トン以上
90メートル未満	2,000トン未満
90メートル以上	2,000トン以上
100メートル未満	3,000トン未満
100メートル以上	3,000トン以上
130メートル未満	5,000トン未満
130メートル以上	5,000トン以上
170メートル未満	10,000トン未満
170メートル以上	10,000トン以上
190メートル未満	15,000トン未満
190メートル以上	15,000トン以上
210メートル未満	20,000トン未満
210メートル以上	20,000トン以上

(表紙)

海 上 自 衛 隊  
油 記 録 簿  
貨物油及び水バラストに係る作業

(タンカー用)

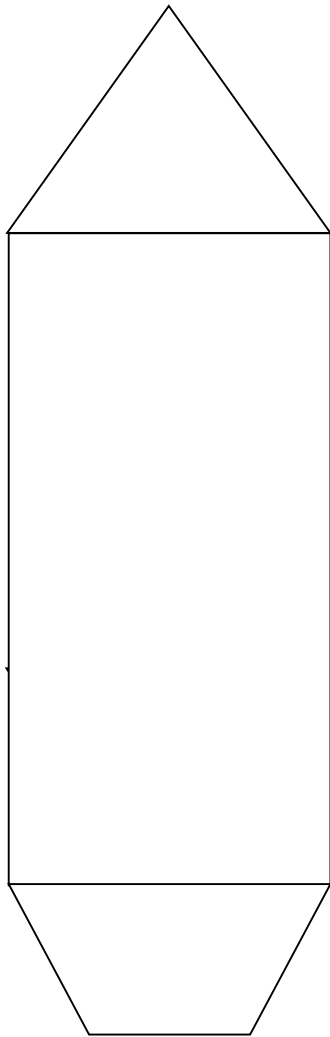
自 年 月 日

至 年 月 日

所 属	
種別記号・番号	
種別・艦船名	
総 ト ン 数	トン以上 トン未満 (貨物油積載容量： 立方メートル)

貨物艙及びスロップタンクの平面図

(船内で記載する。)



〔ポンプルームの位置を  
表示すること。〕

タンクの 識別記号	容 量

スロップタ ンクの深さ	

〔各タンクの容量及びスロップ  
タンクの深さを表示すること。〕

日	符号 (アルファベット)	項目 (番号)	作業の記録及び当該作業の責任者の署名


油濁防止管理者の署名

〔油濁防止管理者の選任〕  
〔されている艦船に限る。〕 \_\_\_\_\_

艦 船 長 の 署 名 \_\_\_\_\_

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付並びに当該作業の内容を表わす符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録及び当該作業の責任者の署名の欄に記入すること。
- 2 国際海洋汚染防止証書を受有する船舶については、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。
- 3 本記録簿は、最後に記載した日から3年間艦船内に保管しなければならない。  
記録すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番号	作業の内容
(A)		貨物油の積込み
	1	積込みの場所
	2	積み込んだ油の種類及びタンクの識別記号
	3	積み込んだ油の総量（積み込んだ油の量（摂氏15度における量）及び積み込み後のタンク内の総量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(B)		航海中に行う船内における貨物油の移替え
	4	タンクの識別記号
	.1	から
	.2	へ（移し入れた油の量及び替えた後のタンク内の総量を表示すること。）
	5	4.1のタンクは、空になったか。（空でなければ残留量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(C)		貨物油の取卸し
	6	取卸しの場所
	7	油を取り卸したタンクの識別番号
	8	タンクは、空になったか。（空でなければ残留量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(D)		原油洗浄（貨物艙原油洗浄設備を用いて運航する原油タンカーのみ） 原油洗浄を行うタンクごとに記入すること。
	9	原油洗浄が行われた港。貨物を取り卸す二の港の間で原油洗浄が行われた場合には、原油洗浄時における船舶の位置
	10	洗浄したタンクの識別記号（注1）
	11	使用した洗浄機の数

	12	洗浄開始の時刻
	13	採用した洗浄方式（注2）
	14	洗浄管圧力
	15	洗浄の完了又は停止の時刻
	16	タンクが空になったことを確認した方法
	17	備考（注3）
(E)		貨物艙への水バラストの積込み
	18	水バラストの積込みの開始時及び完了時における船舶の位置
	19	水バラストの積込み
	.1	水バラストを積み込んだタンクの識別記号
	.2	水バラストの積込みの開始及び完了の時刻
	.3	積み込んだ水バラストの量及び作業を行った各タンク内の水バラストの総量（立方メートルによる。）
(F)		クリーンバラストタンクへの水バラストの積込み （クリーンバラストタンクを用いて運航する油タンカーのみ）
	20	水バラストを積み込んだタンクの識別記号
	21	クリーンバラストタンクへの洗浄用の水又は港における水バラストの積込み時における船舶の位置
	22	スロップタンクに通ずるポンプ及び管の洗浄時における船舶の位置
	23	ポンプ及び管の洗浄により生じた油性混合物のうち、スロップタンク又は一時的に汚れた水バラスト等を保留する貨物艙へ移し替えたものの量及びタンク内の総量（タンクの識別記号を表示すること。立方メートルによる。）
	24	クリーンバラストタンクへの追加の水バラストの積込み時における船舶の位置
	25	貨物油管及びストリップング管とクリーンバラストタンクとを分離する弁が閉鎖された時刻及び船舶の位置
	26	船内に積み込まれたクリーンバラストの量（立方メートルによる。）
(G)		貨物艙の洗浄
	27	洗浄したタンクの識別記号
	28	港又は船舶の位置
	29	洗浄に要した時間

	30	洗浄方法（注4）
	31	処分方法
	. 1	受入施設への処分（港名及び処分量（立方メートルによる。）を表示すること。）（注5）
	. 2	スロップタンク又はスロップタンクとして指定された貨物艙への移替え（タンクの識別記号、移し替えた量及びタンク内の総量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(H)		汚れた水バラストの排出又は処分
	32	タンクの識別記号
	33	排出を開始した時刻及び船舶の位置
	34	排出を完了した時刻及び船舶の位置
	35	排出量（立方メートルによる。）
	36	排出中の船舶の速力
	37	排出中にバラスト用油排出監視制御装置は、作動していたか。
	38	排出中の汚れた水バラスト及び排出場所の海面の定期的な監視は、続けられたか。
	39	スロップタンクに移し替えた油性混合物の量及びタンク内の総量（スロップタンクの識別記号を表示すること。立方メートルによる。）
	40	受入れ施設への処分（港名及び処分量（立方メートルによる。）を表示すること。）（注5）
(I)		スロップタンクからの水の排出
	41	スロップタンクの識別記号
	42	汚水を最後に入れてからのセtringの時間、又は
	43	前回の排出からのセtringの時間
	44	排出を開始した時刻及び船舶の位置
	45	排出の開始時における内容物のアレージ
	46	排出の開始時における油水境界面のアレージ
	47	最終段階前における排出量（立方メートルによる。）及び排出速度（立方メートル毎時による。）
	48	最終段階における排出量（立方メートルによる。）及び排出速度（立方メートル毎時による。）
	49	排出を完了した時刻及び船舶の位置

	50	排出中にバラスト用油排出監視制御装置は、作動していたか。
	51	排出の完了時における油水境界面のアレージ（メートルによる。）
	52	排出中の船舶の速力
	53	排出中の水及び排出場所の海面の定期的な監視は、続けられたか。
	54	スロップタンクからの排出の完了時において船舶の管系の関連するすべての弁が閉鎖されたことを確認した。
(J)		他の方法により処理することができない油性残留物及び油性混合物の収集、移替え及び処分
	55	タンクの識別記号
	56	各タンクからの移し替え、又は処分した量及び各タンクの残留量（立方メートルによる。）
	57	移替え又は処分方法
	. 1	受入施設への処分（港名及び処分量を表示すること。）（注5）
	. 2	貨物油との混合（処分量を表示すること。）
	. 3	他のタンクへの移替え又は他のタンクからの移替え（タンクの識別記号、移し替えた量及びタンク内の総量（立方メートルによる。）を表示すること。）
	. 4	その他（方法及び処分量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(K)		貨物艙に積載しているクリーンバラストの排出
	58	クリーンバラストの排出の開始時における船舶の位置
	59	クリーンバラストを排出したタンクの識別記号
	60	タンクは、排出の完了時において空になったか。
	61	排出の完了時における船舶の位置（58の位置と異なる場合に記入する。）
	62	排出中のクリーンバラスト及び排出場所の海面の定期的な監視は、続けられたか。
(L)		クリーンバラストタンクからの水バラストの排出又は処分（クリーンバラストタンクを用いて運航する油タンカーのみ）
	63	水バラストを排出し、又は処分したタンクの識別記号
	64	水バラストの排出を開始した時刻及び船舶の位置



65	排水を完了した時刻及び船舶の位置
66	排出し、又は処分した量（立方メートルによる。）
. 1	海域への排出量
. 2	受入施設への処分量（港名を表示すること。）（注5）
67	水バラストの排出前又は排出中に油による汚染が認められたか。
68	排出中油分濃度計による排出の監視が行われたか。
69	水バラストの排出の完了時において、貨物油管及びストリップング管とクリーンバラストタンクとを分離する弁が閉鎖された時刻及び船舶の位置
(M)	バラスト用油排出監視制御装置の状態
70	装置が故障した時刻
71	装置が作動可能な状態になった時刻
72	故障の原因
(N)	事故その他の理由による例外的な油の排出
73	排出の時刻
74	排出時における船舶の位置又は場所
75	油の概量（立方メートルによる。）及び種類
76	排出の状況及び原因その他必要な事項
(O)	その他の作業その他必要な事項
	注1 個々のタンクが、操作及び設備の手引書に従って操作したときに同時に作動しない複数の洗浄機を有する構造である場合には、各洗浄機について原油洗浄を行う部分（例えば、第2センタータンク前部）を示すものとする。
	注2 操作及び設備の手引書に従って、一段式の洗浄方式又は多段式の洗浄方式のいずれを採用したかを記載すること。多段式の洗浄方式を採用した場合には、段階ごとに洗浄機の働く垂直方向の角度及び回数を記入すること。
	注3 操作及び設備の手引書に記載されている洗浄の手順によらない場合には、詳細を備考に記入すること。
	注4 ホースによる洗浄、機械による洗浄、化学洗剤による洗浄又はこれらを併用した洗浄のいずれかであることを明記すること。化学洗剤による洗浄の場合には、化学洗剤名及び使用量を記入すること。

		<p>注5 船舶の船長は、受入施設（バージ及びタンクローリーを含む。）の作業責任者から、移し替えた日時とともに移し替えた洗浄水、汚れた水バラスト、油性残留物又は油性混合物の量を詳細に記録した受取書又は証明書を入手すること。当該受取書又は証明書は、油記録簿に添付されることにより、問題とされた油汚染事故に当該船舶が関与していないことの証明に役立つことになる。当該受取書又は証明書は油記録簿とともに保存すること。</p>
<p>特殊な運行に従事する油タンカー</p>		
(P)		水バラストの積込み
	77	水バラストを積み込んだタンクの識別記号
	78	水バラストの積込み時における船舶の位置
	79	積み込まれた水バラストの総量（立方メートルによる。）
	80	備考
(Q)		水バラストの船内における移替え
	81	移替えの理由
(R)		水バラストの受入施設への処分
	82	水バラストを処分した港
	83	受入施設の名称
	84	処分した水バラストの総量（立方メートルによる。）
	85	港湾当局の職員の署名及び印章並びにその日付

(表紙)

海上自衛隊  
油 記 録 簿  
機関区域における作業

(全ての艦船用)

自 年 月 日

至 年 月 日

所 属	
種別記号・番号	
種別・艦船名	
総 ト ン 数	トン以上 トン未満

日	符号 (アルファベット)	項目 (番号)	作業の記録及び当該作業の責任者の署名


油濁防止管理者の署名

〔油濁防止管理者の選任  
されている艦船に限る。〕\_\_\_\_\_

艦 船 長 の 署 名 \_\_\_\_\_

備考

- 1 次の表に掲げる作業を行った場合に、その日付並びに当該作業の内容を表わす符号及び番号を記入するとともに、必要な詳細事項を作業の記録及び当該作業の責任者の署名の欄に記入すること。
- 2 国際海洋汚染防止証書を受有する船舶については、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。
- 3 本記録簿は、最後に記載した日から3年間艦船内に保管しなければならない。  
記録すべき作業の内容並びにその符号及び番号

符号	番号	作業の内容
(A)		燃料油タンクへの水バラストの積込み又は燃料油タンクの洗浄
	1	水バラストを積み込んだタンクの識別記号
	2	油の積載があった後に、タンクを洗浄したかどうか。洗浄しなかった場合には、タンクに積載していた油の種類
	3	タンクの洗浄
	.1	洗浄の開始時及び完了時における船舶の位置及び時刻
	.2	タンクの識別記号及び採用した洗浄方法（水による洗浄、蒸気による洗浄、化学洗剤による洗浄（使用した洗浄剤名及び使用量（立方メートルによる。）を表示すること。）の別を表示すること。）
	.3	洗浄水を移し替えたタンクの識別記号及び移し替えた洗浄水の量（立方メートルによる。）
	4	水バラストの積込み
	.1	水バラストの積込みの開始時及び完了時における船舶の位置及び時刻
	.2	タンクを洗浄せずに水バラストを積み込んだ場合には、水バラストの量（立方メートルによる。）
(B)		燃料油タンクからの汚れた水バラスト又は洗浄水の排出又は処分
	5	タンクの識別記号
	6	排出の開始時における船舶の位置
	7	排出の完了時における船舶の位置
	8	排出中の船舶の速力
	9	排出又は処分の方法
	.1	15ppm 装置を通ずる排出

	. 2	受入施設への処分（港名を表示すること。）
(C)	10	排出し、又は処分した量（立方メートルによる。） 油性残留物（スラッジその他の油性残留物）の収集、移替え及び処分
	11	油性残留物の収集 毎週艦船内に残留した油性残留の量を記入すること。（注1）
	. 1	タンクの識別記号
	. 2	タンクの容量（立方メートルによる。）
	. 3	総残留量（立方メートルによる。）
	. 4	手動で収集した油性残留物の量（立方メートルによる。）
	12	油性残留物の移替え及び処分方法 移し替え、又は処分した油性残留物の量（立方メートルによる。）、空になったタンクの識別記号及び総残留量（立方メートルによる。）を表示すること。
	. 1	受入施設への排出（港名を表示すること。）（注2）
	. 2	他のタンクへの移替え（タンクの識別記号及びタンク内の総量を表示すること。）
	. 3	焼却（当該作業に要した時間を表示すること。）
. 4	その他（方法を表示すること。）	
(D)		機関区域のビルジの非自動的な排出、移替え又は他の方法による処分
	13	排出し、移し替え、又は処分した量（立方メートルによる。） （注3）
	14	排出、移替え又は処分の開始及び停止の時刻
	15	排出、移替え又は処分の方法
	. 1	15ppm 装置を通ずる排出（開始時及び完了時における船舶の位置を表示すること。）
	. 2	受入施設への処分（港名を表示すること。）（注2）
	. 3	スロップタンク又はビルジタンクへの移替え（タンクの識別記号及び総残留量（立方メートルによる。）を表示すること。）
(E)		機関区域のビルジの自動的な排出、移替え又は他の方法による処分
	16	15ppm 装置を通ずる排出で、排出のために装置を自動動作方式にした時刻及び船舶の位置

	17	ビルジをビルジタンクに移し替えるために装置を自動作動方式にした時刻（タンクの識別記号を表示すること。）
	18	装置を手動にした時刻
(F)		装置の状態
	19	装置が故障した時刻（注4）
	20	装置が作動可能な状態になった時刻
	21	故障の原因
(G)		事故その他の理由による例外的な油の排出
	22	排出の時刻
	23	排出時における船舶の位置又は場所
	24	油の概量及び種類
	25	排出の状況及び原因その他必要な事項
(H)		燃料油及びばら積みの潤滑油の補給
	26	補給
	. 1	補給の場所
	. 2	補給の時刻
	. 3	燃料油の種類及び量並びにタンクの識別記号（補給量（トンによる。）及び補給後のタンク内の総量を表示すること。）
	. 4	潤滑油の種類及び量並びにタンクの識別記号（補給量（トンによる。）及び補給後のタンク内の総量を表示すること。）
(I)		その他の作業その他必要な事項
		注1 国際油汚染防止証書の追補の「油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録」及び「油タンカーの船舶の構造及び設備に関する記録」の「3 油性残留物（スラッジ）の保留と処分の方法（第12規則）」に掲げるタンクに限る（国際油汚染防止証書を受有していない船舶にあつては、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準を定める省令（昭和58年運輸省令第38号）第6条第1項第1号に規定するスラッジタンクに限る。）。
		注2 船舶の船長は、受入施設（バージ及びタンクローリーを含む。）の作業責任者から、移し替えた日時とともに移し替えた洗浄水、汚れた水バラスト、油性残留物又は油性混合物の量を詳細に記録した受取書又は証明書を入力するこ

と。当該受取書又は証明書は、油記録簿に添付されることにより、問題とされた油汚染事故に当該船舶が関与していないことの証明に役立つことになる。当該受取書又は証明書は油記録簿とともに保存すること。

注3 ビルジタンク内のビルジを処分した場合には、当該ビルジタンクの識別記号及び容量並びにビルジの残留量を表示すること。

注4 可能な限り、油水分離装置、ビルジ用濃度監視装置及びバラスト用油排出監視装置（タンカー以外の船舶にあっては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置に限る。）の状態についても記載すること。



## 船舶発生廃棄物記録簿

(国際航海に従事する全長50メートル以上及び最大搭載人員15人以上の自衛艦)

(表紙)

船名

Ship's Name \_\_\_\_\_

船舶番号又は信号符字

Distinctive No. or letters \_\_\_\_\_

IMO番号

IMO No. \_\_\_\_\_

期間からまで

Period from \_\_\_\_\_ to \_\_\_\_\_

日時 Date/ Time	艦船の位置/備考 (事故による排出 に関する事項等) Position of the Ship/Remarks e. g. accidental loss	廃棄物の 種類 Category	排出され、又は 焼却される廃 棄物の概量 Estimated Amount Dis-charged or Incinerated (m <sup>3</sup> )	海洋に排出さ れる廃棄物の 概量 To Sea (m <sup>3</sup> )	受入施設へ排出さ れる廃棄物の概量 To Reception Facility (m <sup>3</sup> )	焼却される廃棄 物の概量 Incineration (m <sup>3</sup> )	証明/署名 Certification/ Signature

艦(船)長の署名

日付

Master's Name: \_\_\_\_\_

Date: \_\_\_\_\_

備考

- 1 廃棄物の分類は、以下のとおりとする。

Garbage is to be grouped into categories for the purpose of this record as follows

種類 A: プラスチック

Category A: Plastics

種類 B: 食物くず

Category B: Food Wastes

種類 C: 船上一般廃棄物 (紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等)

Category C: Domestic Wastes

(e. g., paper products, rags, glass, metal, bottles, crockery, etc)

種類 D : 料理油

Category D: Cooking Oil

種類 E : 焼却炉の灰

Category E: Incinerator Ashes

種類 F : 運航上の廃棄物

Category F: Operational Wastes

種類 G : 貨物の残留物

Category G: Cargo Residues

種類 H : 動物の死体

Category H: Animal Carcass(es)

種類 I : 漁具

Category I: fishing Gear

- 2 貨物の残留物を排出する場合にあっては、排出の開始時及び終了時における船舶の位置を記録すること。
- 3 本記録簿は、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

記載細部要領

規程実施担当者		選任年月日	艦船の長承認印
官 職	氏 名	解任年月日	艦船の長承認印

1 全 般

(1) 記載責任者

本記録簿の記載責任者は、規程実施担当者とする。

(2) 記載期間

本記録簿は、外国の港に向けて、国内の港等を最終出港した時から帰国するまでの間、記載するものとする。ただし、帰国後、最初に行う廃棄物の処分については、これを記載するものとする。

(3) 記載事項

記載事項は、次のとおりとする。

ア 廃棄物の海域における排出

- (a) 日時及び艦位（緯度・経度、海域名）
- (b) 廃棄物の種類及び量

イ 廃棄物の受入施設への陸揚げ又は他の船舶への移載

- (a) 日 時
- (b) 施設の名称及び位置（施設名・業者名、港名）
- (c) 船舶の名称及び位置（船名、港名又は海域名）
- (d) 廃棄物の種類及び量

ウ 廃棄物の焼却

- (a) 開始日時及び艦位（緯度・経度又は海域名）
- (b) 終了日時及び艦位（緯度・経度又は海域名）
- (c) 廃棄物の種類及び量

エ 事故その他の理由による例外的な廃棄物の排出

（記載の細部は第3項（3）のとおり。）

- (a) 日時及び艦位（緯度・経度、海域名）
- (b) 廃棄物の種類及び量
- (c) 状況及び理由
- (d) 排出を防止するためにとった措置

(4) 証拠書類の添付

国際航海の期間中、廃棄物を陸上の業者等に引き渡し、受入施設等への陸揚げ処分を依頼した場合には、当該業者等よりその事実を証する書類を入手し、記録簿に添付しなければならない。

なお、証拠書類は、次の事項が記載してある書類であって、受入作業又は移載作業を行った作業担当責任者の署名又は捺印があるものでなければならない。

ア 日 時

イ 施設の名称及び位置（施設名・業者名、港名）

ウ 船舶の名称及び位置（船名、港名又は海域名）

エ 廃棄物の種類及び量

(5) 点 検

本記録簿は、ページの記載が完了した時点で艦船の長が日付を付して署名する。

(6) 保 管

本記録簿は、最後に記載した日から2年間艦船内に保管しなければならない。

(7) その他

ア 記録簿に記載する文字は、漢字又は仮名（外国の地名、人名等、外国文字の使用が適当な場合は、その国字）及びアラビア数字を用いる。

イ 記録簿の記載は、青色又は黒色のペン書き（ボールペンを含む。）により記載し、誤って記載した場合には、記載責任者が当該字句を一線で抹消し、訂正印を押印した上、正しい記載を追加する。

2 記載欄の記載

(1) 表 紙

所属は、所属する部隊名を、番号及び艦船名は、艦船国籍証書に記載してある番号及び名称を記載する。

(2) 日 時

日時は、次の例により記載する。

なお、終了時刻を記載すべき事項については、（ ）を付し、同一欄に終了時刻を併記する。

9月6日 午前8時15分 9/6 0815

7月2日 午後8時15分 7/2 2015 (2300)

(3) 艦 位

艦位は、次の例により記載する。

北緯（南緯）30度45分 30-45N (S)

東経（西経）80度20分 80-20E (W)

〇〇港 〇〇バース

〇〇湾等

(4) 証明／署名

記載責任者が署名する。

(5) 艦船の長の署名及び日付

日付は、次の例により記載する。

3月31日 3/31

### 3 その他

- (1) 作業が同一港内で同一の廃棄物について、反復かつ継続して行われる場合にあつては、当該一連の作業について、一日を最大限として一括して記載することができる。
- (2) 食物くずを焼却した焼却灰については、焼却炉の灰として種類Eとして記載する。
- (3) 事故その他の理由による例外的な廃棄物の排出については、必要事項を記載（様式適宜）の上、本記録簿に添付する。

## 油濁防止緊急措置手引書

(油保管施設等用)

所 属所 在 地油保管施設等名

## 序 文

- 1 本手引書は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）第40条の2（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書）の規定に従って作成されている。
- 2 本手引書の目的は、油汚染事故（油保管施設等から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合をいう。以下同じ。）に対処するための指針を与えることにある。
- 3 本手引書には、海洋汚染防止法及び関係省令により要求されているすべての情報及び行動の指示が記載されている。付録には、他の参考資料とともに本手引書の中で参照すべき連絡先の名称、電話番号等が記載されている。
- 4 付録は、油保管施設等の管理者（以下「管理者」という。）により、最新の状態に維持されなければならない。

## 目 次

## 第1章 総 則

## 第2章 通報手続

## 2・1 通報を要するとき

## 2・2 通報事項

## 2・3 通報先

## 第3章 油汚染事故対応態勢

## 3・1 防災組織の編成

## 3・2 排出油防除資材等

## 第4章 排出の制御

## 4・1 油保管施設等の運用に伴う排出

## 第5章 関係機関との調整

## 5・1 排出油の防除のための関係機関との調整

## 第6章 その他

## 6・1 教育及び訓練

## 6・2 記録の保管

## 6・3 関係図面

## 6・4 手引書の見直し

## 付 録

## I 海上保安庁連絡先リスト

## II 部内連絡系統図

## III 関係者連絡先リスト

## IV 排出油防除資材等の在庫目録

### 第1章 総則

- 1・1 本手引書の目的は、油汚染事故に伴う油の排出を削減し、又は制御するために油保管施設等に勤務する者等が、直ちに採るべき措置に関する事項について、指針を与えることにある。
- 1・2 本手引書は、油保管施設等の運用に伴う油の排出のみならず、油保管施設等を利用する船舶からの油汚染事故に起因する油の排出に対処するための指針も示している。
- 1・3 油汚染事故があった場合において、油の排出を削減してその影響を緩和するためには、関係機関への通報、油保管施設等での排出の制御、外部機関との調整が重要であり、本手引書の指針に従いこれらを適正に実施する必要がある。
- 1・4 本手引書がその目的を達成するためには、本手引書が油保管施設等の管理に携わる者により理解され、緊急時において適正に使用されることが必要である。

### 第2章 通報手続

- 2・1 通報を要するとき
  - 2・1・1 油保管施設等からの油汚染事故を発見した者は、管理者に通報しなければならない。
  - 2・1・2 海洋汚染防止法及び関係省令の規定に従い、油汚染事故があった場合は、管理者（管理者以外の者が代わってその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）は、直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。
  - 2・1・3 油の排出があった場合の通報

次に掲げる油の不適正な排出について、直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

    - ・1 油保管施設等の設備の損壊等による油の排出
    - ・2 油保管施設等を利用する船舶の損壊等による油の排出
  - 2・1・4 油の排出のおそれがある場合の通報

次に掲げる不適正な排出について、油保管施設等の損傷その他の事故により油の不適正な排出のおそれがあると判断される場合は、この旨を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。

    - ・1 油保管施設等の設備又は船舶（搭載された機器及び設備を含む。）の損壊、故障及び火災の程度
    - ・2 油保管施設等外の異常な現象が、油保管施設等に及ぼす影響の程度
    - ・3 気象及び海象の状況
  - 2・1・5 一般的に次に掲げる場合は、通報の対象となる油の不適正な排出のおそれがある場合である。

- ・ 1 油槽、パイプライン、バルブ等の破損・損傷、油槽のオーバーフローが生じたとき。
  - ・ 2 油槽、パイプライン、油保管施設等又はその近傍において火災が発生したとき。
  - ・ 3 近隣施設の火災、爆発等の異常な現象が、油保管施設等の安全な油の保管に影響を及ぼす可能性があるとき。
- 2・1・6 油保管施設等以外における油汚染事故を発見した者は、最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。
- 2・2 通報事項
- 2・2・1 通報事項は、付紙様式「油保管施設等事故通報」による。また、追加通報についても可能な限り同様式による。
- 2・2・2 第1報は、直ちに行うものとし、判明していない事項については、判明次第、随時通報する。
- 2・3 通報先
- 2・3・1 海上保安機関  
海上保安機関に通報する場合は、付録Ⅰ「海上保安庁連絡先リスト」による。
- 2・3・2 油汚染事故を発見した場合の通報、連絡の系統は、付録Ⅱ「部内連絡系統図」及び付録Ⅲ「関係者連絡リスト」による。

### 第3章 油汚染事故対応態勢

- 3・1 防災組織の編成
- 3・1・1 管理者は、油汚染事故が発生した場合に備え、定められた防災組織を編成する。
- 3・1・2 夜間・休日において、油汚染事故が発生した場合は、定められた非常呼集の方法により、隊員を招集する。
- 3・2 排出油防除資材等
- 3・2・1 油保管施設等が保有する排出油防除資材等の種類及び量並びに保管場所は、付録Ⅳ「排出油防除資材等の在庫目録」のとおりである。
- 3・2・2 管理者は、排出油防除資材等の管理責任者を選任する。  
排出油防除資材等の管理責任者は、油汚染事故が発生した場合に、直ちに防除措置を講ずることができるよう、排出油防除資材等の定期点検を実施するとともに、必要に応じた整備を実施する。

### 第4章 排出の制御

- 4・1 油保管施設等の運用に伴う排出  
管理者は排出油防除のため、人命の安全を最優先の上、直ちに次の措置を講ずる。
- 4・1・1 油保管施設（タンク）
- ・ 1 直ちに、緊急停止装置を作動させるなどして作業を停止し、排出油の発生源及び原因並びに排出油の状況を調査し、その把握に努める。



- ・ 2 大量の石油ガスの発生を伴う事故の場合は、火災と爆発を防ぐため、火気管理を一層厳重にするとともに、頻繁にガス検知を行い、火災又は爆発の発生を防止する。
- ・ 3 防油堤外への排出を防止するため、排水弁の閉鎖、防油堤の異常の有無等を確認する。
- ・ 4 引き続き油の排出を防止するために、損壊箇所の応急修理（作業内容については火災の発生の可能性に十分留意する。）、残油のほかの油槽への移送等を実施する。
- ・ 5 海上への排出を防ぐため、土のう等による築堤、排水口の閉鎖等を行い、陸上部の排出油は、できる限り油吸着材、油ゲル化剤等を使用して回収する。
- ・ 6 事故発生と同時に排出油防除資材等を搬出する態勢をとり、必要に応じ当該資材等を投入し、海上への排出に備え、オイルフェンスの展張及び海上警戒を実施する。
- ・ 7 油が海上に流れ出した場合、排出油の拡散を防止するために、必要に応じてオイルフェンスの二次、三次展張を行う。
- ・ 8 油防除作業に当たっては、できる限り油吸着材、油回収装置等を使用して海上に排出された油を回収し、警戒船により汚染海面に他船が接近するのを防止するとともに、必要に応じて作業員又は作業船を動員する。

#### 4・1・2 係留施設（船舶、荷役施設のいずれかの排出かを問わない。）

- ・ 1 直ちに、緊急停止装置を作動させるなどして作業を停止し、船舶及び現場責任者等との連絡を密にし、排出油の発生源及び原因並びに排出油の状態を調査し、その把握に努める。
- ・ 2 大量の石油ガスの発生を伴う事故の場合は、火災と爆発を防ぐため、火気管理を一層厳重にするとともに、頻繁にガス検知を行い火災又は爆発の発生を防止する。
- ・ 3 直ちに、オイルフェンスを展張し、拡散防止措置をとる（事前にオイルフェンスを展張している場合は、・5の措置を講ずる。）。
- ・ 4 引き続き油の排出を防止するために、損壊箇所の修理（作業内容については、火災の発生の可能性に十分留意する。）、残油のほかの油槽（船舶、陸上施設を問わない。）への移送等を実施する。
- ・ 5 事故発生と同時に、排出油防除資材等を搬出する態勢をとり、必要に応じた当該資材等を運搬・投入するとともに、オイルフェンスの二次、三次展張及び海上警戒を実施する。
- ・ 6 ローディングアームのクイックカップラー、係留索のクイックリリースフックが設備されていることを確認し、船舶の緊急離棧に備える。

なお、クイックカップラーは必要と判断した時点で操作し、クイックリ

リースフックはえい船が到着し、船体保持が確保された後に操作する（この場合、展張されているオイルフェンスの存在に留意する。）。

- ・ 7 油防除作業に当たっては、できる限り油吸着材、油回収装置等を使用して海上に排出された油を回収し、警戒船より汚染海面に他船が接近するのを防止するとともに、必要に応じて作業員又は作業船を動員する。

#### 4・1・3 防除措置実施上の留意事項

管理者は、排出油の防除措置を実施するに当たっては、次の事項を遵守し、適切な措置を講じる。

- ・ 1 電話、無線機等を利用し、防災組織内の連絡態勢を密にする。
- ・ 2 通信の運用に当たっては、簡潔、明りょうかつ適正に運用するよう、関係者に周知する。
- ・ 3 火災が発生している場合においては、延焼の防止措置、消火作業等に配慮し、総合的な対応措置を実施する。
- ・ 4 排出油量の規模等から、近隣油保管施設等、指定海上防災機関等の応援を得なければ、十分な排出油の防除措置ができないと判断したときは、これらに、通報の上、協力要請等を行う。
- ・ 5 関係するポンプ及びバルブの操作に当たっては、誤操作の防止に努める。
- ・ 6 具体的な防除処置の決定に際しては、油汚染事故の規模及び態様を分析し、気象・海象の状況を考慮して、事故の影響を評価し、被害の発生が最小限となるよう配慮する。
- ・ 7 排出油防除資材等のうち、油処理剤又は油ゲル化剤の使用に当たっては、技術上の基準に適合したものを、周囲の状況を十分に考慮して使用する。
- ・ 8 回収した油、塵芥<sup>じんがい</sup>等の運搬、陸揚げ及び処分について、処理業者応援協力機関等と連絡を密にし、適確に手配の上、処理する。
- ・ 9 油汚染事故の再発を防ぐため、事故の原因が解明され、その原因が完全に排除されるまで、事故にかかわる施設に関連する作業を再開しない。

### 第5章 関係機関との調整

#### 5・1 排出油の防除のための関係機関との調整

- 5・1・1 管理者は、油保管施設等において採るべき措置について、海上保安庁との連絡・調整に当たる責任者を定め、最寄りの海上保安機関に通知する。
- 5・1・2 連絡・調整責任者は、油汚染事故の状況、防除措置の状況等について、最寄りの海上保安機関と調整を行い、防除措置について必要な調整に努める。
- 5・1・3 管理者は、海上保安庁の職員が現場に到着したときは、速やかに汚染の状況及びこれまでに講じた措置並びに留意事項について報告し、その指示に従うとともに、必要に応じ、海上保安庁が指示する場所に隊員を派遣し、連絡・調整態勢の確保を図る。

### 第6章 その他

## 6・1 教育及び訓練

6・1・1 管理者は、油汚染事故に際して第4章の排出の制御に係る機器等の取り扱いが確実に行われるために、関係職員に対し教育を実施する。

6・1・2 管理者は、油汚染事故に際して本手引書が機能するように、次のとおり訓練を実施する。

- 1 総合防災訓練
- 2 排出油防除資材等搬出訓練
- 3 排出油防除資材等取扱訓練
- 4 オイルフェンス展張訓練
- 5 消防訓練
- 6 緊急呼集訓練

6・1・3 管理者は、関係職員を部外教育機関における研修、訓練に積極的に参加させ、排出油防除等の技術を修得させる。

## 6・2 記録の保管

6・2・1 管理者は、排出防除活動に関する教育訓練、資材等の整備、排出油防除活動の実施等の記録を作成し、3年間保管する。

## 6・3 関係図面

管理者は、排出油の防除活動に有用な関係図面等として、次のものを作成し、添付する。

- 1 防災組織図
- 2 非常呼集図
- 3 排出油防除資材等配置図
- 4 諸管系統図
- 5 漁業施設等の配置状況図
- 6 油保管施設等周辺自然環境状況図

なお、5及び6には、排出した油の拡散漂流予測、予想される影響等を含ませるものとする。

## 6・4 手引書の見直し

本手引書に添付している資料は、常に最新のものに書き換えられている必要があることから、関係者は、これらのリスト中に変更すべき事項を知り得た場合は、この旨を管理者に通知する。

## 油保管施設等事故通報

1	施設の名称及び所在地
2	施設の設置者の氏名又は名称及び住所
3	事故に船舶が関連している場合には、当該船舶の名称、大きさ、用途等
4	排出のあった日時及び場所又は異常な現象があった日時及び場所
5	排出された油の種類、量及び広がり状況
6	事故の概要又は異常な現象の概要
7	発生原因
8	施設において管理されていた、又は管理されている油の種類及び量
9	事故に船舶が関連している場合には、当該船舶に積載されていた、又は積載されている油の種類及び量
10	気象及び海象の状況等 風向、風速、天候、海面の状態、その他
11	死者又は負傷者の有無
12	施設の損壊により油が排出された場合、当該損壊箇所及びその損壊の程度
13	排出された油による海洋汚染の防止のために講じた措置又は油の排出が生じた場合の汚染の防止のために講じようとする措置
14	施設の保有する排出油防除のための船舶、器材及び消耗品の種類及び量並びに人的勢力
15	外部からの援助の必要性
16	その他参考となる事項

付録Ⅰ 海上保安庁連絡先リスト

連絡先	電話番号	記事

付録Ⅱ 部内連絡系統図

管理者等の名称	所属・配置	階級	氏名
管理者			
連絡・調整責任者			
排出油防除資材等			
管理責任者			
(系統図)			

付録Ⅲ 関係者連絡先リスト

連絡先	住所	連絡方法

付録Ⅳ 排出油防除資材等の在庫目録

品名	型式等	当初数量	保管場所	使用後の数量			備考
オイルフェンス		m		/	/	/	
油吸着材		kg		/	/	/	
油処理剤		l		/	/	/	
油ゲル化剤		l		/	/	/	
				/	/	/	

## 船舶発生廃棄物汚染防止規程

所 属 \_\_\_\_\_  
番 号 \_\_\_\_\_  
艦 船 名 \_\_\_\_\_

## 船舶発生廃棄物汚染防止規程

## 第1章 総 則

## 1. 1 「目 的」

船舶発生廃棄物汚染防止規程（以下「規程」という。）は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第10条の3第1項の規定に基づき、船舶発生廃棄物（以下「廃棄物」という。）の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を定め、廃棄物による海洋の汚染を防止することを目的とする。

## 1. 2 「適 用」

海防法施行規則第12条の3の8及び海洋汚染等及び海上災害の防止関係法規の適用について（通達）（海幕施第2574号。5. 5. 28）の規定に基づき、全長25メートル（総トン数100トン）以上の艦船及び最大搭載人員15人以上の艦船（以下「適用艦船」という。）は、規程を艦船内に備え置かなければならない。

## 1. 3 「規程の作成」

規程は、\_\_\_\_\_（艦名）における廃棄物の管理方法等について取りまとめたものである。{空欄記入}

## 1. 4 「規程の周知」

規程がその目的を達成するために、適用艦船の長は規程に定められた事項を、当該艦船内の乗組員及び乗組員以外の者で当該艦船に係る業務を行う者のうち、廃棄物の取扱いに関する作業を行う者に周知させなければならない。

## 1. 5 「規程の参加」

艦船内にある者は、全て規程に参加し、廃棄物の適切な管理に努めることが要求される。

## 1. 6 「海洋環境への配慮」

艦船内にある者は、廃棄物の排出が海洋環境に与える重大な影響を認識したうえで、その発生量をできる限り減少させ、かつ、資源の再利用に努めるなどの補足的な廃棄物管理手法についても考慮しなければならない。

## 1. 7 「適用艦船の長の責任」

適用艦船の長（艦船の長の定めのない支援船については、当該支援船が所属する部隊又は機関にあって、支援船を運用することと定められている隊長又は課（科）長。以下同じ。）は、規程に従った廃棄物の総括的な責任を有する。



- 廃棄物の発生量の低減及び資源再利用の奨励に関する事項
  - 廃棄物の管理方法等について、艦（艇・船）長から特別に指示のあった事項
  - その他
- 

## 第3章 廃棄物の収集等

### 3. 1 「廃棄物の種類」

廃棄物は以下の種類に分類される。{該当事項チェック、空欄記入}

#### (廃プラスチック類) (一切排出禁止。全て陸揚げ)

- ビニール袋類
  - ペットボトル類
  - 発泡スチロール
  - 化繊ウエス
  - その他
- 

- リサイクルゴミ
- 

#### (日常生活廃棄物)

船舶内にある船員その他の日常生活に伴い、船室内等において生ずる全てのゴミ又はこれに類する廃棄物（廃プラスチックを除く。）

- 食物くず
  - 可燃性ゴミ（紙くず、木くず、繊維くず等）
  - 不燃性ゴミ（金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等）
  - その他
- 

- リサイクルゴミ（以上の廃棄物のうち、再利用が可能なもの）
- 

#### (通常活動廃棄物)

貨物輸送、漁ろう、調査、その他の船舶において通常行われている活動（日常活動を除く。）に伴い、船倉、機械室、甲板上等で生ずる廃棄物のうち、次に該当するもの（廃プラスチックを除く。）

- 焼却するもの（廃プラスチックを除く。）
- 無機性のもの（機械室内で生ずる金属くず等）
- 植物性のもの（木工作业で生ずるおがくず等）
- 動物性のもの（こし器の清掃で生ずる海洋動物等）
- その他



- 
- リサイクルゴミ（以上の廃棄物のうち、再利用が可能なもの）
- 

### 3. 2 「廃プラスチック類の収集等」

#### 3. 2. 1 廃プラスチック類の収集及び分別

廃プラスチック類は、その発生場所において収集し、かつ、発生場所又は指定された場所において分別しなければならない。

指定された廃プラスチックの分別場所は、以下のとおりである。{空欄記入、資料1として図示}

##### 【分別場所】

---

#### 3. 2. 2 廃プラスチック類の保管

前項に従い収集・分別した廃プラスチック類は、指定された場所に保管しなければならない。

指定された廃プラスチック類の保管場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

##### 【保管場所】

- ビニール袋類・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ペットボトル類・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 発泡スチロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 化繊ウエス・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- その他\_\_\_\_\_
- リサイクルゴミ
- \_\_\_\_\_

#### 3. 2. 3 廃プラスチック類の識別マーク

前項の保管場所には、専用の保管容器等を設置しなければならない。また、その容器等には色分け等による分かりやすい識別マークを表示しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

##### 【容器等の識別マーク】

- ビニール袋類・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ペットボトル類・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 発泡スチロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 化繊ウエス・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- その他\_\_\_\_\_
- リサイクルゴミ
- \_\_\_\_\_

#### 3. 2. 4 廃プラスチック類の移動手段の確保

廃プラスチック類をその発生場所から、分別又は保管場所へ移動させるための適切な手段を確保しな

なければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【廃プラスチック類の保管場所への移動手段】**

- 容器等に入れ、人の手により移動
- 容器等に入れ、台車により移動
- その他の手段

- 
- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

**3. 2. 5 廃プラスチック類の落下防止策の確保**

廃プラスチック類の収集、分別、保管等の作業、当該作業に伴う移動などを行う際には、廃プラスチック類の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【保管廃プラスチック類の落下防止策】**

- 容器等に蓋の取付け
- 容器等にネットの取付け
- その他の措置

---

**3. 2. 6 廃プラスチック類の衛生面での措置等**

食物が付着して腐敗又は臭気を発するおそれのあるなどの廃プラスチック類については、十分な水洗い及び水切りを行い、できる限り小さくまとめて密閉容器等に保管するなど、衛生面に関する適切な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【保管廃プラスチック類の衛生面での措置】**

- 水洗い及び水切り
- できる限り小さくまとめて密閉容器等に保管
- その他の措置

---

**3. 2. 7 廃プラスチック類の再利用等**

適用艦船の長は、艦（艇・船）内にある者に対し、廃プラスチック類の発生量の低減及び資源の再利用を奨励しなければならない。また、艦（艇・船）内にある者は、できる限り廃プラスチック類の発生量の低減及び資源の再利用に努めるなど、補足的な廃棄物管理手法について十分に考慮しなければならない。

なお、再利用が可能な廃プラスチック類については、艦（艇・船）内にある適当な倉庫等に保管するなどの措置を講じなければならない。

指定する再利用が可能な廃プラスチック類の保管場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

**【保管場所】**

- 利用可能な廃プラスチック類・・・・・・・・・・

また、当該倉庫等の入口付近の見やすい場所に、その保管場所である旨を表示しなければならない。

### 3. 2. 8 廃プラスチック類の引き取り

廃プラスチック類の発生量低減のため、船用品、食料品等の積込みに際して艦船内に持ち込まれた包装材料等については、できる限りその場で納入業者に持ち帰らせるよう努めなければならない。

## 3. 3 「日常生活廃棄物の収集等」

### 3. 3. 1 日常生活廃棄物の収集及び分別

日常生活廃棄物は、その発生場所において収集し、かつ、発生場所又は指定された場所において分別しなければならない。

指定された日常生活廃棄物の分別場所は、以下のとおりである。{空欄記入、資料1として図示}

#### 【分別場所】

---

### 3. 3. 2 日常生活廃棄物の保管

前項に従い収集・分別した日常生活廃棄物は、指定された場所に保管しなければならない。

指定された日常生活廃棄物の保管場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

#### 【保管日常生活廃棄物の種類】

#### 【保管場所】

- 可燃性廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_  
(紙くず、木くず、繊維くず等) \_\_\_\_\_
- 不燃性廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_  
(金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等) \_\_\_\_\_
- 食物くず・・・・・・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_
- その他 \_\_\_\_\_
- リサイクルゴミ  
\_\_\_\_\_

### 3. 3. 3 日常生活廃棄物の識別マーク

前項の保管場所には、日常生活廃棄物の種類ごとに専用の保管容器等を設置しなければならない。また、その容器等には色分け等による分かりやすい識別マークを表示しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

#### 【保管日常生活廃棄物の種類】

#### 【容器等の識別マーク】

- 可燃性廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず等） \_\_\_\_\_
- 不燃性廃棄物（金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等） \_\_\_\_\_
- 食物くず・・・・・・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_
- その他 \_\_\_\_\_
- リサイクルゴミ  
\_\_\_\_\_

### 3. 3. 4 日常生活廃棄物の移動手手段の確保

日常生活廃棄物をその発生場所から、分別又は保管場所へ移動させるための適切な手段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

#### 【日常生活廃棄物の保管場所への移動手手段】

- 容器等に入れ、人の手により移動
- 容器等に入れ、台車により移動
- その他の手段

- 
- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

### 3. 3. 5 日常生活廃棄物の落下防止策の確保

日常生活廃棄物の収集、分別、保管等の作業、当該作業に伴う移動などを行う際には、日常生活廃棄物の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

#### 【保管日常生活廃棄物の落下防止策】

- 容器等に蓋の取付け
- 容器等にネットの取付け
- その他の措置

### 3. 3. 6 日常生活廃棄物の衛生面での措置等

食物が付着して腐敗又は臭気を発するおそれのあるものについては、十分な水洗い及び水切りを行い、できる限り小さくまとめて密閉容器等に保管するなど、衛生面に関する適切な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

#### 【保管日常生活廃棄物の衛生面での措置】

- 水洗い及び水切り
- できる限り小さくまとめて密閉容器等に保管
- その他の措置

### 3. 3. 7 大型の日常生活廃棄物の措置

容器等に保管することが困難な大型の日常生活廃棄物については、できる限り小さくまとめたうえで、艦（艇・船）内にある適当な倉庫等に保管させるなどの措置を講じなければならない。

指定する大型の日常生活廃棄物の保管場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

【大型の日常生活廃棄物の種類】

【保管場所】

- \_\_\_\_\_ . . . . . \_\_\_\_\_

なお、当該倉庫等の入口付近の見やすい場所に、その保管場所である旨を表示しなければならない。

### 3. 3. 8 日常生活廃棄物の再利用等

適用艦船の長は、艦（艇・船）内にある者に対し、日常生活廃棄物の発生量の低減及び資源の再利用

を奨励しなければならない。また、艦（艇・船）内にある者は、できる限り日常生活廃棄物の発生量の低減及び資源の再利用に努めるなど、補足的な廃棄物管理手法について十分に考慮しなければならない。

なお、再利用が可能な日常生活廃棄物については、艦（艇・船）内にある適当な倉庫等に保管するなどの措置を講じなければならない。

指定する再利用が可能な日常生活廃棄物の保管場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

【再利用可能な日常生活廃棄物の種類】	【保管場所】
<input type="checkbox"/> 紙くず	_____
<input type="checkbox"/> 木くず	_____
<input type="checkbox"/> 繊維くず	_____
<input type="checkbox"/> 金属くず	_____
<input type="checkbox"/> その他	_____

なお、当該倉庫等の入口付近の見やすい場所に、その保管場所である旨を表示しなければならない。

### 3. 3. 9 日常生活廃棄物の引き取り

日常生活廃棄物の発生量低減のため、船用品、食料品等の積込みに際して艦（艇・船）内に持ち込まれた包装材料等については、できる限りその場で納入業者に持ち帰らせるよう努めなければならない。

## 3. 4 「通常活動廃棄物の収集等」

### 3. 4. 1 通常活動廃棄物の収集及び分別

通常活動廃棄物は、その発生場所において収集し、かつ、発生場所又は指定された場所において分別しなければならない。

指定された通常活動廃棄物の分別場所は、以下のとおりである。{空欄記入、資料1として図示}

【分別場所】

---

### 3. 4. 2 通常活動廃棄物の保管

前項に従い収集・分別した通常活動廃棄物は、指定された場所に保管しなければならない。

指定された通常活動廃棄物の保管場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

【保管通常活動廃棄物の種類】	【保管場所】
<input type="checkbox"/> 焼却するもの (廃プラスチック類を除く。)	_____
<input type="checkbox"/> 無機性のもの (金属くず等)	_____
<input type="checkbox"/> 植物性のもの	_____
<input type="checkbox"/> 動物性のもの	_____
<input type="checkbox"/> その他	_____

### 3. 4. 3 通常活動廃棄物の識別マーク

前項の保管場所には、通常活動廃棄物の種類ごと専用の保管容器等を設置しなければならない。また、

その容器等には色分け等による分かりやすい識別マークを表示しなければならない。

{該当事項チェック、空欄記入}

【保管通常活動廃棄物の種類】

【容器等の識別マーク】

- 焼却するもの（廃プラスチック類を除く。）・・・ \_\_\_\_\_
- 無機性のもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_
- 植物性のもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_
- 動物性のもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_
- その他 \_\_\_\_\_ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ \_\_\_\_\_

### 3. 4. 4 通常活動廃棄物の移動手手段の確保

通常活動廃棄物をその発生場所から、分別又は保管場所へ移動させるための適切な手段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

【通常活動廃棄物の保管場所への移動手手段】

- 容器等に入れ、人の手により移動
- 容器等に入れ、台車により移動
- その他の手段

- 
- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

### 3. 4. 5 通常活動廃棄物の落下防止策の確保

通常活動廃棄物の収集、分別、保管等の作業、当該作業に伴う移動などを行う際には、通常活動廃棄物の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

【保管通常活動廃棄物の落下防止策】

- 容器等に蓋の取付け
- 容器等にネットの取付け
- その他の措置

### 3. 4. 6 通常活動廃棄物の衛生面での措置等

腐敗のおそれのある通常活動廃棄物については、密閉容器等に保管するなど、衛生面に関する適切な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

【保管通常活動廃棄物の衛生面での措置】

- 密閉容器等に保管
- その他の措置

### 3. 4. 7 大型の通常活動廃棄物の措置

容器等に保管することが困難な大型の通常活動廃棄物については、できる限り小さくまとめたうえで、艦（艇・船）内にある適当な倉庫等に保管させるなどの措置を講じなければならない。

指定する大型の通常活動廃棄物の保管場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、

資料1として図示}

【大型の通常活動廃棄物の種類】

【保管場所】

\_\_\_\_\_ . . . . . \_\_\_\_\_

なお、当該倉庫等の入口付近の見やすい場所に、その保管場所である旨を表示しなければならない。

### 3. 4. 8 通常活動廃棄物の再利用等

適用艦船の長は、艦（艇・船）内にある者に対し、通常活動廃棄物の発生量の低減及び資源の再利用を奨励しなければならない。また、艦（艇・船）内にある者は、できる限り通常活動廃棄物の発生量の低減及び資源の再利用に努めるなど、補足的な廃棄物管理手法について十分に考慮しなければならない。

なお、再利用が可能な通常活動廃棄物については、艦（艇・船）内にある適当な倉庫等に保管するなどの措置を講じなければならない。

指定する再利用が可能な通常活動廃棄物の保管場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

【再利用可能な通常活動廃棄物の種類】

【保管場所】

\_\_\_\_\_ . . . . . \_\_\_\_\_

なお、当該倉庫等の入口付近の見やすい場所に、その保管場所である旨を表示しなければならない。

### 3. 4. 9 通常活動廃棄物の引き取り

通常活動廃棄物の発生量低減のため、船用品、食料品等の積込みに際して艦（艇・船）内に持ち込まれた包装材料等については、できる限りその場で納入業者に持ち帰らせるよう努めなければならない。

## 第4章 廃棄物の処理等

### 4. 1 「廃プラスチック類の処理等」

#### 4. 1. 1 廃プラスチック類の処理

前章の手順により収集した廃プラスチック類については、以下のとおり処理しなければならない。

{該当事項チェック}

- 粉砕・切断処理：陸上の受入施設等に陸揚げするため、あらかじめ粉砕・切断する処理方法
- 無 処 理：陸上の受入施設等に陸揚げするため、艦（艇・船）内では無処理とする方法

#### 4. 1. 2 廃プラスチック類の移動手段の確保

廃プラスチック類を、前章で述べた保管場所から処理場所へ移動させるための適切な手段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

【廃プラスチック類の処理場所への移動手段】

- 容器等に入れ、人の手により移動
  - 容器等に入れ、台車により移動
  - その他の手段
-

- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

#### 4. 1. 3 廃プラスチック類の落下防止策の確保

廃プラスチック類の処理、当該作業に伴う移動などを行う際には、廃プラスチック類の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

##### 【処理等廃プラスチック類の落下防止策】

- 容器等に蓋の取付け
- 容器等にネットの取付け
- その他の措置

---

## 4. 2 「日常生活廃棄物の処理等」

### 4. 2. 1 可燃性廃棄物の処理

前章の手順により収集した日常生活廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず等の可燃性廃棄物については、無処理とし、艦船内で保管しなければならない。

### 4. 2. 2 不燃性廃棄物の処理

前章の手順により収集した日常生活廃棄物のうち、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等の不燃性廃棄物については、以下のとおり艦船内で保管しなければならない。{該当事項チェック}

- 粉碎・切断処理：粉碎・切断処理とする方法
- 無処理：陸上の受入施設等に陸揚げするため、艦（艇・船）内では無処理とする方法

### 4. 2. 3 食物くずの処理

前章の手順により収集した日常生活廃棄物のうち、食物くずについては、以下のとおり処理しなければならない。{該当事項チェック}

- 粉碎処理：一般海域（バルチック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海海域、地中海海域及びカリブ海海域を除く。）のうち領海の基線から外側3～12海里の海域及び特別海域（バルチック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海海域、地中海海域及びカリブ海海域）のうち領海の基線から外側12海里以遠の海域において排出するため、あらかじめ国土交通省令で定める技術上の基準に適合した粉碎装置を用いて最大径25ミリメートル以下に粉碎する処理方法（海防法施行令第4条・別表第2の2）
- 無処理：陸上の受入施設等に陸揚げするため、艦（艇・船）内では無処理とする方法

### 4. 2. 4 その他の日常生活廃棄物の処理

前章の手順により収集した日常生活廃棄物のうち、その他のものについては、以下のとおり処理しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

- 本艦（艇・船）では、その他の日常生活廃棄物に該当するものは発生しない。
- 本艦（艇・船）では、その他の日常生活廃棄物に該当するものは発生する。

##### 【その他の日常生活廃棄物の処理方法】

---



#### 4. 2. 5 日常生活廃棄物の移動手手段の確保

日常生活廃棄物を、前章で述べた保管場所から処理場所へ移動させるための適切な手段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

##### 【日常生活廃棄物の処理場所への移動手手段】

- 容器等に入れ、人の手により移動
- 容器等に入れ、台車により移動
- その他の手段

- 
- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

#### 4. 2. 6 日常生活廃棄物の落下防止策の確保

日常生活廃棄物の処理、当該作業に伴う移動などを行う際には、日常生活廃棄物の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

##### 【処理等日常生活廃棄物の落下防止策】

- 容器等に蓋の取付け
- 容器等にネットの取付け
- その他の措置

### 4. 3 「通常活動廃棄物の処理等」

#### 4. 3. 1 焼却するものの処理

前章の手順により収集した通常活動廃棄物のうち、焼却するものについては、以下のとおり処理しなければならない。{該当事項チェック}

- 焼却処理：「砕氷艦」は艦内の廃棄物の容量を減少するため、あらかじめ焼却炉等の焼却設備を用いて焼却する処理方法（ただし、排出は禁止されている。）
- 本艦（艇・船）で該当する廃棄物は発生しない。

#### 4. 3. 2 無機性のものの処理

前章の手順により収集した通常活動廃棄物のうち、無機性のもの（金属くず等）については、以下のとおり処理しなければならない。{該当事項チェック}

- 無処理：陸上の受入施設等に陸揚げするため、艦（艇・船）内では無処理とする方法
- 本艦（艇・船）で該当する無機性のものは発生しない。

#### 4. 3. 3 植物性のものの処理

前章の手順により収集した通常活動廃棄物のうち、植物性のものについては、以下のとおり処理しなければならない。{該当事項チェック}

- 粉碎・切断処理：陸上の受入施設等に陸揚げするため、木くずを粉碎又は切断する処理方法
- 無処理：陸上の受入施設等に陸揚げするため、艦（艇・船）内では無処理とする方法
- 本艦（艇・船）で該当する植物性のものは発生しない。

#### 4. 3. 4 動物性のものの処理

前章の手順により収集した通常活動廃棄物のうち、動物性のものについては、以下のとおり処理しな

なければならない。{該当事項チェック}

- 無処理：陸上の受入施設等に陸揚げするため、艦（艇・船）内では無処理とする方法
- 本艦（艇・船）で該当する動物性のもは発生しない。

#### 4. 3. 5 その他の通常活動廃棄物の処理

前章の手順により収集した通常活動廃棄物のうち、その他のものについては、以下のとおり処理しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

- 本艦（艇・船）では、その他の通常活動廃棄物に該当するものは発生しない。
- 本艦（艇・船）では、その他の通常活動廃棄物に該当するものは発生する。

【その他の通常活動廃棄物の処理方法】

---

#### 4. 3. 6 植物性のもののうち木くずを処理する場所

植物性のもののうち、木くずを粉碎又は切断処理する場合は、指定された場所で作業を行わなければならない。

指定された木くずの破碎又は切断処理場所は以下のとおりである。{空欄記入、資料1として図示}

【木くずの破碎・切断処理場所】

---

#### 4. 3. 7 通常活動廃棄物の移動手段の確保

通常活動廃棄物を、前章で述べた保管場所から処理場所へ移動させるための適切な手段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

【通常活動廃棄物の処理場所への移動手段】

- 容器等に入れ、人の手により移動
  - 容器等に入れ、台車により移動
  - その他の手段
- 

- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

#### 4. 3. 8 通常活動廃棄物の落下防止策の確保

通常活動廃棄物の処理、当該作業に伴う移動などを行う際には、通常活動廃棄物の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

【処理等通常活動廃棄物の落下防止策】

- 容器等に蓋の取付け
  - 容器等にネットの取付け
  - その他の措置
- 

### 4. 4 「廃棄物の焼却設備」

廃棄物の焼却設備を有する船舶においては、焼却設備の取扱い、点検、設備等について、適切な処理を行わなければならない。{該当事項チェック}

- 本艦（艇・船）は廃棄物の焼却設備を持っている。

- 本艦（艇・船）は廃棄物の焼却設備を持っていない。

焼却設備を有する場合、その設置場所は以下のとおりである。{空欄記入、資料1として図示}

【焼却設備場所】

---

なお、また焼却設備の焼却能力等の要目、取扱方法、取扱い上の注意事項等については、資料に示すとおりである。{資料2として添付}

#### 4. 5 「廃棄物の粉碎設備」

廃棄物の粉碎装置を有する船舶においては、粉碎装置の取扱い、点検、設備等について、適切な処理を行わなければならない。{該当事項チェック}

- 本艦（艇・船）は廃棄物の粉碎装置を持っている。  
 本艦（艇・船）は廃棄物の粉碎を持っていない。

粉碎装置を有する場合、その設置場所は以下のとおりである。{空欄記入、資料1として図示}

【粉碎装置設置場所】

---

なお、焼却設備の粉碎能力等の要目、取扱方法、取扱い上の注意事項等については、資料に示すとおりである。{資料2として添付} また、当該粉碎装置は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、承認を受けたものでなくてはならない。

## 第5章 廃棄物の貯蔵等

### 5. 1 「廃プラスチック類の貯蔵等」

#### 5. 1. 1 廃プラスチック類の貯蔵

前章の手順により処理を行った、又は無処理の廃プラスチック類は、陸上の受入施設等に陸揚げするまでの間、指定された場所に貯蔵しなければならない。

指定された廃プラスチック類の貯蔵場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

【処理の種類】

【貯蔵場所】

- 廃プラスチック類：粉碎・切断処理  
(発泡スチロール )： \_\_\_\_\_
- 廃プラスチック類：無 処 理  
( )： \_\_\_\_\_

#### 5. 1. 2 廃プラスチック類の貯蔵

前項の貯蔵場所には、廃プラスチック類の処理状態ごとに専用の保管容器等を設置しなければなら

い。また、それらの容器等には色分け等による分かりやすい識別マークを表示しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【種類の種類】**

**【容器等の識別マーク】**

- 廃プラスチック類：粉碎・切断処理  
(発泡スチロール )： \_\_\_\_\_
- 廃プラスチック類：無 処 理  
( )： \_\_\_\_\_

**5. 1. 3 廃プラスチック類の移動手段の確保**

廃プラスチック類を、前章で述べた処理場所から貯蔵場へ移動させるための適切な手段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【廃プラスチック類の貯蔵場所への移動手段】**

- 容器等に入れ、人の手により移動
- 容器等に入れ、台車により移動
- その他の手段

- 
- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

**5. 1. 4 廃プラスチック類の落下防止策の確保**

廃プラスチック類の貯蔵、当該作業に伴う移動などを行う際には、廃プラスチック類の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【貯蔵廃プラスチック類の落下防止策】**

- 容器等に蓋の取付け
- 容器等にネットの取付け
- その他の措置

**5. 1. 5 廃プラスチック類の衛生面での措置等**

臭気を発するおそれのあるなどの廃プラスチック類については、密閉容器等に保管するなど、衛生面に関する適切な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【貯蔵等廃プラスチック類の衛生面での措置】**

- 密閉容器等に保管
- その他の措置

---

**5. 2 「日常生活廃棄物の貯蔵等」**

**5. 2. 1 日常生活廃棄物の貯蔵等**

前章の手順により処理を行った、又は無処理の日常生活廃棄物は、陸揚げ又は排出するまで間、指定された場所に貯蔵しなければならない。

指定された日常生活廃棄物の貯蔵場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

- | 【日常生活廃棄物の種類】                    | 【処理の種類】 | 【貯蔵場所】 |
|---------------------------------|---------|--------|
| <input type="checkbox"/> 可燃性廃棄物 | 焼却処理    | _____  |
| (紙くず、木くず、繊維くず等)                 |         |        |
| ※「碎氷艦」のみ。                       |         |        |
| <input type="checkbox"/> 可燃性廃棄物 | 粉碎・切断処理 | _____  |
| (紙くず、木くず、繊維くず等)                 |         |        |
| <input type="checkbox"/> 可燃性廃棄物 | 無処理     | _____  |
| (紙くず、木くず、繊維くず等)                 |         |        |
| <input type="checkbox"/> 不燃性廃棄物 | 無処理     | _____  |
| (金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等)             |         |        |
| <input type="checkbox"/> 食物くず   | 焼却処理    | _____  |
| ※「碎氷艦」のみ。                       |         |        |
| <input type="checkbox"/> 食物くず   | 粉碎処理    | _____  |
| <input type="checkbox"/> 食物くず   | 無処理     | _____  |
| <input type="checkbox"/> その他    |         | _____  |
|                                 | ( )     | _____  |
| <input type="checkbox"/> その他    |         | _____  |
|                                 | ( )     | _____  |

**5. 2. 2 日常生活廃棄物の識別マーク**

前項の貯蔵場所には、日常生活廃棄物の種類及びその処理状態ごとに専用の保管容器等を設置しなければならない。また、その容器等には色分け等による分かりやすい識別マークを表示しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

- | 【日常生活廃棄物の種類】                    | 【処理の種類】 | 【容器等の識別マーク】 |
|---------------------------------|---------|-------------|
| <input type="checkbox"/> 可燃性廃棄物 | 焼却処理    | _____       |
| ※「碎氷艦」のみ。                       |         |             |
| <input type="checkbox"/> 可燃性廃棄物 | 粉碎・切断処理 | _____       |
| <input type="checkbox"/> 可燃性廃棄物 | 無処理     | _____       |
| <input type="checkbox"/> 不燃性廃棄物 | 粉碎・切断処理 | _____       |
| <input type="checkbox"/> 不燃性廃棄物 | 無処理     | _____       |
| <input type="checkbox"/> 食物くず   | 焼却処理    | _____       |
| ※「碎氷艦」のみ。                       |         |             |
| <input type="checkbox"/> 食物くず   | 粉碎処理    | _____       |
| <input type="checkbox"/> 食物くず   | 無処理     | _____       |
| <input type="checkbox"/> その他    |         | _____       |

.....

---

### 5. 2. 3 日常生活廃棄物の移動手段の確保

日常生活廃棄物を、前章で述べた処理場所から貯蔵場所へ移動させるための適切な手段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【日常生活廃棄物の貯蔵場所への移動手段】**

- 容器等に入れ、人の手により移動
- 容器等に入れ、台車により移動
- その他の手段

- 
- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

### 5. 2. 4 日常生活廃棄物の落下防止策の確保

日常生活廃棄物の貯蔵、当該作業に伴う移動などを行う際には、日常生活廃棄物の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【貯蔵等日常生活廃棄物の落下防止策】**

- 容器等に蓋の取付け
- 容器等にネットの取付け
- その他の措置

---

### 5. 2. 5 日常生活廃棄物の衛生面での措置

腐敗のおそれのある無処理の食物くず等については、密閉容器等に保管するなど、衛生面に関する適切な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【貯蔵等日常生活廃棄物の衛生面での措置】**

- 密閉容器等に保管
- その他の措置

---

## 5. 3 「通常活動廃棄物の貯蔵等」

### 5. 3. 1 通常活動廃棄物の貯蔵等

前章の手順により処理を行った、又は無処理の通常活動廃棄物は、陸揚げ又は排出するまで間、指定された場所に貯蔵しなければならない。

指定された通常活動廃棄物の貯蔵場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

**【日常生活廃棄物の種類】      【処理の種類】      【貯蔵場所】**

- 焼却したもの（灰）..... 焼却処理..... \_\_\_\_\_  
    ※「砕氷艦」のみ。
- 無機性のもの..... 無処理..... \_\_\_\_\_
- 植物性のもの..... 粉碎・切断処理

..... \_\_\_\_\_



- その他の措置
- 

### 5. 3. 5 通常活動廃棄物の衛生面での措置

腐敗のおそれのある無処理の食物くず等については、密閉容器等に保管するなど、衛生面に関する適切な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

#### 【貯蔵等通常活動廃棄物の衛生面での措置】

- 密閉容器等に保管
  - その他の措置
- 

## 第6章 廃棄物の排出等

### 6. 1 「廃プラスチック類の陸揚げ等」

#### 6. 1. 1 廃プラスチック類の陸揚げ

前章の手順により、貯蔵した廃プラスチック類については、以下のとおり陸揚げしなければならない。  
{該当事項チェック}

- 陸揚げⅠ：粉碎・切断処理したうえで貯蔵中の当該廃棄物を陸上の受入施設等に陸揚げする。
- 陸揚げⅡ：無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を陸上の受入施設等に陸揚げする。

#### 6. 1. 2 廃プラスチック類の陸揚げ時の連絡体制の確保

本章の手順により、廃プラスチック類を陸上の受入施設等に陸揚げするにあたっては、陸揚げ日時、陸揚げする廃プラスチック類の形態及び量、陸揚げ方法等について、陸上組織とあらかじめ入念な打ち合わせを行うなど、連絡を密にとらなければならない。

#### 6. 1. 3 廃プラスチック類の陸揚げ時の証拠書類の入手

本章の手順により、廃プラスチック類を陸上の受入施設等に陸揚げする国際航海に従事する自衛艦の艦（艇・船）長は、受入施設の管理者又は移載先の船長等から作業に関する事実を証する書類（以下「証拠書類」という。）を入手しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

- 本艦（艇・船）では証拠書類の入手の義務はない。
- 本艦（艇・船）では証拠書類の入手を行う。

#### 6. 1. 4 廃プラスチック類の移動手段の確保

廃プラスチック類を、前章で述べた貯蔵場所から陸揚げ作業場所へ移動させるための適切な手段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

#### 【廃プラスチック類の処理場所への移動手段】

- 容器等に入れ、人の手により移動
- 容器等に入れ、台車により移動
- その他の手段



- 
- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

#### 6. 1. 5 廃プラスチック類の落下防止策の確保

廃プラスチック類の陸揚げ、当該作業に伴う移動などを行う際には、廃プラスチック類の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

##### 【陸揚げ廃プラスチック類の落下防止策】

- 容器等に蓋の取付け
- 容器等にネットの取付け
- その他の措置

---

### 6. 2 「日常生活廃棄物の陸揚げ等」

#### 6. 2. 1 可燃性廃棄物の陸揚げ

前章の手順により貯蔵した日常生活廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず等の可燃性廃棄物については、無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、陸上の受入施設等に陸揚げしなければならない。

#### 6. 2. 2 不燃性廃棄物の陸揚げ

前章の手順により貯蔵した日常生活廃棄物のうち、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等の不燃性廃棄物については、粉碎・切断処理または無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、陸上の受入施設等に陸揚げしなければならない。

#### 6. 2. 3 食物くずの排出等

前章の手順により貯蔵した日常生活廃棄物のうち、食物くずについては、以下のとおり排出又は陸揚げしなければならない。{該当事項チェック}

- 排出Ⅰ： 一般海域（特別海域を除く海域）のうち、領海の基線から外側3～12海里の海域で貯蔵中の当該廃棄物を最大直径25ミリメートル以下に粉碎処理したうえで航行中に排出する。
- 排出Ⅱ： 特別海域（バルチック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海海域、地中海海域及びカリブ海海域）のうち領海の基線から外側12海里以遠の海域において貯蔵中の当該廃棄物を最大直径25ミリメートル以下に粉碎処理したうえで航行中に排出する。
- 排出Ⅲ： 一般海域（特別海域を除く海域）のうち、領海の基線から外側12海里以遠の海域で貯蔵中の当該廃棄物を航行中に排出する。
- 陸揚げ：無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、陸上の受入施設等に陸揚げする。

#### 6. 2. 4 その他の日常生活廃棄物の処理

前章の手順により貯蔵した日常生活廃棄物のうち、その他のものについては、以下のとおり排出又は陸揚げなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

- 本艦（艇・船）では、その他の日常生活廃棄物に該当するものは発生しない。
- 本艦（艇・船）では、その他の日常生活廃棄物に該当するものは発生する。

##### 【その他の日常生活廃棄物の処理方法】

### 6. 2. 5 日常生活廃棄物の排出作業所の指定

前章の手順により、日常生活廃棄物を排出するにあたっては、艦（艇・船）内の指定された場所においてその作業を行わなければならない。

指定された作業場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

【日常生活廃棄物の種類】	【処理の種類】	【排出作業場所】
<input type="checkbox"/> 可燃性廃棄物	焼却処理	_____
※「砕氷艦」のみ。		
<input type="checkbox"/> 可燃性廃棄物	粉碎・切断処理	_____
<input type="checkbox"/> 可燃性廃棄物	無処理	_____
<input type="checkbox"/> 不燃性廃棄物	粉碎・切断処理	_____
<input type="checkbox"/> 不燃性廃棄物	無処理	_____
<input type="checkbox"/> 食物くず	焼却処理	_____
※「砕氷艦」のみ。		
<input type="checkbox"/> 食物くず	粉碎処理	_____
<input type="checkbox"/> 食物くず	無処理	_____
<input type="checkbox"/> その他		_____
_____	_____	_____
<input type="checkbox"/> その他		_____
_____	_____	_____

### 6. 2. 6 日常生活廃棄物の排出時の連絡体制の確保

本章の手順により、日常生活廃棄物を排出するにあたっては、当直士官（艦橋当直員）との連絡を密にとり、現在の艦位が排出を許される海域であることなどの確認を取らなければならない。

### 6. 2. 7 日常生活廃棄物の陸揚げ時の連絡体制の確保

本章の手順により、日常生活廃棄物を陸上の受入施設等に陸揚げするにあたっては、陸揚げ日時、陸揚げする日常生活廃棄物の種類及び量、陸揚げ方法等について、陸上組織とあらかじめ入念な打ち合わせを行うなど、連絡を密にとらなければならない。

### 6. 2. 8 日常生活廃棄物の陸揚げ時の証拠書類の入手

本章の手順により、日常生活廃棄物を陸上の受入施設等に陸揚げする国際航海に従事する自衛艦の艦（艇・船）長は、受入施設の管理者又は移載先の船長等から証拠書類を入手しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

- 本艦（艇・船）では証拠書類の入手の義務はない。
- 本艦（艇・船）では証拠書類の入手を行う。

### 6. 2. 9 日常生活廃棄物の移動手手段の確保

日常生活廃棄物を、前章で述べた貯蔵場所から排出又は陸揚げ作業場所へ移動させるための適切な手

段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【日常生活廃棄物の排出又は陸揚げ作業場所への移動手段】**

- 容器等に入れ、人の手により移動
- 容器等に入れ、台車により移動
- その他の手段

- 
- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

**6. 2. 10 日常生活廃棄物の落下防止策の確保**

日常生活廃棄物の陸揚げ、当該作業に伴う移動などを行う際には、日常生活廃棄物の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

**【陸揚げ日常生活廃棄物の落下防止策】**

- 容器等に蓋の取付け
- 容器等にネットの取付け
- その他の措置

---

**6. 3 「通常活動廃棄物の陸揚げ等」**

**6. 3. 1 焼却したものの陸揚げ**

前章の手順により貯蔵した通常活動廃棄物のうち、焼却したもの（灰）については、以下のとおり陸揚げしなければならない。{該当事項チェック}

- 陸揚げ：貯蔵中の当該廃棄物を、陸上の受入施設等に陸揚げする。
- 本艦（艇・船）では該当する焼却灰は発生しない。

**6. 3. 2 無機性のものの陸揚げ**

前章の手順により貯蔵した通常活動廃棄物のうち、無機性のものについては、以下のとおり陸揚げしなければならない。{該当事項チェック}

- 陸揚げ：粉砕・切断処理及び無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、陸上の受入施設等に陸揚げする。
- 本艦（艇・船）では該当する無機性のものは発生しない。

**6. 3. 3 植物性のものの陸揚げ**

前章の手順により貯蔵した通常活動廃棄物のうち、植物性のものについては、以下のとおり陸揚げしなければならない。{該当事項チェック}

- 陸揚げ：粉砕・切断処理及び無処理のまま貯蔵中の当該廃棄物を、陸上の受入施設等に陸揚げする。
- 本艦（艇・船）では該当する植物性のものは発生しない。

**6. 3. 4 動物性のものの陸揚げ**

前章の手順により貯蔵した通常活動廃棄物のうち、動物性のものについては、以下のとおり陸揚げしなければならない。{該当事項チェック}

- 陸揚げ：貯蔵中の当該廃棄物を、陸上の受入施設等に陸揚げする。

- 本艦（艇・船）では該当する動物性のものは発生しない。

### 6. 3. 5 その他の通常活動廃棄物の陸揚げ

前章の手順により貯蔵した通常活動廃棄物のうち、その他のものについては、以下のとおり陸揚げなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

- 本艦（艇・船）では、その他の通常活動廃棄物に該当するものは発生しない。
- 本艦（艇・船）では、その他の通常活動廃棄物に該当するものは発生する。

【その他の通常活動廃棄物の排出等】

---

### 6. 3. 6 通常活動廃棄物の作業場所の指定

本章の手順により、通常活動廃棄物を処理するにあたっては、指定された場所においてその作業を行わなければならない。

指定された作業場所は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として図示}

【日常生活廃棄物の種類】	【処理の種類】	【処理作業場所】
<input type="checkbox"/> 無機性のもの	無処理	_____
<input type="checkbox"/> 植物性のもの	粉碎又は	_____
	切断処理	_____
<input type="checkbox"/> 植物性のもの	無処理	_____
<input type="checkbox"/> 動物性のもの	無処理	_____
<input type="checkbox"/> その他		
_____	..	_____
<input type="checkbox"/> その他		
_____	..	_____

### 6. 3. 7 通常活動廃棄物の陸揚げ時の連絡体制の確保

本章の手順により、通常活動廃棄物を陸上の受入施設等に陸揚げするにあたっては、陸揚げ日時、陸揚げする通常活動廃棄物の種類及び量、陸揚げ方法等について、陸上組織とあらかじめ入念な打ち合わせを行うなど、連絡を密にとらなければならない。

### 6. 3. 8 通常活動廃棄物の陸揚げ時の証拠書類の入手

本章の手順により、通常活動廃棄物を陸上の受入施設等に陸揚げする国際航海に従事する自衛艦の艦（艇・船）長は、受入施設の管理者又は移載先の船長等から証拠書類を入手しなければならない。

{該当事項チェック、空欄記入}

- 本艦（艇・船）では証拠書類の入手の義務はない。
- 本艦（艇・船）では証拠書類の入手を行う。

### 6. 3. 9 通常活動廃棄物の移手段の確保

通常活動廃棄物を、前章で述べた貯蔵場所から陸揚げ作業場所へ移動させるための適切な手段を確保しなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

【通常活動廃棄物の排出又は陸揚げ作業場所への移手段】

- 容器等に入れ、人の手により移動

- 容器等に入れ、台車により移動
- その他の手段

- 
- 本艦（艇・船）では、かかる作業は発生しない。

### 6. 3. 10 通常活動廃棄物の落下防止策の確保

通常活動廃棄物の陸揚げ、当該作業に伴う移動などを行う際には、通常活動廃棄物の海上への落下防止策等、海洋汚染の防止に必要な措置を講じなければならない。{該当事項チェック、空欄記入}

#### 【陸揚げ通常活動廃棄物の落下防止策】

- 容器等に蓋の取付け
  - 容器等にネットの取付け
  - その他の措置
- 

## 第7章 廃棄物管理に関する艦（艇・船）内教育及び周知活動

### 7. 1 「艦（艇・船）内周知活動」

適用艦船の長は、本艦（艇・船）の乗組員に対し、廃棄物の収集、保管、処理及び排出の手順並びに焼却設備及び粉碎装置の取扱い方法、その他規程の内容の理解及び海防法の遵守を目的とした艦（艇・船）内周知活動を実施しなければならない。

なお、乗組員以外の旅客等に対しても、廃棄物の不適切な排出を防止するために遵守すべき事項について、艦（艇・船）内周知活動を実施するよう努めなければならない。

かかる艦（艇・船）内周知活動は、乗組員が交代した際など適宜実施されなければならない。

### 7. 2 「艦（艇・船）内教育」

適用艦船の長は、乗組員が交代した際などには、新乗艦（艇・船）者に対し、廃棄物の収集、保管、処理及び排出の手順並びに焼却設備（「砕氷艦」のみ。）及び粉碎装置の取扱い方法、その他規程の内容の理解及び海防法の遵守を目的とした艦（艇・船）内教育を適宜実施しなければならない。

### 7. 3 「プラカード（「船舶からの廃棄物排出基準」）の掲示」

全長12メートル以上の船舶所有者は、海防法第10条の5の規定に基づき、当該船舶内にある船員その他の者が、廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適切な排出の防止に関する事項を当該船舶内において、当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならない。（以下「プラカードの掲示」という。）

国際航海に従事する場合にあっては、このほか適宜、英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付さなければならない。

### 7. 4 「プラカードの掲示」

プラカードは科員室、食堂、談話室、通路等艦（艇・船）内の見やすい場所に適宜掲示し、艦（艇・

船) 内にある者にその内容を周知させなければならない。{該当事項チェック、空欄記入、資料1として  
図示}

【揭示場所】

---

## 第8章 廃棄物管理に関する記録

### 8.1 「船舶発生廃棄物記録簿への記載」

国際航海に従事する船舶のうち、全長50メートル（総トン数400トン）以上の船舶及び最大搭載人員15人以上の船舶の船長は、海防法第10条の4の規定に基づき、廃棄物の排出その他廃棄物の取扱いに関する作業等について、その事実を正確に船舶発生廃棄物記録簿（以下、「記録簿」という。）に記載しなければならない。（記録簿の様式及び記載細部要領は「別紙様式第3」のとおり。）

{該当事項チェック}

- 本艦（艇・船）は記録簿の記載義務はない。
- 本艦（艇・船）は記録簿の記載を行う。

記録簿への記載事項は、以下のとおりである。{該当事項チェック、空欄記入}

#### 【記録簿に記載すべき事項】

- 焼却処理を行った廃棄物の種類（※「砕氷艦」のみ。）
- 焼却処理を開始した日時及び艦位（緯度・経度、海域名）（※「砕氷艦」のみ。）
- 焼却処理を終了した日時及び艦位（緯度・経度、海域名）（※「砕氷艦」のみ。）
- 焼却処理を行った廃棄物の量（※「砕氷艦」のみ。）
- 焼却処理を行った者の職名、氏名及び署名（※「砕氷艦」のみ。）
- 排出を行った廃棄物の種類
- 排出を行った日時及び艦位（緯度・経度、海域名）
- 排出を行った廃棄物の量
- 排出を行った者の職名、氏名及び署名
- 陸揚げ又は他の船舶に移載を行った廃棄物の種類
- 陸揚げ又は他の船舶に移載を行った日時及び場所（港名、施設名等）
- 陸揚げ又は他の船舶に移載を行った廃棄物の量
- 陸揚げ先又は移載先船舶の業者名、船名、責任者の氏名及び署名
- 陸揚げ又は他の船舶に移載に立ち会った乗組員の職名、氏名及び署名
- 事故その他の理由による例外的な廃棄物の排出を行った際の日時及び艦位
- 事故その他の理由による例外的な廃棄物の排出を行った際の廃棄物の種類及び量
- 事故その他の理由による例外的な廃棄物の排出を行った際の状況及び理由
- 上記の記載内容について適用艦船の長による確認の署名

#### 【必要に応じて記録簿に記載すべき事項】

- 焼却設備（「砕氷艦」のみ）及び粉碎装置等、処理装置のメンテナンスに関する事項
  - 艦（艇・船）内教育を行った日時及び艦位（緯度・経度、海域名）
  - 艦（艇・船）内教育の内容
  - 艦（艇・船）内教育対象者の職名及び氏名
  - 廃棄物の管理に関し、官憲から指示のあった事項
  - 廃棄物の管理に関し、官憲から指示のあった日時及び場所（港名等）
  - 廃棄物の管理に関する適用艦船の長からの指示事項
  - 廃棄物の管理に関する適用艦船の長からの指示があった日時及び場所（港名、緯度・経度、海域名等）
  - 規程の作成及び改正に関する事項
  - その他必要と思われる事項
- 
- 上記の記載内容について作業を行った者による確認の署名
  - 上記の記載内容について適用艦船の長による確認の署名

## 8. 2 「記録簿の保管」

記録簿は常時艦（艇・船）内に保管し、最終記載日から2年間、艦（艇・船）内に保管しておかなければならない。

# 第9章 適用除外及び変更の手続き

## 9. 1 「適用外」

廃棄物の排出が、以下の各項に該当する場合には、適用外である。（法第10条第1項）

- (1) 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
- (2) 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において、引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該廃棄物の排出

## 9. 2 「その他の規定」

各国の国内法又は地方条例等に別途規定がある場合、当該国に寄港予定の自衛艦にあつては、これらの規定も遵守しなければならない。

# 資 料 ー 1

廃棄物分別場所

廃棄物保管場所

廃棄物処理場所

廃棄物貯蔵場所

廃棄物海上排出作業場所

プラカード（「船舶からの廃棄物排出基準」）

掲示場所

処理設備・装置設置場所



